

する筈はない。現に他の露艦は一隻も重大な損害を受けてゐないのである。何故にアウロラは其僚艦の砲火を喫したのであるか。之に就て十一月五日の露紙ノオエ・ウレミヤ（當時露國政府の有名なる機關紙）に掲げられた目撃者の談に據れば、ジミトリー・ドンスコイとアウロラを率ゐたエンキスト提督は、速力を弛めて、機關破損の爲め落伍した運送船カムチャッカを待合はせることを命ぜられた。二艦は此訓令を其通り實行したのであるが、十月二十二日の朝（即ち二十一日の夜半）旗艦スワロフの乗組員等は其面前に二つの長き黑影が、多量の黒煙を吐きつゝ高速力を以て航進し來るのを見たとき、右の目撃者は語つて居るのである。スワロフは實に之を水雷艇と思ひ、之に發砲したのであつた。此ノオエ・ウレミヤの記事と右露國の海軍幕僚の發表した聲明書とを對照する時は、是等二つの黑影が正しくジミトリー・ドンスコイとアウロラであつたと云ふ結論は殆ど争はれないことではあるまいか。タイムズの此論結は恐らく事實そのものであつたと推定される。報告書に「此夜半攻撃の目標と爲つたものは、恐らく前進枝隊中の或軍艦が旗艦スワロフより後れて來たのを、スワロフが氣が付かなかつたのであらう」と推察して居るのが、即ち夫れである。

(四) 當夜、現場に水雷艇一隻もゐなかつたことは、委員會過半数の認定する所であつて、従つて露國側の主張する如く、日本の水雷艇がゐたなど云ふことは信するを得ない所である。又英國漁船が何等露國艦隊に對し、敵害行爲を爲したものでないことも、委員會全員の一致して認むる所であ

るから、之を日本水雷艇と誤認して砲撃したのは、全然無法の沙汰であつて、此砲撃の行爲と其結果に對して、ロゼストウ・エンスキーが全責任を負はねばならぬものであることに、一點疑ひの餘地はない。委員會の報告書は此點を明白することに努めた。然るに茲に甚だ解し難いことは、委員會の任務は先の審査條約に明かなる如く、事件の責任の所在及び責任が立證された場合、責任者の負ふ可き罪責の程度に關する問題をも審査報告することであるのに、報告書が此罪責の程度に就て何等明言してゐないことである。ロゼストウ・エンスキー提督は漁船砲撃に對しては責任あるが、露國政府に於て彼を審問處罰す可き罪責はないものと、審判したのである。即ち審査委員會の過半数は「但しロゼストウ・エンスキー提督の執つた警戒及び其豫て發したる命令が、戦時、殊に當時の状況に於ては決して過當のものではなかつたこと」又委員會全員は「彼は事件の最初より最後まで、漁船と認めたものを艦隊から砲撃することを防止する一切の手段を親しく講じた」と認定して居るのである。そこで此報告書の一旦世界に發表せらるゝや、之を以て『生殺し裁判』(Scotch verdict)であると誹謗し、單に英露雙方の主張を調停することを圖つたものに過ぎぬとして、峻烈なる非難を蒙つたのである。此非難の當否は姑く措き、事件の責任者は個人的には遂に何等の咎なきものとせられたのであつた。

此審査委員會の報告書は斯く一部に甚しく不満足なるものとせられたのであるが、英露兩國政府

は快く之を承認して、一九〇四年三月九日、駐英露國大使から英國外務大臣に、被害漁夫に對する賠償金として六萬五千磅（我六十五萬圓）を支拂ひ、世界を驚かしたる北海事件も茲に終結を告げたのである。

一時の形勢は遂に英露開戦の一大不祥事を見るに至るかも知れざる程に、危急を告げた北海事件も、國際審査委員會の妙用に依つて、巧に危機を救ふことが出来たのである。英露もし宣戦するに至らんか、フランスは當然ロシヤの爲に起たねばならぬ同盟の關係に在つたので、其結果は引いて歐洲全土の平和を根柢から破壊するに至ることは必定であつて、北海事件の成行如何は直に世界の平和を脅したのであつた。此空前の危機を幸に脱することを得たのは、實にフランス及び英露の政治家の自重に依ること勿論であるが、然も之を平和的に處理する國際審査委員會なる制度が設けられてゐなかつたなら、當事者は其解決の手段に惑うたことであらう。即ちヘーグ條約の存在が此場合に最も其效用を發揮したのであつて、國際審査委員會の制度が最初に且つ最も有効に其效用を實證したのが、此北海事件の解決であつた。併し此事件に利用された國際審査委員會はヘーグ條約に在る儘の國際審査委員會ではなかつた。ヘーグ條約では、國際審査委員會は單に専ら紛争の原因たる事實問題を明かにし、事實の認定を爲すに止まり、其任務は仲裁々判の性質を有するものではないのであつたが、本件の國際審査委員會は實に事實の真相を明かにするのみならず、之に關する責

任の所在と共に責任者の負ふ可き罪責の程度をも決定することを託されたのであるから、此委員會の任務は事實の認定に加ふるに、仲裁判決の性質をも併用せられたものであつた。即ち當時、世間に屢々これを仲裁々判と呼んだものゝあつたのは、寧ろ事實に近い評語であつたと云はねばならない。此委員會に露國側の法律顧問として出席したマンデルスタムは之を惡例として、將來の審査委員會の模範たるものではないと非難したのであるが、國際審査委員會を活用して本件の解決を容易にしたのは、其效用を最も有力に發揮したものと認めざるを得ない。

十六 北海事件に乗じて獨逸皇帝の策動

北海事件が國際審査委員會の活用によつて、平和的解決を告げたことを、當時の世界の平和の爲に、大に慶賀せねばならないも一つ重大な理由がある。露國艦隊の東航は、英國を驅つて場合に依つては露國と開戦するの已むなきに至らしむるに止まらず、虎視眈々たる獨逸皇帝をして、危険なる野心を逞ふせしむる最上の機會を獲せしむるものであつたからである。

日露戦争に於て、露國に對する獨逸の同情は公然の事實であつて、現に獨逸は露帝に向ひ、露國の西部國境を無防備に放棄して置くも、絶対に安全であるとの保障を與へたのみならず、バルチック艦隊が其極東の目的地に達するに缺く可からざる石炭の供給を擔當したものは獨逸であつた。バ

ルチック艦隊の爲に途中石炭供給の問題は、東航計畫と共に露國が各中立國の港灣に於て許可せられんことの交渉を行ふたのであつたが、英國は斷然これを拒絶したに反し、前章に記した如く、獨逸は先に黒海を脱出した露艦ベテルスブルグとスモレンスクに、自國の石炭供給船を隨行せしめ、以て二艦の海上活動を大に自由ならしめた事實に徴するも、バルチック艦隊の東航に再び同様の便宜を圖るの意圖は、明瞭に豫想せられた所であつたから、此爲に或は日獨の間に不祥の事端を開くに至るの危険は當時最も懸念せられたことであつた。そこで英國外相ランスダウン卿は露國艦隊の東航計畫を聞くや、八月二十五日（一九〇四年）駐英獨逸大使に警告するに、若し日本にして獨逸と開戦するに至ることもあらんには、英國は日本の要求に應じ、日英同盟條約の義務に就き考慮して見ねばならぬ（日本を助けて獨逸と開戦せねばならぬとの意）との言を以てした。ランスダウン卿の此警告は後年（一九一七年九月）獨逸政府がノルドドイツエ・アルゲマイネ・ツァイツング紙に發表した所であるが（Cambridge History of British Foreign Policy, Vol III. p.334）、獨帝は英國の此威嚇を直に露帝に告げ、共同の危害に對應するの計畫を提案した。即ち九月二十七日獨帝は露帝に電信を以て『日英兩國政府が貴國艦隊に獨逸が石炭を供給することに共同抗議し、之が停止を要求するに至ることなしと云ふを得ない。斯の如き開戦の威嚇の結果、貴國艦隊は燃料缺乏の爲め、其航行不能に歸することもあらう。仍つて此新危険には露獨兩國提携して當り、且つ兩國は貴國の同

盟國たる佛國に對して、其義務を促さねばならない。斯くして大陸三國の間に有力なる聯盟を作らんか、アングロサクソン團は之を攻撃するに先ち、再思するであらう」と告げたのである。夫れから間もなくして北海事件が突發した。露國が遂に英國に屈するに至つたことは、露帝をして最も心外に思はしめた所であつた。そこで此事件が辛うじて最初の危機を脱した十月二十八日、露帝は前日の獨帝の親電に對し、自ら進んで露獨佛同盟の促進を提唱したのである。『英國の行爲に對する余の憤懣を云ひ現はす言葉さへない。獨逸船が我軍艦に石炭を供給するに對する英國の行動に就き、貴帝の不満は余の全然同意する所である。英國は其勝手の流義を以て、中立維持の規則を解釋するのであるが、今や斷然これを停止せしむ可き時機である。貴帝の言の如く、之に處する唯一の手段は、獨露佛が英日兩國の傲慢無禮を停止せしむ可き協定を即刻遂ぐるに在り。貴帝は此意味の條約の大綱起草せられよ。露國にして夫れを承諾せんか、直に佛國は其同盟國（露國）に聯盟すること必定である』(Lord Newton, Lord Lansdowne, p. 318) 露帝の此親電ほど獨帝を喜ばしめたものはない。蓋し獨帝は之より先き屢々露帝に勸告するに、黒海艦隊をダルダネルス海峽より出動することを以てし、又露國はバルチック艦隊の來航に際し、途中の英國港にて石炭供給の便を得んことを、英國政府に請ひたるに、英國が斷然拒絶したことを聞いて、獨帝は頻に露帝の對英復讐心を煽揚してゐた時であつたから、立所に露帝の提唱に賛意を表

し、三十日左の返信を送つた。

「貴電に多謝す。貴囑の條約草案を同封した書信を、今夕特使を以て送つた。内密の出所より聞く所に據れば、ハルの漁夫等は彼等の漁船隊中に、其漁船隊に屬せざる見知らぬ外國汽船を見たことを、既に自白したと云ふから、正しく闇打を加へんとしたのである。在露都英國大使館では、此事を知つてゐる筈だが、英國内では物議を恐れて、今尙ほ一切祕密にして居る」(Lord Newton, pp. 318, 319)

而して其同封した同盟條約の草案と云ふのは、大要左の三點より成り、獨逸帝國宰相ビュロウ公に諮つて起草されたものである。

露獨兩帝は現戰爭(日露戰爭)を局限する爲め、左の防守同盟條項を約定す。

- 一 若し同盟の一國が歐洲の一國に依つて攻撃せらるゝ場合には、相手同盟國は來援す。兩同盟國は必要の場合、佛國が現露佛同盟條約の下に負擔する義務に就き、佛國の注意を喚起するにと、共同して行動す可し。
- 二 單獨講和を締結す可からず。
- 三 援助の約束中には、交戰國に石炭を供給するが如き行爲が、中立國の權利の侵犯として、第三國より戰後苦情を提起することある可き場合をも含む。

露帝は之を見て大に喜んだが、調印前一應佛國に示さんことを欲した。處が獨帝は全然これに反對した。其爲め此同盟案は一時行惱みの状態に陥つた。其年十二月三日、一獨逸船が英國カーチフに於て石炭を積込むことを、英國政府に依つて差止められた事件がある。夫れは該獨逸船の載貨はバルチック艦隊に仕向けられるものと信じられたからである。獨帝は之を聞知するや、直に此機會を利用して、十二月十二日、露帝に對し先の同盟提案に就て回答を督促し、若し速に之に應ぜざれば、獨逸の露國艦隊に對する石炭供給を停止すると威嚇したのである。

『我等の條約(同盟條約の意)に於て、貴答をせき立てる意志は毛頭ない。併し英國と日本とが獨逸の露國艦隊に對する石炭供給の爲に我に宣戰する場合に、貴帝が我を無援に放置するの意なるか否かに就き、余は今や絶対に積極的保障を得ねばならない。此事實は貴帝の十分お氣付きのこと、確信する。斯の如き戰爭に際して、若し貴帝が余と肩を並べて忠實に戰ふことを、余に保障し得ないとせば、余は遺憾ながら即刻獨逸汽船が貴艦隊に石炭供給を繼續することを禁ぜねばならぬ』(Lord Newton, pp. 319, 320)

然るに露帝は尙ほ同盟條約に調印することを躊躇し、右獨帝の督促には應ぜずして、却つてロゼストウエンスキー提督より、獨逸ハンブルヒ・アメリカ汽船會社の石炭供給船二隻が、露國艦隊にマダガスカル以東に隨行する命令を、獨逸政府から受けてゐないと云ふ不平を訴へて來たことを、

獨帝に傳達したのである。獨帝は心甚だ平ならず、隨行の命令を發することは出来ないかと拒絶した。斯る状態で露獨佛三國同盟案の兩帝交渉は、一時頓挫したのであるが、其頓挫の主因は、露帝が佛國にも同時に之を打開けんことを欲したのを、獨帝が頑強に反對したことに在る。夫れから數箇月間この問題は少しも進捗せず、獨帝のみ心大にあせつたのであるが、翌一九〇五年七月二十四日に至つて、兩帝の間に所謂ビョルコー條約が調印せられ、日露戰爭の終結を期として、露獨同盟を結び、更に佛國を加ふるの密約が成立した。然るに此密約に對し、露國は内に在りては外相ラムスドルフ伯、竝に新にポーツマスより歸來せる日露講和全權ウイッテ伯が、切に露帝を諫止し、外に在りては佛國が強硬に反對したので、折角の同盟計畫も遂に水泡に歸したのである。

右の事實は北海事件の成行が英露の平和關係を、一時大に危殆に瀕した機會に乗じて、獨逸皇帝が其滿々たる野心を逞うするの陰謀を企て、歐洲全局の平和を攪亂する危急の形勢を、最も能く明白にするものである。北海事件の爲に英露遂に干戈を動かし、露國の同盟たる佛國これに參戦し、更に露獨同盟成立して、獨逸が露國を助けて起つに至ることもありたらんか、世界的大動亂は後の一九一四年を待たずして、早く此時に勃發したることなる可く、殊に日露戰爭の局面に如何なる大變化を生ぜしめたかも、測り知れないのである。之を思はゞ北海事件が國際審査委員會の妙用に依つて、速に平和的解決を告げたのは、獨り英露兩國のみの幸福ではないのである。

世界大戰關係問題

敗殘の獨艦ドレスデンの行方

一 秘密根據地ローカス岩

獨逸巡洋艦ドレスデンは排水僅に三千五百餘トン、四・一インチ砲十門を載せた極めて微力の一
小艦であつた。

一九一四年八月一日、大西洋の西印度群島中、當時デンマーク領セント・トーマス島で石炭を補
給した上、本國へ向け歸航の途に就いた。洋上に出てまだ三時間もたない頃、突然ポルト・リコ
から無線電信に接した。歸航を中止して大西洋に留まり敵國通商の破壊に従事せよとの、本國から
の命令であつた。

當時歐洲の風雲俄に急にして、大戰勃發の危機正に目睫の間に迫つてゐた。獨逸海軍は乃ち之に
備ふる爲め、ドレスデンの歸航を中止せしめたのである。而してドレスデンは此敵國通商破壊の新
任務に當るに、最も理想的な好條件を具へてゐた。即ち同艦は既に他國の領海外に出て自由の洋上

に在る上に、石炭は現に満載したばかりであり、然も其航路は本國に向つて北大西洋の中央に在るものと一般に推定されてゐたのであるから、其後行先きを何れに變ずるものを知るものはない。そこでドレスデンは直に航路を一變して一路直に南に向ひ、南米の諸港を出て北上する敵國商船の航路に従ふて下つた。斯かる間に歐洲大戦は八月四日を以て遂に破裂したのである。

ドレスデンの所在を誤り傳へて、紐育沖にゐるものと信じられてゐる其間に、同艦は八月六日には南航して早くも南米アマゾン河口を通過し、パラ港沖に於て其最初の敵船を捕へた。即ち一英國汽船（四〇七二トン）がベノス・アイレスからトリニダードに向ふ途中に在つたのを發見して、之に停船を命じたのである。處が此英船には船長の妻子が同乗してゐたので、船體を破壊した場合に、彼等を自艦に收容することは不便であり、と云つて船を連れ行かんとすると、此英船は石炭が缺乏して居るのでどうにもならない。そこでドレスデンは英船の無線電信機を破壊し、其乗組職員及び船員をして、對獨戰爭中敵對行爲に加はらぬことを誓約せしめた後、遂に船を解放した。それから一時間を経て又一英船（四二五〇トン）に出會ひ、同様の處置を施して之も解放した。然るに其次に來た英船（三三二五トン）は船長、職員、船員ともに敵對行爲不参加の誓約に署名することを斷じて承知せぬので、ドレスデンは甚だ其處置に惑ふたが、併し破壊する程の價值もないと認めて、同船も亦解放して去つた。

更に南東に航してローカス岩に向つた。ローカス岩と云ふのはブラジルのサン・ロッケ岬沖約百三十哩の海上に孤立するもので、南米からする大西洋の航路が、此處で一は東北にカナリー島方面へ、一つは西北に西印度諸島方面へ別れる要衝に當つてゐるのである。而して獨逸海軍は實に此ローカス岩を以て敵船襲撃の一秘密根據地としたのであつた。

兩三日間、此附近の海上を巡航した後、ドレスデンは石炭を補給せねばならなかつた。それには獨逸海軍の用意は極めて周到にして、サン・ロッケ沖とパラ港との中間に、殆ど其名を知るものもないゼリコアアラと云ふブラジルの一入江があつて、其處に入つて待つて居れば、必要な石炭を得ることが出来るやうに、獨逸の配給組織が設けられてゐた。ドレスデンは乃ちそれに這入つて行つて、同所から稍や西方の一港マラニオンに待合はせてゐた一供給船を、八月八日無線電信で呼び寄せ、九日から十日にかけて、石炭五百七十トンを積込んだ（ドレスデンの炭庫の全容量は八百五十トンである）。積込みを終るや兩船相携へて再び洋上に出で、前記ローカス岩とフェルナンド・ノロニヤ島以北を游弋して、東北、西北兩航路を搜索したが得る所はなかつた。此フェルナンド・ノロニヤ島と云ふのは、ローカス岩の東方約八十哩に在る一小火山島であるが、同島には海底電信及び無線電信の中繼所があり、近年、ヨーロッパと南米間を飛んだ飛行機が屢々立寄つたこともある。

之より先きハムブルヒ・アメリカ線の石炭船バーデンは、石炭一萬二千トン積んで、八月七日ペルナムブコに入港してゐた。同港はサン・ロケ岬から僅々二三時間の航程に在るので、ドレスデンは無線電信を以てバーデンにローカス岩附近まで來航を命じた。乃ち命に應じて來たものゝ、大西洋の荒浪に翻弄されつゝ石炭を轉載することの困難は、名状す可からざるものであつた。併し兎も角もして結局二百五十トンばかり積取つた。それは八月十三日の事であつたが、其時この島の燈臺守が現はれて何者だと誰何した。之はスウェーデン船フィルジャと云ふもので、機關の破損を修繕してゐるのだと巧に彼を欺いた。斯かる處に又プロシヤ、ペルシヤの二供給船が相次いで到來した。戦争が不意に突發したに拘らず、獨逸の用意と組織が驚く可く周到巧妙にして、供給が必要に應じて迅速且つ遺憾なく行はれてゐたことは、之に依つても察しられるのである。

二 大西洋を南へ、南へ

ドレスデンは補給船バーデンとプロシヤを伴ふて、獲物を搜しつゝ更に南に下つた。八月十五日ペルナムブコの東北約百八十哩の洋上で一英船(三三五二トン)を捕へ、其乗員をプロシヤに收容し後撃沈した。翌日尙ほ他の英船一隻(四八四七トン)を捕へたが之は釋放した。斯くて同行のプロシヤと別れ、同船をして遠隔の港に收容の捕虜を上陸せしむることにした。プロシヤは乃ち遙に

南航してリオ・デ・ジャネイロに入つた。ドレスデン自身はプロシヤと別るゝに際し、一旦航路を他に轉じた後、南大西洋上の孤島トリニダードの方に向つて去つた。プロシヤに收容した英船の捕虜が、ドレスデンの所在を他に告げることを恐れたからである。

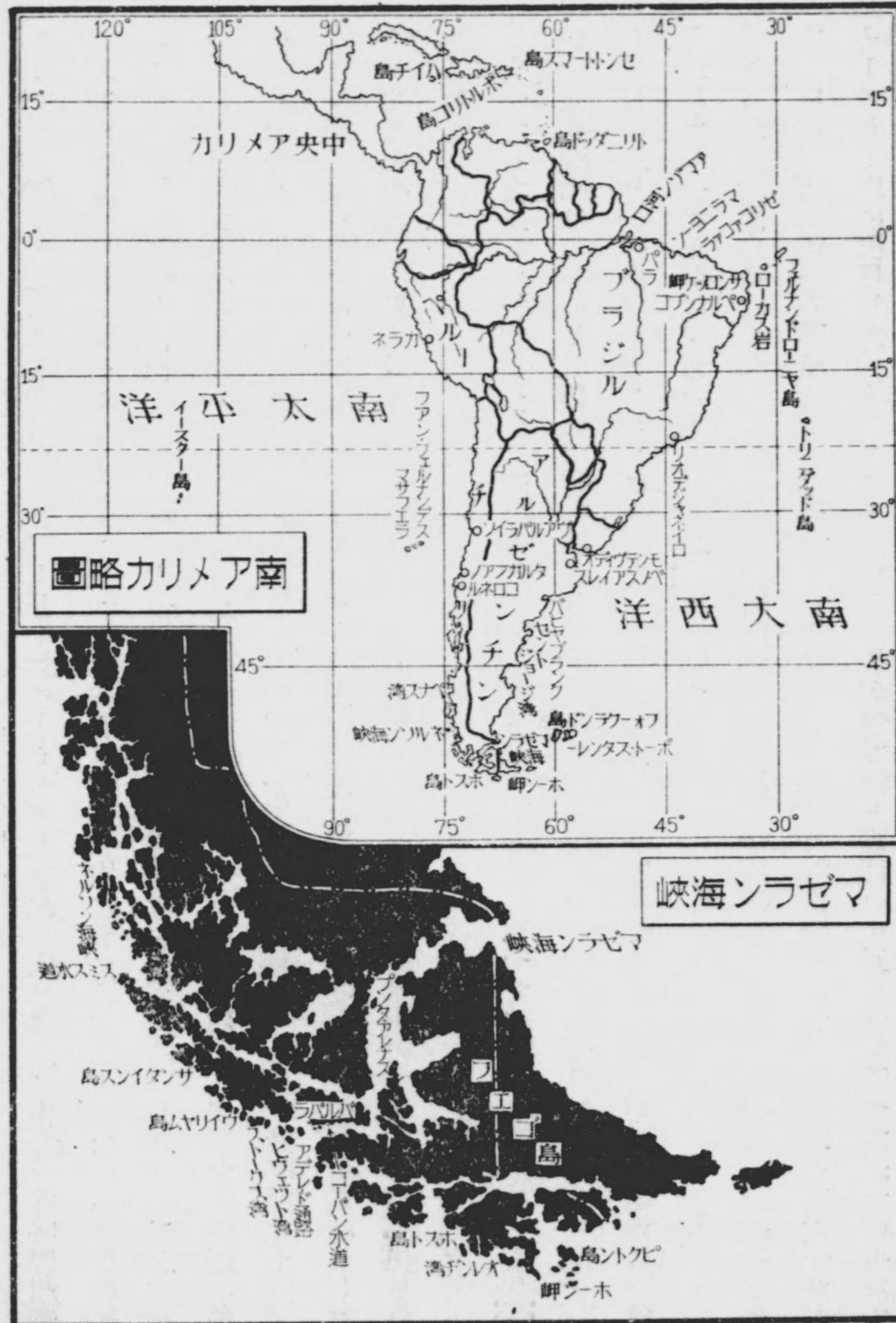
八月十八、九日の夜中、ドレスデン(補給船バーデン同行)は偶々獨逸船スタイエルマルクから無線電信に接した。同船は獨逸南アフリカから來たものである。トリニダード島に到着して見ると、右のスタイエルマルクが居り、一砲艦エベル(戰前南アフリカの海上にゐた唯一の獨逸軍艦で、排水五百七十七トン、武装僅に四・一インチ砲二門を有するに過ぎない微力のものであつたが)も居り、更にベノス・アイレスから汽船サンタ・イサベルが牛四十頭、油、石炭等運び來り、又それから一週間後には汽船セヴラも此處に落合つた。ドレスデンは是等の諸船から食物、燃料の供給を豊富に得て、當分の海上活動に不自由なきに至つたので、二日後には更に南西に向ひ、プラタ河口に通ずる貿易航路に達した。二十六日一英船(四二二三トン)を拿捕して之を撃沈し、乗員を同伴のバーデンに收容した。愈々南航してブラジルの南國境沖に來たとき、又一英船(四八五四トン)を追跡して、之に先きの撃沈英船の捕虜を移し、其職員等が獨逸に對する敵對行爲に加はらないと云ふ誓約の下に、此英船を解放した。

八月末日アルゼンチンのセント・ジョージ灣に入つた。此處はプラタ河口から約八百哩も南に下

つてゐる。南下して此邊に來れば、海上の獲物はマゼラン海峡を利用し又ホーン岬を迂廻する商船に限られる。

氣候既に寒冷の地帯に入つたので、ドレスデン艦長リウデッケは、冬服と機關修繕の材料を調へる爲め、曩にトリニダード島から同伴した補給船サンタ・イサベルをマゼラン海峡に先派し、同船は九月四日海峡内の唯一の良港ブタ・アレナスに到り、此處から電信を以てベノス・アイレスとヴァルパライソ（智利）に在る獨逸配給本部に通信することが出来た。更に海底電信を以て本國伯林の海軍省に訓令を求めた處、三日後に至つて、ドレスデンは目下メキシコ太平洋側のカリフォルニア灣ゲーマス港にゐる巡洋艦ライプチヒと協動す可きことの返電に接した。

ドレスデンは今將に大西洋から太平洋に出でんとするのである。處が其頃大西洋側は獨艦に取つて既に甚だ危険であつた。英國艦隊の出沒漸く繁く、殊にブラジル海岸は最も不安であつた。併しドレスデンはマゼラン海峡には入らず、ホーン岬を迂廻して南アメリカ大陸の最南角ホスト島のオレンジ灣に一旦投錨した。此處は固より世界の最極南であるから、船舶の往來極めて稀なれば、此地を通過するものは、其船名と通過の年月を一板片に書き残すのが、古來の習慣であつた。ドレスデンの水兵も、上陸して一板片に其艦名と一九一四年九月十一日の時日を記入して残して置いた。獨艦ドレスデンが此處を通過したと云ふ何よりも有力な後日の證據と爲つたのである。



オレンジ灣に留まること數日にして、九月十六日ドレスデンは愈々太平洋上に出た。當時膠州灣の根據地から太平洋を東航しつゝあるフォン・スパー提督の艦隊に合せんとするのである。補給船バーデンを伴ひて洋上に出た二日目に、太平洋汽船會社の一巨船オルテガ（八〇七五トン）が、ヴァルパライソから英國に向ふのを發見して直に追跡した。オルテガは大に狼狽して、まだ海圖に載せられないネルソン海峡に逃げ込んだ。然も元來の速力十四ノットに足らざるに、此時能く十八ノットを出して一散に疾走したので、ドレスデンは遂に追跡を斷念した。其間に英船は危険極まるミス水道を通過し、兎角して大西洋に出た。ドレスデンは頻に之を砲撃したのであるが、一弾も命中しなかつた。

太平洋を北上して智利のペナス灣に入り、バーデンから石炭を積取つて、附近の海岸を搜索したが一隻も獲物はなかつた。仍つて暫時陸地から遠ざかり、太平洋上の智利所領ファン・フェルナンデス島に近き一孤島マサ・フェラに達した。大陸から五百哩も隔りたる大洋の眞中であるから、智利政府から抗議を受けて追ひ出される恐れはなかつた。

十月三日、同島に在る間にフォン・スパー艦隊からの無線電信に接した。スパー提督は諸艦を集合する爲に、米大陸から隔絶した洋上の地點を選定せんとしてゐたのであるが、遂に之を南太平洋のイースター島に發見した。イースター島は今日智利領で海上實に一千五百哩を隔つた絶海の孤島である。

三 太平洋上絶海の孤島で勢揃ひ

智利領とは云ひながら、其所在は全然世界の航路から離れてゐるので、固より他との交通なく、僅に一年一回位ひ、此島の開墾會社の一小帆船が、南米との間を往復する外には定期の聯絡はなかつた。周廻十三哩の三角形を成した火山島で、絶えて樹木叢林なく、必ずしも瘠地ではないが、水量には極めて乏しい。たゞ此島が世界に有名なのは、奇形の石人像が大小數百體、列を成して海岸に立つてゐる其無双の異觀である。此石人像は、小なるは三呎、大なるは七十呎の高きものもあつて、平均十六呎に達し、凡て五百五十五體あり、形相は唇薄く侮慢の面貌を呈し、頭に凝灰石の赤冠を頂き、海上に向つて二三百呎の間、一列に屹立する奇觀は、頗る人目を驚かすと稱せらる。尙ほ其傍に約百棟の石屋が立つてゐて、屋壁五呎の厚さを有し、屋内には禽獸その他の繪畫を掲げてある。是等の由來は詳かでないが、之が學術的研究を試みんとて、一九一三年一ヨットに乗つて英國を出帆し（船名をマナと云ひ總噸數九十一トン）、翌一四年三月、此島に來たスコリアスピールトレッヂと呼ぶ英人の夫婦があつた。元來この島の土人はポリネシヤ人種に屬し、曾ては人口三千にも及んだこともあつたが、五十年前ペルー人の爲に扱はかされて、住民の大多數は島を去つて他

に移り、其後更に西方海上の佛領タヒチ島に在るフランス人の牧畜業に雇はれ、又はフランス人の牧師に誘はれて他島に行く等、次第に其數を減じて、當時（一九一四年）は僅に二三百人を残すに過ぎなかつた。故に是等の土人の間に、エドマンズと呼ぶ一英人が本島開墾會社の牧場支配人として住まひ、外に煙草栽培に従事する一獨逸人がゐたのは、寧ろ不思議の存在であつた。然るに此十月に至り、右の石人像研究者ルートレッヂは、夫人と船員一名を島に残し、ヨットを以て南米に渡つたのであるが、之は彼に取つては偶然の幸運であつた。と云ふのは彼は當時固より歐洲大戦の破裂を知る由もなく、然も僅に數日後に至つて、フォン・スペーの獨逸艦隊が此島に現はれたのであるから、彼が其命と頼む所のヨットも、如何なる運命に會つたかも知れなかつたからである。

全然世界から隔絶した此孤島の住民は、大戦争の勃發なぞ風の便りにも聞かないことである。開墾會社の牧場支配人たる英人エドマンズも、ルートレッヂ夫人も、獨逸が己の本國の敵と爲つたとは夢にも知らぬことであつた。其處へ十月十二日の朝、異様の艦隊が突如島沖に現はれたのである。即ちスペー艦隊はシャルンホルスト、グライゼノウ、ヌールンベルグ、ドレスデンの四艦より成り、ライプチヒ其後より之に加はり、其外石炭船、配給船等若干隻を同伴した。ドレスデンは燃料を節約する爲め例のバーデンに曳かれて來た。

斯かる異様の珍客の到來は、恐らくイースター島開闢以來の椿事であり、又盛事でもあつたであ

らう。島の土人も、外人も、目を見張つて此奇異の入來者を眺めた。そして何の爲に此孤島に集まり來たかを怪しんだ。併し獨逸人は一言も戦争に就ては語らなかつた。彼等は支那の根據地からヴァルパライソに行く途中であると云つた。固より聊か疑ふ可くもないので、ルートレッヂ夫人の如きは此獨逸艦隊に數通の手紙を託した。然るに其中の一通を除く外、他は凡て無事に郵送されたと云ふことである。牧場支配人エドマンズも獨逸艦隊に肉類一萬圓が程のものを供給してやつた。之に對して獨逸人は金貨で支拂はうとした處、エドマンズは曾て此島で一開墾業者が殺害されたことを記憶してゐた爲か、現金を斷わつて手形で貰ひたいと申出たのであつた。と云ふ程に彼等は正直に獨逸人の言を信じて疑はなかつたのである。

併し獨逸艦隊の舉動に就ては頗る疑はしい點が多々あつた。乗組員が殆ど上陸したことのないのは、如何にも不可解に思はれた。彼等は世界の近狀に就て何の情報をも知らせず、ひどく隠し立てをしてゐるのは何故であらうか。彼等は新聞を持つてゐないと辯解したが、併しそれにしては彼等が夜間無燈で海上に出かけるのは何の爲であるか等々、島人の間に奇怪な噂が立ち初めた。或日一士官が、

『二箇月内には獨逸は偉いものになる』

と口走つたことは、一層島人等に不審の念を生ぜしめた。斯く乗組員は堅く口外を禁じられてゐた

のであつたが、或日、前記煙草栽培の獨逸人が艦隊を訪ねたとき、遂に大戦破裂の重大事を彼に漏らしたものがあつた。世界が今や大戦亂の最中であることを、イースター島民が知つたのはそれからである。

スベール艦隊は島に留まること丸一週間にして、十月十八日の日没後、海上に去つた。普通國際法の命ずる所に據れば、交戦國軍艦は中立國の港に於て、二十四時間以上碇泊することを得ないものであるのに、獨逸艦隊はイースター島が絶海の孤島で、島民が世界の變化に無智であるのに乗じて、智利の中立權を無視し悠々淹留したのである。

艦隊は其補助艦隊と共に東南に向つて進航し、二十六日マサ・フェラ島に投錨して石炭を補充し、翌日去つて二日後にはヴァルパライソの近海に現はれた。

スベール艦隊が南米の太平洋岸に出沒すると聞いて、當時南大西洋に在つたクラドック提督麾下の英國艦隊は、劣勢ながらも之を迎へ撃たんとして、大西洋よりホーン岬を迂廻しつゝあつた。其オレンジ灣に入つたとき、曩にドレスデンの乗組員が書き残した板片を發見した。獨艦の行方に就て略ぼ見當がついた。

四 コロネル沖の海戦

抑もスベール艦隊と云ふは、大戦前、支那の膠州灣を根據地として、司令官フォン・スベール提督の率ゐてゐた獨逸太平洋艦隊で、大戦の破裂した八月(一九一四年)、スベール提督は支那及び濠洲沿岸に散在せる軍艦數隻を集合して、急に膠州灣を引拂つた。其内の輕巡洋艦エムデンは、敵船襲撃の命を受けて、印度洋方面に獨行し、カールスルーへは其快速力を利用して、直に南大西洋に急航した。スベール提督は其直接の麾下に、装甲巡洋艦グナイゼナウとシャルンホルストの二艦(姉妹艦として一九〇六年進水、共に一一、四〇〇トン、速力少くとも二十三ノット、装甲六インチ、八・二インチ砲八門、五・九インチ砲六門、二十一斤砲十八門)、輕巡洋艦ヌールンベルグ(三、三五〇トン、速力二十五ノット、四・一インチ砲十門)の三艦に、既記の如くドレスデンがイースター島で落合ひ、更に後日輕巡洋艦ライプチヒ(三、二〇〇トン、速力二十二ノット以上、四・一インチ砲十門)が合し、南アメリカの西海岸に向ひ、英國が此方面の海上に有力の艦隊を有せざるに乗じて、其通商を破壊せんと企てたのである。斯くてスベール艦隊は十月下旬ヴァルパライソの近海に現はれてゐた。

此獨逸艦隊の活動に對して、南海の通商航路を保護す可く、サー・クリストファー・クラドック少將の率ゐた英國海軍の一艦隊は、大西洋を南アメリカの東海岸に沿ひて徐々に南航し、十月下旬ホーン岬を廻つて太平洋に出で、智利の沿岸を北上しつゝスベール艦隊を見付けんとした。併しながらクラドック少將麾下の艦隊は、其實力に於て最初より獨逸艦隊の敵ではなかつた。即ち戦艦カノブ

ス（一二、九五〇トン）は艦齡既に十二年、速力僅に十九ノット、十二インチ砲四門、六インチ砲十二門、十二斤砲十門、何れも悉く舊式の武装であつて、艦の甲帯も六インチに過ぎなかつた。装甲巡洋艦二隻の中で、グードホープ（一四、一〇〇トン）も亦艦齡十二年、速力は二十三ノット、武装は九・二インチ砲二門、六インチ砲十六門、十二斤砲十二門、モンマス（九、八〇〇トン）は速力同斷、六インチ砲十四門、十二斤砲八門、獨り輕巡洋艦グラスゴウ（四、八七〇トン）のみは比較的
 新造にして、速力二十五ノットを有し、六インチ砲二門、四インチ砲十門を備へてゐた。尙ほ之に武装船オトラントが隨行してゐたけれども、其戰鬥力に於て、固より敵の小巡洋艦にも遠く及ばないものであつた。加ふるに右の戦艦カノプスは途中故障を生じて、修繕の爲め大西洋に取殘されてゐたので、此英國艦隊は一層劣勢なものになつてゐた。此劣勢を以てして、到底スパー艦隊に對し必勝を期するの望みなきは、英國艦隊の自ら覺悟してゐた所であつたけれども、英國海軍省は何故か之を救ふ爲に遂に何等の處置も執らなかつたのである。當時一士官の書信中に（十月十二日付）
 『之から月末までが危険の時期だ。我々が本國又は地中海から増援を得る前に、太平洋より來りつつある優勢な獨逸艦隊と戦はねばならぬこととなるか否か、此間に決せられるのだ。我海軍省は此方面に有力な艦隊を備へ、我三對二の優勢を利用せねばならぬ筈である。併し我々は如何なる強敵に面するも、快く一戦するであらう』と書殘して居る。

斯くてクラドック艦隊は先づ智利のコロネルに寄り、更に北上してヴァルパライソまで行つたが、打電の爲め再びコロネルに引返へした。十一月一日午前九時、英艦グラスゴウは獨り同港を出て北航した。午後四時頃、忽ち行手の海面に敵艦の南航し來るを發見した。乃ち直に無線電信を以て之を旗艦グードホープに報じたれば、僚艦モンマス、オトラント先づ到り、午後五時旗艦も亦來り加はり、獨逸艦隊と並行して共に智利沿岸を南下した。獨逸艦隊は陸側の航路を取りてシャルンホルストを先頭に、グナイゼナウ、ドレスデン、ヌールンベルグの艦列を以て進み、英國艦隊はグードホープを先頭とし、モンマス、グラスゴウ、オトラントの順を以て、外海の航路に依て對進した。午後七時、秋日既に西方の水平線に沒した頃、兩艦隊の距離七哩なるに及んで、獨逸艦隊の艦列は英國艦隊が丁度夕陽に照らされて居るのを目掛けて、シャルンホルスト眞先に砲撃を開始した。續いてグナイゼナウ以下これに従ひ、一齊に英國艦隊に猛撃を加へ、砲彈着々グードホープとモンマスに命中した。然るに英國艦隊は敵艦隊が沿岸の暮雲に包まれて居る爲め、暫時その射標を失ひ、未だ自ら應戦せざるに早くも大損害を蒙り、七時五十分には旗艦グードホープが大爆發起り、大火災を發して、見る間に水線下に沒した。モンマス亦火を發して船首を著しく沈下しつゝ、一旦洋上に逃げたるも、間もなく沈沒した。獨逸艦隊は乃ち全力を擧げて敵の殘艦グラスゴウに迫つた。此時中秋の月既に昇り、月光晝の如し。獨逸艦これに乗じて英艦を追撃すること愈々急なる其間を、グラ

スゴウは水線下に五弾を喫しながら巧に逃げ廻つて能く難を免がれ、九時の頃に至つて全く敵の追跡を脱した。偶々驟雨沛然として至り、月影爲に暗きを利用して、一散に西北西に走り、再び航路を變じて、先に修繕の爲め途中に残された僚艦カノブスに急を告ぐ可く南下した。翌日ホーン岬から二百哩の海上にてカノブスに遭遇したので、共にマゼラン海峡の方面に進んだ。英國艦隊の他の残艦オトラントは固より大に戦闘力に劣るを以て、開戦に先立ち早く既に隊列を脱し、洋上遠く逃げ延びてゐた。此海戦に死する者、英國司令官クラドック少將以下將卒一千六百五十人、英艦の撃沈せらるゝもの二隻、獨逸側は多くの損傷を蒙ることなく、全然その大勝に歸した。之をコロネル沖の海戦と云ふ。

五 無線電信の偽電

十一月六日、スペー艦隊は再びマサ・フェラ島に集合し、又再び智利の中立を破つて、同島に淹留すること八九日間に及ぶ其間に、最も豊富な獲物を得た。即ち此島を根據として海上で拿捕した一フランス船は三千五百トンの石炭を積み、一ノールウェー船は二千六百餘トンの石炭を積んでゐたのを、皆取り込んだのである。加ふるに獨逸船サクラメントは桑港から石炭と食料品を運んで到来した。艦隊は斯くて十五日に至り漸く同島を退去したが、ドレスデンとライプチヒの二艦は、其四

日前に出帆して、十三日ヴァル・パライスに寄港し、食料品を積込んで翌日立ち去つた。ドレスデンは十六日一英船を撃沈し、其船員を同伴の補給船に移乗せしめ、それから一箇月の後、此收容捕虜をペルーのカヤオ港に上陸せしめた。

スペー艦隊は十一月二十一日智利のペナス灣に集合し、補給船隊亦悉く茲に集つた。五日の後、艦隊は其補給船隊中のバーデン外二隻を率ゐて、愈々大西洋に出づ可く出發した。ホーン岬を廻る頃、十二月二日、英國一帆船(一、八四四トン)を發見し、ライプチヒをして捕獲せしめ、ビクトン島の裏に連れ行き、其搭載してゐた石炭を奪ふて補給船に移した後、船體は海底に撃沈した。之は六日のことであつたが、同日夜、スペー艦隊は東北航して、一路即ちフォークランド島に向つた。

偕て一方英國では、十一月一日に於けるコロネル沖戦の報達するや、乃ちサー・フレデリック・ダヴトン・スターディ少將の一艦隊をして、即刻南大西洋に急航せしめた。一等巡洋艦インヴィンシブル、インフレキシブルの二隻(共に一七、二五〇トン、普通速力二十五ノット、最高速力二十八ノット、十二インチ砲八門、装甲七インチ)を主力とし、之に装甲巡洋艦カーナヴァン(一〇、八五〇トン、二十二ノット、七・五インチ砲四門、六インチ砲六門)、ケント、コーンウォール(共に九、八〇〇トン、二十三ノット、六インチ砲十四門、十二斤砲八門)の三隻を附し、更に途中の海上に於て輕巡洋艦ブリストル(グラスゴウと同級)を加へ、他に武装船マセドニヤを隨へ、尙ほ

先にコロネル沖の海戦から逃げ延びたグラスゴウと、之に同伴せるカノブスを南大西洋の海上で拾ひ上げて、總勢八艦一船、先づ南アメリカの南端を東に遠く隔つるフォークランド島に向つた。

スターデー司令官は獨逸艦隊を此方面に誘致する爲に、一の極めて巧妙なる奇計を試みた。而して獨逸艦隊は悉く此奇計に陥つたのである。即ちスターデー艦隊は敵艦隊が多分英艦カノブスの行方を捜索しつゝあるものと推測し、無線電信を以てカノブスに、フォークランド島ポート・スタンレーに直航することを命じ、且つ同地の要塞には既に新砲が到着して居るから、完全に安全であることを附加して報じたのである。此無線電信は英艦隊の企圖した通りに、獨逸艦隊が悉く盗み聞いた。スペー司令官は此無線電信に疑を抱き、察する所、我にカノブスの安全を誤信せしむる爲の英國側の計略なる可く、ポート・スタンレーの要塞に新砲到着の報、亦全く虚偽なる可く（實際に全く虚偽であつた）、カノブスは必定同地に隠れ居るに相違なければ、無線電信の裏をかくて速にポート・スタンレーに至り、先づ彼を捕獲すると共に、一旦ポート・スタンレーの無線電信所を占領する時は、作戦上の利益この上なしと、勇躍して直にフォークランド島を指して艦隊に急航を命じた。敵艦隊をフォークランド島に誘致せんとしたスターデー司令官の奇計に、獨逸司令官はマンマと引掛かつたのである。獨逸艦隊は先にコロネル沖の海戦後、暫く智利の沿岸を徘徊してゐたのであつたが、乃ち前記の如く十一月十五日を以てマサ・フェラ島の假泊地を出で、先づホーン岬に向つた。

當時偶々日本艦隊が此方面に出没し初めたのを探知して、俄に不安を感じた爲でもあるが、スペー艦隊の意圖は速にカノブスを處分した後、大西洋を横断して南アフリカの沿岸に渡り、近頃獨領西南アフリカ植民地リューデリッツ灣に上陸した南阿軍を襲はんとするに在つた。

六 フォークランド沖の海戦

スターデー艦隊は最も秘密に英國を發航したので、英國の諸港に充滿せる獨逸の間諜も遂に能く之を感じし得なかつた。斯くて十二月七日を以てポート・スタンレーに到着し、石炭を積込み、カノブス、グラスゴウ、ブリストルの三艦は内港に、インヴィンシブル、インフレキシブル、カーナヴァン、コーンウォールは外港に碇泊した。

翌八日の拂曉、フォン・スペーの獨逸艦隊はホーン岬の方面より進み來り、偵察の爲め一輕巡洋艦を先發せしめた。忽ち港口に英艦二隻を發見するや、其旨本隊に急報したれば、スペー司令官は之を以て先のクラドック艦隊の殘艦が潜み居るもののみ思込み、直に戦闘準備を命じて、グナイゼナウを先頭にヌールンベルグ、シャルンホルスト、ドレスデン、ライプチヒの順に依り、躍然として港口に迫つた。英艦隊の方にては、午前八時、信號所よりの急報に依つて、早くも敵艦の近付き來れるを知り、巡洋戦隊以外の全艦隊既に石炭積込を終りて、全速力出動の用意成り、巡洋戦艦は燃料

油を焚きて濛々たる黒煙を揚げ、全く艦體を被ふてゐたので、敵は最初これを知らず、九時先づ無線電信所を砲撃したるに對し、カノプスは海岸に於ける信號士官の合圖に依り、地頸を越えて港内から獨艦シャルンホルストに向け一弾を發した。九時半、スぺー艦隊は愈々港口に達し、初めて英艦隊の優勢なる實體を發見したのである。之を發見すると共に忽ち其進路を變じ、外海を指して一散に逃走し始めた。スターディー乃ち全艦隊を擧げて全速力總追撃を命じた。

ケント先頭に立ち、グラスゴウ之に次ぎ、カーナヴァン、インヴィンシブル、インフレキシブル、コーンウォールの艦列を以て港外に出た。獨艦隊はバーデンとサンタ・イサベルの二運送船を隨へてゐたが、フォークランド島の南に落伍してゐたので、英艦ブリストルとマセドニヤの二艦これを追跡し、カノプス獨り港内に残留した。十時頃、兩艦隊相距ること十二哩、スぺー艦隊が眞東に向つて航走するのを、今やインヴィンシブルとインフレキシブルの兩巡洋戦艦先頭に出でて、刻々敵艦隊に接近し、午後一時頃いよいよ急迫して、最も後れたる獨艦ライプチヒに對し最初の砲火を加へた。フォン・スぺーは逃走の最早や絶望なるを觀念し、乃ち應戰の決心を爲した。然れども英艦隊の主力たる巡洋戦艦の優勢な速力と其長射程に鑑みる時は、勝敗は最初より問題ではなかつたのである。獨艦中のヌールンベルグ、ドレスデン、ライプチヒの三輕巡洋艦は、早く既に艦列を脱して南方に逸走し始めた。ケント、グラスゴウ、コーンウォールの英艦これを追ひ、インヴィンシブル、インフ

レキシブル、カーナヴァンは獨艦シャルンホルストとグナイゼナウに當り、午後二時の頃より砲戦いよいよ開始され、スぺーの旗艦シャルンホルストに猛烈なる砲火を集中して、二時間の後には(午後四時)同艦は遂に艦體を眞逆さまにして顛覆沈没した。グナイゼナウも亦それより更に二時間を経て(午後六時)戦闘力を失ひ、間もなく撃沈された。

英艦ケント、グラスゴウ、コーンウォールの三隻は、逃ぐる獨艦ドレスデン、ヌールンベルグ、ライプチヒを追撃して大に戦ひ、力互に相匹敵したれば、激戦數時間に亘りしが、最も東方に在りし獨艦ドレスデン先づ逃走を企て、ヌールンベルグは英艦ケントより發した砲彈の爲に火災を起し、午後七時半、最後まで應戰しつゝ沈没した。ライプチヒ亦英艦グラスゴウ、コーンウォールに猛射せられて、午後九時遂に撃沈せられた。早く逃走したドレスデンは遙に南方に落延びて、細雨霏々たる夜陰に影を沒した。又先にフォークランド島の南方まで獨艦隊に隨ひし運送船二隻も、ブリストルの爲に難なく打取られた。

斯くて此フォークランド沖の海戦は全く英艦隊の大勝に歸し、前日のコロネル沖の海戦に於ける惨敗の仇を報じたのである。又この海戦に於て英艦隊の損傷は極めて輕微にして、インヴィンシブルは十八弾を蒙りたるも一人の死傷者さへなく、インフレキシブルは僅に三弾を打たれたのみにて死者も一人に止まり、巡洋艦に至つては損傷比較的大なりしが、夫れにしてもケントは死者四人、傷

者十二人、グラスゴウは死者九人、傷者四人を出だすに過ぎなかつた。コロネル沖の海戦にては、獨艦は其撃沈した英艦の將卒を一人も救助しなかつたに反し、此海戦に於ては、敵の遭難者の救助に努め、グナイゼナウ艦長その他二百名を海中から救ひ上げた。然も當時海水氷冷にして、凍死するもの多く、又幸に浮流物に取り付きたるものも、偶々信天翁の襲撃に遭ひて忽ち眼球を啄かれ、再び手を離して海中に没し、無惨の溺死を遂げた者その數を知らず、司令官フォン・スペーも其二子と共に海底の藻屑となつた。英艦隊の報告に依れば、スペー艦隊は敵ながらも天晴れの快戦を戦ひ、最後まで善戦して抵抗を止めず、或艦の如きは上甲板全く破滅して、全艦員悉く死滅するに至るも、尙ほ斷じて降伏を肯じなかつたと云ふ。司令官スターディー少將の報告は、此敵の勇戦に對して、最高無上の讃辭と敬意を呈して居る。

七 逃げ迷ふ敗残の一艦

フォークランド島沖の一戦に依つて、ドレスデンは世界の海上に於て、最早や一隻の僚艦もなき孤影孑然たる身となつた。

蓋し獨逸の本國艦隊は、海戦の當初より英國海軍の爲に全く其領水内に封じ込められて、時々北海に出動を試みるの外、空しく自國の根據地に蟄伏するに過ぎなかつたのであるから、今や唯一の

在外艦隊たるフォン・スペーの諸艦が、殆ど擧げて撃滅せられたるに及んで、カイザー一生の偉業として誇つた獨逸海軍も、遂に世界の海上に其隻影だに留めざるに至つたのである。先にスペー提督が膠州灣を出航するに當り、密に印度洋に放つた輕巡洋艦エムデンは、頻に海上に躍動してゐたが、遂に十一月中旬(コロネル沖海戦の數日後)印度洋キーリング島に於て、濠洲所屬の軍艦シドニーの爲に打取られ、又エムデンと前後して極東から南大西洋に高飛びした輕巡洋艦カールスルーヘも、亦エムデンと略ぼ同じ頃、西印度の某島附近に難破したものの如くなれば、武装商船クロンプリンツ・ウイルヘルムとプリンツ・アイテル・フリードリッヒの二隻が、公海に多少の活動を爲せる以外には、フォークランド沖海戦に巧に脱走した輕巡洋艦ドレスデンの一隻のみ獨り世界の海上に取残されてゐるのである。

加ふるに之まで不自由を感じなかつた海上の供給も、制海權が今や完全に英國海軍の掌中に歸すると共に、全然その途を絶たるゝに至つた。殊に従來久しく海上横行を逞しうすることが出来たのも、一つには南米諸國が中立義務を厳守することを怠つてゐた爲であつたが、それからはブラジルでも、アルゼンチンでも、中立規則を嚴重に勵行し初め、石炭供給船にして苟も獨逸軍艦の爲にするものと疑はるゝ場合には、斷じて出港を許さず、ウルグアイ及び智利政府も亦警戒を嚴密にするに至つたから、南米の諸地に配置されてゐた獨逸の配給官吏は、茲に至つて殆ど手も足も出せなくな

つた。獨逸が尙ほ若干量の石炭を密藏してゐたのは、大西洋の向う側なるカナリー群島中の某々二島だけと爲つたのである。斯うなつては流石のドレスデンも、天が下に身を寄する木蔭さへなき哀れの末路を悲しまねばならなかつた。

併し艦長リウデッケは運命の既に斯く窮せるにも拘らず少しも失望しなかつた。彼は凡ゆる手段を利用して、飽まで運命と戦はんと決心したのである。

八 死の如き荒涼の景

フォークランド沖から脱走後、ドレスデンは最初南米の最南端に在るピクトン島に志した。其處は曩にフォン・スパー提督が補給船の集合地とした所であつたからである。然るにドレスデンの發した無線電信に對して、補給船からの返事はなかつた。ドレスデンは今や石炭が入用である。何處に如何にして且つ安全に之を得べきか。マゼラン海峡内のプンタ・アレナスの外、最早や彼の行く所はない。併し海峡の東入口には確に英國軍艦が見張つてゐるに相違ない。そこでドレスデンは敵を欺き易きコーバー水道を擇んで、十二月十日竊に之に入り、午後四時シヨル灣と云ふ所に投錨した。プンタ・アレナスから南六十哩程の地である。石炭既に漸く盡きんとするので、リウデッケ艦長は水兵を上陸せしめて樹木を伐らしめ、以て纜に燃料を補充した。ドレスデンの炭載量は八百五十

トンであつたが、残る所僅々百六十トンに過ぎない心細い状態であつた。

其夜、智利の一水雷砲艦が突如ドレスデンにやつて來た。艦齡既に二十餘年に達する老朽艦で、武装亦甚だ劣弱であつたが、智利の國法を代表してリウデッケ艦長に向ひ、二十四時間以上碇泊することを許さないと申渡した。艦長は之に取り合はず、十二日午前同灣を抜錨して、今度はプンタ・アレナスに移つた。本國政府が豫て米國石炭船ミネソタを備船して、同港に置いてあることを知つてゐたからである。然るに意外にも此米船長は、シャヴェル一杯の石炭と雖も、軍艦には供給するとは出来ないと拒絶した。之はドレスデンに取つて非常な當て違ひで、迎も狼狽したと云ふのは、其怖るゝ英國艦隊が現に附近の海上に在ることが、米船長の此強硬な態度で想像されたからである。併し幸にも獨逸の汽船が開戦後同港内に碇泊してゐたので、同船から煉炭七百五十トンを得て、翌十三日夜十時倉皇として海峡を南に航下した。それから五時間を経て英國軍艦プリストルが入港して來た。ドレスデンはあぶない處で虎口を脱したのである。

それから後のドレスデンは全く天地間、身を措く所なき思ひを爲しつゝ、マゼラン海峡内の島蔭岩間を此所彼所と逃げ廻つたのである。然るにマゼラン海峡の水道は曲折出入の變化極まりなく、宛然たる八幡の藪の迷路を成せる上に、二十世紀の今日に及ぶも測量尙ほ甚だ不完全にして、約百年前ダーウィンの探検船ビーグル號以來の海圖を、今も手頼りとしてゐる状態であるので、晝間の

外は通航頗る危険なるに加へて、潮流急にして且つ強く、又毎日二十四時間中の十一時間は降雨し時候寒冷濕潤なると共に濃霧常に深く、剩へ太古以來の鬱然たる深林を以て包まれた連山の峻崖が海峡の兩岸から水面に迫つて、晝尙ほ暗き陰慘の觀を呈し、ダーウィンが曾て評して『死の如き荒涼の景』であると云つた其言の通り、正しく世界の果たる凄愴の風物である。敗殘の軍艦が敵の追手を脱がれて、其身を隠すには之れほど屈強の場所はない。其中にも海峡の眞ん中に在るブンタ・アレナスの港は、暫時ながらもドレスデンの爲に最も有利な避難所であつた。港民の中には多數の獨逸同情者があつて、絶えず食料品を供給して呉れるのみならず、追手の英艦の動靜に就て貴重な情報を與へて呉れた。之が爲にドレスデンの行方は當時全く英艦に知れず、英國は戰艦、巡洋艦、武装商船等その海軍力を盡して、大西洋、太平洋の廣き海面は勿論、灣と云ふ灣、入江と云ふ入江、海峡、水道、内海、外海、殆ど隈なく搜し廻つたが、全然何等の手がかりがなかつた。ドレスデンは其間にもブンタ・アレナスから本國と通信の聯絡を保つてゐたのである。

然るに茲に甚だ不可解なのは、英國海軍が斯く八方に眼をくばりながら、獨りマゼラン海峡の太平洋側なるバルバラ水道と、海峡の西口からホーン岬に至る間の諸島の探索を行はなかつたことである。畢竟通路の危険に因るものであらうが、ドレスデンは英艦監視の此虚に乗じて、前記の如く十三日ブンタ・アレナスを出て海峡を南下し、西折して遂にバルバラ水道の西南口ヒウエット灣に移

つた。其處で補給船アマシスに遭つた。同年クリスマス後までも此處に隠れてゐた其間に、他の一補給船シエラ・コルドバが石炭千五百トンを積んで、ウルグアイのモンテ・ヴィデオから送られつゝあることの情報を得た(十九日)。之に依つて見るも、ドレスデンと外界との聯絡が尙ほ維持されてゐたことが察しられるのである。

ドレスデンは右の補給船アマシスを其處からブンタ・アレナスに派遣して、既記の米船ミネソタから載貨を己に代つて積取らしめんとした。然るに智利官憲は嚴に之を禁じ且つアマシスを抑留したので、再び目的を達しなかつたのみか、豫期せるシエラ・コルドバも英艦の活動に妨げられて途中航進を中止した爲め、一切の供給ハタと杜絶した。獨艦は今も愈々窮して、再び乗員を上陸せしめ、樹木を伐つて燃料に代用し、殘炭を保存することに努むるの外なき窮狀に陥つた。

九 マゼラン海峡の秘密

處が其クリスマス翌日、ドレスデンの隠れたヒウエット灣に、此邊には絶えて見馴れぬ一隻のモーター・ボートが現はれた。ボートの中には一人のフランス人がゐた。彼はドレスデンの一所屬ボートの内に水兵のゐるのを目ざとく見留め、彼等が獨逸人であることを咎めた。水兵等は即座に否定したけれど、彼は水兵等の腕にありと獨逸語で彫まれた黥を指摘して追窮したので、彼等

は遂に正體を暴露した。艦長リウデッケは茲に至つてドレスデンの秘密が全く發覺したことを知り、早速逃仕度に取りかゝつた。翌日(二十七日)乃ちクリスマス灣(ストークス灣の一端)に轉ぜんとして一汽艇を先發し、具さに水路を探索せしめた。蓋し此灣は海圖の記載不正確にして、英國海軍省の地圖には之を陸地としてゐる程に、一般には全然未知の地點であつたからである。

曩にドレスデンが尙ほマゼラン海峽内のブンタ・アレナスにゐたとき、同地の獨逸領事は其儘そこに留まれと勸告したのであつたが、艦長は之に従はずして去つたので、領事は智利の一小汽船を備入れ、それにソーセイジ其他の食料品を積み、ドレスデンの隠れ場所に竊に運ばしめた。又曳船やモーター・ボートで同地とドレスデンとの間を聯絡して、絶えず通信を持續してゐた。之にも拘らず英國巡洋艦隊司令官ストッダート提督はブンタ・アレナスの一水先案内の言を信じて、前記の一フランス人が獨艦を發見したと報告された地方には、そんな良灣はないと決めてゐたのである。此フランス人の報告は、當時その地の英國領事ミルワードに通じられ、ミルワードからストッダート提督に傳達し且つ本國海軍省にも電報したのであつたが、ブンタ・アレナスには既記の如く獨逸最負の人氣が濃厚であつたので、其處の噂や評判は容易に信じ難いとして、英國司令官も領事の報告に耳を傾けず、又本國海軍省への電報も遂に達しなかつたと云ふ。殊に其地の水先案内等は凡て獨逸人の味方だと見做されてゐたから、ストッダート提督は彼等が英艦を欺いて或は危険な水路に誘ふこと

を怖れたのであつた。更に此提督の爲に運がなかつたのは、現に軍艦二隻を率ゐてコーバーン水道を探索しながらも、尙ほ一步進んで其西方に探索を續けなかつたことである。さすればドレスデンは遂に發見されたのであるのに、到頭それを逸したのであつた。

之は其翌年(一九一五年)二月下旬のことであるが、前記ブンタ・アレナス駐在の英國領事ミルワードはドレスデンが必ず海峽の水道内にゐることを堅く信じ、曩に獨艦を目撃したと云へるフランス人のモーター・ボートを借り、海峽の水路に精通せる智利人の水先案内を連れて、自ら親しく探検に發足したのである。當時獨艦の所在地點は南緯五十四度、西經七十二度四十分、ストークス灣の一隅と傳へられてゐた。そこで彼はサンタ・インス島の南部を隅々まで搜索したのである。此地點こそ、眞實最近までドレスデンが潜在してゐた所であつたことが、始めて明確に證據立てられた。其處には正しく人の手に依つて伐り倒された樹木が横たはつてゐた。又材木を洞通して作つた水管が幾つも残つてゐた。之は船の水槽に水を引入れる爲に使用されたものである。否それよりも一層正確な證據は、食パンの片々が附近の水面上に浮流してゐたことである。

當時ミルワード領事の言を用ゐずして、空しく獨艦を逸した英國司令官の不覺は既記の通りであるが、之に反して獨逸補給船シエラ・コルドバは巧に監視を脱して海峽内の迷路的水道を潜りつゝ、一月十九日ドレスデンを其隠れ場所に發見し、其久しく餓ゑたる石炭を艦腹一ばいに喫せしめた。

斯くて獨艦は何時にても洋上に出勤する準備が出来た。併し之れから何處を指して逃げるか、問題である。既に月餘の間、敵の鋭い監視から脱がれたのであつたが、世界の海上は今や到る處敵地である。果して何時まで逃げおほせるであらうか。

ブンタ・アレナスを經由して、艦長リウデッケは伯林に電報して訓令を請ふた。之に對して本國海軍省は歸國を勸告して來た。それには普通の汽船航路に依らず、大西洋の中途から北に上る帆船の航路を取る可く、又石炭補給船はラヴァンデイラ礁（北部ブラジルの海上、南緯五度、西經三十六度の邊に在りて、獨逸が艦隊集合地として慎重に選定した洋上の岩層島）に待たして置くと云ふ返電であつた。併し艦長は之は到底實行不可能であると判断した。蓋し之に従はゞ約五千哩も航續せねばならぬのであるが、ドレスデンは之に要するだけの燃料を積むことは出来ないからである。此事は通常の快速力な、併し不經濟な巡洋艦は通商破壊船として理想的のものでないことを證明するものであつて、速力は遅いが經濟的に長距離の航續に慣れた商船の方が、遙に其目的に適することになる。又南大西洋の赤道南北の洋上は、今やフォークランド島沖海戦の敗殘艦に取つては極めて危険な地帯であつて、ラヴァンデイラ礁に達する前に敵艦の追跡を免かれる望は甚だ薄い。強ひて之を試みるとせば、石炭の消費が馬鹿氣てかゝることを覺悟せねばならない。併し是等の考慮を別としても、ドレスデンは久しくドツクに入らず、修理を六箇月も延ばしてゐる。然も其間何千哩を航

海し、殊にフォークランド島沖の海戦から脱走する爲に、過度の速力を出して無理をしてゐることを忘れてはならない。

そこで艦長リウデッケは再び大西洋に出ることを断念した。と同時に此上徒に陰鬱なマゼラン海峡附近に留まることも無益として、太平洋を西方に横斷することに決心した。即ち此方面は英國海軍が大體引揚げて居るので活動が安全であるのみならず、其洋上には避難するにも、食料を得るにも、休養を求むるにも、便利な無防備の島々があるし、其通商航路をジグザグに横航して、曩にブラジル沖で占めたやうな獲物が獲られる望もある。若し愈々西航して印度洋に出ることが出来れば、獲物は一層豊富である、とドレスデン艦長は考へた。

併しドレスデン艦長が遁路を太平洋に求める決心をするに至つたには、別に心理的動因があつたことを閑却してはならない。一度でも船長の經驗を有するものは、船員が久しく單調無變化に暮らすと何時しか屈托を感じるに至るのをよく知つてゐる。殊にドレスデンのやうに、過去數週間絶えず緊張昂奮して、日夜氣を張り詰めつゝ、然も上陸して鬱散する機會もなく、毎日自分の船を眺め、自分の船の臭を嗅いでばかりゐては、乗員の氣持がイラ／＼して來るのは無理ではない。單調無變化の生活が幾日も續いた後で、水兵等の間に知らず／＼心狀の平靜を失し、極めて些細の事から喧嘩に及び、或は甚しければ暴動の氣分さへ生ずるに至るものである。況してドレスデンの如く連日

朝夕、陰惨な荒涼の風物と暗色の空を眺め、南極の雪山から吹き降す烈風の音を聞くのみで、然も何時敵艦の襲來を受けるかも知れず、夜も安眠することの出来ない實狀に於ては、水兵等の精神に自ら異狀を呈するに至らんとするのは、怪むに足らぬことである。

艦長リウデッケが遂に出動を決意したのは當然であつた。即ち彼は斷然印度洋に出る決意を爲し、二月三日伯林に電報して、四月中旬頃南印度洋に向け石炭補給船一隻を送つて待合はせんことを求めたのである。然るに印度洋の方面は全く敵艦の支配權に歸し、補給派遣の如き思ひも寄らない状態であつたので、獨逸海軍省は

『太平洋及び印度洋には此上石炭の供給不可能であるから、帆船の航路に依つて歸國せよ。南緯五度、西經三十六度の邊にて石炭船が貴艦を待つ』

と返電訓令して來た。即ち既記のラヴァンデラ礁に寄ることを再度命令して來たのである。此電報の往復は六日間を費して、二月十日に右の命令を受取つたのであるが、此間にドレスデンは更に他に其錨地を變へた。

十 南太平洋上の某地點

之より先き一月二十八日、獨逸の一獵船がドレスデンを其潜伏所に發見した。それから數日を経

て、曩に獨逸領事が智利の一小汽船を備ふてブンタ・アレナスから送つたのが、獨逸人の水先案内を載せて來た。食料品を獨艦に移した後、艦長はドレスデンと其同行船シエラ・コルドバの爲に、更に他の安全な隠れ場所の探檢を此智利船に命じた。智利船が發見した新避難所の地點は、普通の海圖には載つてゐない全然未知の水面で、サンタ・インス島の南、ウイリヤム島の北に在つて、他から全く隔離されてゐた。ドレスデンは二月五日を以て此處に投錨した。前記伯林海軍省からの印度洋行きを斷念せよとの電報は、此地で受取つたのである。此電命に依つて艦長は印度洋に出ることは中止したが、尙ほ太平洋に於ける通商破壊の意圖は決して棄てなかつた。蓋し此上荏苒してゐることは水兵等の精神状態に鑑みて許されないし、それに艦内の石炭が今や將に盡きんとしてゐる。乃ち是非とも數日内に洋上に出る外はない。太平洋に出沒して敵國貿易を破壊すると共に、其捕獲船から石炭を得ることが、目下自存上の急策であつた。

艦長リウデッケは遂に決心した。愈々其久しき隠れ場所を出でんとする前日、ブンタ・アレナスに密書を以て、若し出來得れば石炭船一隻を、南緯三十七度、西經八十度の洋上（智利のコロネル西方でマサ・フェラ島の南約二百哩の海上）なる待合所に、三月五日頃到着するやう派遣を求め、二月十四日の夜に乗じて、ドレスデンはシエラ・コルドバを率ゐて決然波濤高き太平洋に出たのである。

一旦外海に出づるや、汽船の航路を保護する敵國巡洋艦の眼を避ける爲に、智利海岸から二百哩を隔て、北航した。ドレスデンの意圖は、帆船航路で一働きする積りであつたから、斥候の爲め常にシエラ・コルドバを一百哩前航せしめた。同船は一本煙突だつたので敵艦から疑はれる恐れがなく、無線電信を以て絶えず英艦と商船の接近を報告することが出来た。併し連日一隻の獲物すらなかつた。ドレスデンもシエラ・コルドバも石炭を節約する爲め最善の注意を怠らなかつたが、然も危急に際して迅速の行動を取る可く常に用意してゐなければならなかつたので、不斷蒸氣をあげて置く必要上、既に多量の燃料を消費しつゝあつた。斯くて既記の三月五日を以て石炭補給船の到来を待合はせる地點を中心に、日夜空しく其附近の海上を巡航してゐた。此海上は北にマサ・フェラ島、北東にヴァルパライソ港があつて、戦前には帆船の往來頻繁であつたに拘らず、今は一隻の船影さへ見留めなかつた。

漸く二月二十七日に至つて、始めて一英船（一、六九四トン）をヴァルパライソ港の西南五百六十哩の海上で發見した。同港から濠洲に大麥を積んで行くものであつた。ドレスデンは立所に同船を撃沈し、船員を艦内に收容したが、一週間後偶々遭遇せる一ペルー船に之を移して去つた。併し之に依りて何物をも得る所なきのみか、徒に自艦の石炭を浪費するに過ぎなかつた。否な言に一塊の補給を得ざりしに止まらず、今や其同行のシエラ・コルドバの爲に其石炭を分與してやらねばなら

なくなつた。軍艦が其艦載ボートを用ゐて、洋上で商船の爲に石炭を供給すると云ふ慣れぬ作業をしてゐる光景は、頗る奇觀であつたに相違ない。が結局遂にシエラ・コルドバをヴァルパライソ港に送り、同船は三月三日を以て同地に入港し、石炭千二百トンを積入れて四日後再び海上に出た。蓋し獨逸海軍はドレスデンに燃料を供給する爲め、大西洋方面に於てはウルグアイのモンテ・ヴィデオ港に、太平洋方面に於ては此ヴァルパライソと桑港に配給官吏を配置し、以て兎に角に其供給を絶たなかつたのである。

茲に開戦の當初、獨逸の一小砲艦にガイヤーと云ふのがあつた。固より微力のものに過ぎなかつたが、シンガポールを出た後、太平洋を東航し、幾干もなくして行方不明となつた。程經て十月十五日（一九一四年）突然ホノルルに現はれ、修繕の爲め入港したのを捉へて、米國官憲は之を抑留した。然るに當時同港には尙ほ他の獨逸船がゐたので、ガイヤーの艦長は彼等を利用して北米と聯絡を保つことが出来た。即ち桑港に配置された獨逸配給官吏は艦長と打合はせて、右の獨逸船の一隻をホノルルからドレスデンに差向けんと企てたのである。處が布哇で獨逸の持つてゐる石炭は、ハンブルヒ・アメリカ會社所屬の汽船に在つたから、米國官憲は乃ち同船の出港を禁止した。此外に濠洲船か日本船かで同地に運んで來た石炭があつたが、之を手に入れることが出来なかつたので、ドレスデンは此方面からの供給を絶たれたのである。

獨逸の海上配給組織は實に能く各地に行渡つてゐた。併し其仕立てた補給船が無事に待合地點に到着することが肝腎である。殊に事情の變化に依つて其待合地點が時々移動されることもあるし、又その待合はせ時日が變更されることもあるから、之が到着の確實を期する爲には、現代の戦争に於ける通商破壊船としては、是非とも無線電信の設備を持つことが絶対に必要である。此必要は開戦と同時に直に認められ、其設備のない石炭船に至急取付けられた。爾來巡洋艦は遠隔の海上に在つて常に石炭船と接觸を保つことが出来たのであるが、然るに此戦争の経験は、無線電信なるものが同時に又最大の危険物であることも證明したのである。即ち戦争の初期、獨逸の東方國境内に侵入したロシアの大軍がヒンデンブルグ將軍の爲に撃破された一因は、實にロシア軍の本營から、毎日その作戰計畫を、無分別にも無線電信で放送してゐたことに在る。近時發表された記録に據れば、斯かる重要な報告を敵の獨逸軍が聞取することに氣が附かず、頻々放送されたのを見て、ヒンデンブルグ將軍は寧ろ驚いたと云ふことである。而して此ロシア軍の撃破こそ、將軍をして歐洲大戦に於ける最大の戦勝の一に、最大の功名を成さしめたのであつた。然るに西部戰場に於ける獨逸軍は右のロシア軍と同一な失敗を演じてゐる。其放送せる無線電信中、英軍の手に拾はれたものが無数であつたと稱せられ、獨逸海軍亦同様にて、獨逸艦隊が北海に出動するや、英國艦隊は直に之を諜知した。獨逸側の無電を盗聴して、獨逸艦隊が出動したと殆ど同時刻に、英國艦隊は其根據地か

ら出動してゐたのである。又既記のスターデイ艦隊が、ファン・スペーの獨逸艦隊をファークランド島におびき寄せて、之を潰滅したのも、無線の偽電を放つて、わざとスペーをして盗聴せしめた計略の作戰であつた。

斯くて南アメリカの洋上を逃げ迷ふドレスデンが頻に無線を利用して、石炭補給船を其隠れ場所に呼び寄せてゐる暗號電信の祕密は、遂に英國海軍に依りて明確に翻讀せらるゝに至つた。例へば既記のラヴァンデイラ礁で二月二十日に一石炭船をして待合はしめると云ふ伯林海軍省からドレスデン宛ての無線は、當時モンテ・ヴィデオ附近の一無線電信局で感知せられてゐたのである。果然二月二十日の夜、モンテ・ヴィデオを出港した一獨逸石炭船ゴータが、三月五日から三十日の間に、マサ・フェラ島の南二百哩、即ち南緯三十七度、西經八十度の海上でドレスデンを待合はせるとの無線電信を、英國海軍に依つて盗聴翻讀せらるゝに至つて、愈々獨逸の所在に就て確な見當がついた。併し敵の濫發する虚偽の無線と、頻に行はるゝ無根の風説の爲に、英艦が久しく悩まされてゐたことも事實である。現に二月中、獨艦がブラジル國ペルナンブコの北東海上で、ローヤル・メーブル線の一英船を捕獲せんと計畫してゐると云ふ風説に誤まられて、英艦シドニーは其英船をわざわざ護衛して行つたのである。

十一 稍や見當がつきかけた

獨艦ドレスデンの行方を搜索す可く、英國海軍の苦心は眞に慘憺たるものであつた。其中にも巡洋艦ケントは最も多く苦勞した。同艦は九千八百トン、六インチ砲十四門を備へてゐたから、實力に於て遙にドレスデンに優れてゐたが、併し艦齡に於て五年ふるく、速力に於て一ノット乃至半ノット位遅かつた（ドレスデンは速力二十四ノット半）。フォークランド島沖の海戦で善戦した後、同島で修理を加へ、十二月十五日を以て海上に出た。其任務は打洩らしたドレスデンを搜索するに在つた。マゼラン海峡を通過して太平洋に出る途中の灣、入江、島蔭等殆ど隈なく晝夜探索した。グラスゴウ、プリストルの二巡洋艦と武裝商船オラマも亦連日智利南海岸の水道に於て同様の努力を續けた。

斯くして空しく其年（一九一四年）は暮れた。

然るに翌年二月四日に至つて稍や吉報を得た。ドレスデンはマゼラン海峡附近の何處かに隠れてゐると云ふのである。併し其地點に就き矛盾せる報道區々にして、何れを信ず可きかには惑はざるを得なかつた。搜索隊の諸艦は互に約十哩の間隔を保つて、荒天と戦ひつゝ太平洋岸を巡邏したが、ドレスデンの影さへ遂に發見しなかつた。二月二十二日再び獨艦の所在を報じたものがあつた。マ

ゼラン海峡の北側なるラスト・ホープ灣内に潜んでゐると云ふのである。英艦ケントは當時コロネル海岸にゐたので、グラスゴウ、プリストルと合して同灣に急航したけれど、之れも亦虚報であつた。

併し諸報道を綜合して判斷するに、ドレスデンが今やマゼラン海峡の南側なる水道の何れかの一に隠れてゐることが眞實らしく考へられた。そこで諸艦は愈々懸命の努力を試みた。それは三月一日であつたが、其時から餘程見當がつきかけたので、搜索の海面は著しく狭められた。尤も海峡の諸水道を探索するに、吃水の深い巡洋艦では暗礁に衝突する危険があるので、ケント所屬の見張番用の一艇を用ゐることにし、之に十四インチ水雷二箇、マキシム砲一門、小銃、彈藥を以て武裝し、無線電信機をも裝備して、ケント乗組の一中佐をして指揮せしめた。斯くてケント、グラスゴウ及び見張艇は、海峡のバルバラ水道を南から北に捜査し、プリストルとオラマは該水道の北口に待つて監視することに各自の分擔を決めた。三月三日の未明三時半を以て捜査を開始したのであるが、ケントとグラスゴウはモードレン海峡、コーバーン水道、アデレード通路等を経て、愈々其目指すバルバラ水道の南口に達し、其處で見張艇を放つた。然るに海峡の諸水道は當時殆ど全く未測量で、其通路に散在する岩礁島嶼の多くは海圖に記載されず、又は其記載が不正確のみならず、行く／＼水深を測量するに、乍ち深く乍ち淺く、水深極めて不規則な爲め、航行の危険なる殆ど名狀す可か

らざる艱難を嘗めた。其間各銃砲を凡て裝彈して、何時でも發射する用意を整へ、刻々敵艦の奇襲に備へた。艇は乗組の士官、水兵ともに十六名を以て水道兩岸の隅々までも精探して先行した。然も全然何等の手がかりも得ずして、日没の頃空しくバルバラ水道の北口に出たのである。其失望は固より察するに足る。

丁度その夜のことであつた。ドレスデンがマサ・フェラ島の西二百哩の海上で待合はすやう、一獨逸石炭船ゴータに無線を以て電命したと云ふ上記の貴重な報告を、英艦が手に入れたのは。

即刻その地點に急航す可くケントが其任に當つた。併しケントはまだバルバラ水道を通過してゐない。然も水道の全長二哩の間、水面狭く潮流急にして、剩へ其中央に於て急角度に曲つてゐる。之を無難に通過して北口に出るのは、ケントの如き一萬トン近い軍艦に取つては非常な冒險であつたが、兎角して水道を脱することを得た。

併しケントが之れからドレスデンとゴータの落合ふ海上に達するには、一千一百哩を急航せねばならない。そして其日は實に、獨艦が石炭船に來航を命じた指定期間の第一日たる三月五日であつた。ケントは十六ノットの速力で航行した。七日の未明には其目的の海上に達する豫定であつた。即ち未明の天尙ほ暗きに乗ずれば、敵にさとられることなくして、其處に待合はしてゐる獨船か獨艦か何れかを發見することが出来る。あわよくばゴータ、ドレスデン共に打取することも出来るとして、

全艦の將士勇躍して太平洋を北上した。

七日の日出一時間前、成る可く煤煙を滅する爲め速力を急に十二ノットに落した。天漸く明かになると共に戦闘準備全く成りて、甲板の全員等しく敵を發見せんと目たゞきもせず行手の水平線上を見張つた。が水上一物も見當らない。將士悉く拍子抜けの態である。石炭船は既に來て既に去つたのであらうか。ケント艦長は其まゝ留つて待つことに決心した。ケントの石炭は剩す所五百七十餘トンに過ぎないけれども、之れだけあれば尙ほ一兩日は茲に留まるに十分である。若し能く敵の石炭船を捕獲すれば、それから補充することが出来る。就てはそれを撃沈する前に船を生擒つて石炭を積取することを練習して置かねばならぬと云ふので、急に石炭積取隊を組織して訓練を始めた。

十二 流星光底長蛇を逸す

斯くて七日の一日は過ぎた。八日の朝は細雨霏々として二三哩の先きさへ見えず、乃ち機關を停め煤煙を微かにして停船してゐた。午後ボートを降して艦側水線の邊まで凡ての手の届く限り掃除したが、艦側は非常に汚れてゐて、其爲め著しく速力を減じ、石炭の消費量を甚しく加へてゐたのであつた。午後の天氣は時々晴れたり又降つたりして、時間には遠く水平線をも明かに眺めたが、又降り出せば一裡先きも見ることが出来なかつた。

然るに午後三時五十分、丁度雨漸くあがつて再び晴れかゝつた頃、前艦橋に立つて見張つてゐた信號部は、約九哩の沖に當つて、突如三本煙突の一巡洋艦が現はれたのを發見した。艦はケントに舷側を向け艦首を北方にしてゐたが、停船してゐるのか徐行してゐるのか見別けがつかかなかつた。ケントは直に機關に全速前進を命じ、即時該艦を目がけて急航した。それがドレスデンであることが今や明白であつた。ドレスデンの煙突からは殆ど煤煙を發せず、依然その航路を變じなかつた。ケントの近く迫り来りつゝあることに、まだ氣が附かなかつたらしい。

ケントはドレスデンの航路を遮ぎらんとして速力の全能力を發揮した。刻々危険の近づきつゝあるに拘らず、ドレスデンは尙ほ氣附かずしてケントの艦首を横ぎらんとしてゐた。が、不意に其向きを變へた。忽ち艦尾をケントに向けた。始めて英艦を發見したのである。ケントは今や即ち直に追撃に移つた。遙に望見するに、ドレスデンは頗る身輕なるが如く、随つて速力輕快のやうに見えるが、既に石炭の窮乏を告げてゐることは明かであるから、到底永き航続には堪へない。ケントにして之を見失はなければ、追跡を脱することは出来ない運命に在つた。ケントは益々其追撃を急にして既に相距る一千六百ヤードまで來た。併し英艦備砲の最長着弾距離は一千百ヤードであつた。

ケントの艦側には海草や貝類が全面に附着して非常に汚れてゐた爲め、少なくとも速力一ノツトを減じてゐた。そこで射的板でも帆桁でも又檣の用材でも、差當つて無用の材木は悉く打割つて爐

中にくべてしまつた。前艦橋に張つた布幕も風が當ると云ふので之も取りのけた。火夫は驚く可き氣力と熱奮を以て根限り働いた。十一年前その試運轉の當時には二萬二千三百馬力以上に達しなかつたのに、今やよく二萬六千馬力を出すことが出來た。フォークランド島沖の海戦に於ても、ケントは之れ程に思ひ切つて速力を出さなかつた。汽罐の土臺も其周壁も悉く赤熱した。煙筒に至つては殆ど火柱の如く盛んに火焰を吐いて、熱灰と火粉を天に吹き上げた。併しドレスデンも能く逃けた。眞黒な焰煙を其煙突から濛々と立て、次第に遠ざかつて行つた。

夜が來た。ドレスデンは航路を一變して逃げるにきまつてゐる。併し石炭既に缺乏してゐるし、殊に前後六時間以上も全速力で追ひかけられたのであるから、心細い状態であつたには相違ない。ケントは遂に流星光底長蛇を逸したのである。追跡を斷念して速力を減じ、再び元の海上に引返へした。せめては敵の石炭船の來るのを捉へんと期したのである。ドレスデンは逃げながら頻に無線電信を發した。ケントは一二度明かにそれを聞いて書取つたが、暗號だつたので意味を解しなかつた。

翌九日、ケントは前日の海上に歸つた。其時の艦の石炭は僅に二百六十トンを残すに過ぎなかつた。然も燃料を補充する最近の港は、三百二十哩を隔つる智利のコロネルである。其日も將に暮れんとするに一隻の船影も見留ない。遂にコロネルに向ふことに決心した。去年十二月以來、數千哩

の海上を探し廻つて、ヤット其目指すドレスデンを發見しながら、再び取逃がしてしまつたケントの失望は察するに餘ある所である。コロネルに達したとき其石炭は四十三トンしかなかつた。

八日の午後、ドレスデンが始めてケントを發見したときの驚きは非常であつた。フォークランド島沖の戦場から脱して以來三箇月間、絶えて見ざりし英國軍艦の勇姿を、突然その眼前に見留めたのである。然も己れよりも殆ど三倍大の巨艦が既に近く其身邊に迫つて來てゐるのであるから、ただ一散に逃げ出すの外はなかつた。其夜辛うじて虎口をのがれた後も、全速力を出して闇の中を夢中で遁走した。既に數箇月間もドツクに入らなかつた艦の機關は愈々破損するばかりである。海上に此處彼處と逃げ迷ふて、全く修理の暇なく、徒に其破損するにまかせてゐた上に、マゼラン海峡に潜伏してゐた二箇月間も、常に蒸氣を焚いて何時でも逃げ出す用意をしてゐなければならなかつたし、遂に太平洋に出て長い航海を續けた後、今や意外の海上で意外の敵艦に出會ひ、機關の死力を盡して脱走したのであるから、ドレスデンの機械的生命は最早や其斷末魔に瀕したのである。斯うなつてはもう二十ノット以上の速力も出ない。太平洋を横ぎつて印度洋に出るなぞ今は思ひも寄らぬことである。それなら此際何處へ行くか。石炭は既に盡きんとしてゐる。然も一隻の補給船も連れてゐない。無線を以て頻に補給船に電命したが、ケントの爲に悉く妨害されて通じない、ドレスデンの運命は遂に將に窮せんとするのである。

十三 クライマックスの日が來た

智利のヴァルパライソ港から西へ四百二十哩を隔てた南太平洋の海面に、突兀として高く浮べる一孤島がある。三百五十年前、スペイン人ファン・フェルナンデスなるものが初めて之を發見したので、其島名を彼の名に因つて呼ばれてゐる。古來この島の附近に屢々海賊船が出沒し、一時は其根據地でもあつたから、漸く其名を知られたが、後年文豪デフォーの名作ロビンソン・クルソー漂流物語は、曾て此島に取り殘された一船員の實歴から取材したものであると云ふので、ファン・フェルナンデス島は俄に有名となつた。今は智利の所領で、長さ十三哩、幅三哩、住民は總て三百人位ゐもあらうと云ふ。

さてもドレスデンの艦長リウデッケは闇夜に乗じてケントの追跡を脱した後、一旦智利のタルカフアノ港に逃げんとしたが、偶々英國巡洋艦の無線を聞いて危険を知り、忽ち航路を急變して其最も近い此ファン・フェルナンデス島に走つた。

島の唯一の碇泊地は北面するカムバーランド灣で、恰も乗しかゝるやうな勢を成せる山を以て圍まれ、常に此邊の海上を襲ふ南東の風を遮つてゐる。

一九一五年三月九日の朝八時半、ドレスデンは其炭庫に剩す所僅に八十トンの石炭を以て、此方

ムバーランド灣に這入つて來たのである。何處からか補給船が來援しなければ、此上二三哩も航續することは出来ない。其夜、遙に本國から次の無電を接手した。

『皇帝陛下は貴艦の解體を自由に任かす』

大洋を逃げ惑ひながらもドレスデンは尙ほ依然として本國との聯絡を保つてゐたのである。そして此電命に依つて艦長リウデッケは任意に艦を放棄することを勅許されたのである。故に運命既に茲に谷まつたのであるから、彼は萬事を之までとして、ドレスデンを自由に處分するも決して武人の不面目ではなかつた。然るに此期に至るも尙ほ其闘志を棄てなかつた。窮迫せる運命の中にも彼はもう一度その遁路を見出さんとしたのである。

カムバーランド灣には島守と稱する一老吏と四人の憲兵がゐたが、其所謂島守は島の燈臺守をも兼ねてゐた。ドレスデンが入港するや、島守は直に來り、二十四時間内に退去するか然らざれば抑留すると申渡した。此申渡しは、一般國際法の命ずる所に據る智利の國法であるから、固より當然の處置であつた。然るにリウデッケは之に對して、ドレスデンは艦の修理を完了するまで碇泊の權利があるから、抑留せらる可きものではないと抗議した。實力を備へざる島守の命令に何の權威もないことを知つてゐる獨艦長は、機關に出來るだけの修理が加へられるまで、幾日でも居居することに決心したのである。併し斯く決心したものゝ、彼を追跡する敵艦が何時その姿を現はすかも知れない

と云ふ不安は日夜絶えなかつた。そこで敵艦不意の來襲に備へる爲に、カムバーランド灣の入口に一汽船を巡邏せしめて嚴密に警戒してゐた一方に、或は本當に抑留せられる心配がないではないので、十二日には五六名の士官を一帆船に乗せて海上に隔離せしめたと云ふ程、艦長の神経は今や急に過敏となつて來た。そしてそれから二日たつて、茲に愈々事件のクライマックスの日が來た。

曩に八日の夜、ケントは遂にドレスデンを逸したけれど、獨艦は路を西方に取つて走つたから、約束の石炭船ゴータとはだん／＼遠ざかつて行くものと判断した。さうなればドレスデンは更に其石炭船に新命令を發せねばならぬであらう。處が斯う云ふ場合に無線電信は非常に便利であると同時に、又極めて危険な發明であることが再び經驗された。獨艦の發信は目的の石炭船に通じたには相違ないが、同時にケントも亦これを盗み聽いたのである。即ちケントは其日の追跡の途中に於て獨艦が何れかの船又は地點に宛てゝ發した信號を、明白に二度聽いた。併し前に記した通りそれは暗號であつたから、ケントには讀めなかつた。仍つて今智利海岸に在つて同じくドレスデンを搜索してゐた僚艦グラスゴウに、此不可解の暗號電信を無線で轉電した。グラスゴウでも之を手にして最初この謎を解くものはなかつた。毎日如何やうに考へても到底見當さへつかなかつたのである。然るに十三日の早朝に至つて、同艦の一士官が其不屈の根氣と器用な才智を驅つて、到頭これを解き當てた。それは或不明の船にファン・フェルナンデス島に來いと云ふ命令であつた。

之は素晴らしい発見であつた。恰も眞暗な室にサツト電光を投ずるスイッチを見出したやうな感があつた。ドレスデンが一補給船にファン・フェルナンデス島に来ることを命じたとすれば、彼自身も亦同島に落行くものでなければならぬ。

併し其時は既に數日を過ぎてゐた。ドレスデンは尙ほ其處に碇泊してゐるであらうか。グラスゴウ艦長ルース大佐は乃ちケントと武装船オラマと三艦同時に、カムバーランド灣に集合することを打合はせ、グラスゴウとオラマは西方から、ケントは東方から進むことにした。

十四 ドレスデンの健氣な最後

三月十四日の早朝、カムバーランドの灣口を警戒してゐた監視船は、突然一隻の英國巡洋艦が此島に近づきつゝあると云ふ驚く可き警報をドレスデンに傳へた。艦長リウデッケは艦が今は既に戦闘不能の状態に在ることを自らよく知るに拘らず、健氣にも敢て最後の一戦を試みんと決意したのである。其時ドレスデンは海岸から約五百ヤードほど隔つてゐたが、出動に十分なる蒸氣をあげてゐなかつたので、急遽、命を下して石炭を焚かしめた。

灣口の監視船が先づ発見したのは英艦グラスゴウであつた。英艦長は獨艦の煙突から俄に煤煙の立ち初めたのを見て、脱走の意あるものと察し、直に攻撃の用意を命じた。併しグラスゴウは四千

八百トン、速力二十五ノットを有し、此點に於て敵艦よりも優勢であるが、ドレスデンの四・インチ砲十二門に對して、其備砲は四インチ砲十門に過ぎないのみならず、曩にフォークランド島沖の海戦の經驗に依れば、獨艦備砲の射程は驚く可く遠くして、能く一萬三千二百二十ヤードに達したと云ふのであるから、其武力は決して侮ることを得ない。處が愈々英艦三隻の近づくに對しドレスデンは其砲口を向けたけれど直ぐには發砲しなかつた。檣頭高く獨逸海軍旗と信號旗を掲げてゐた。

戦闘開始の機は刻々切迫した。併しグラスゴウ艦長は海岸に散在する島の民家を破壊することを恐れ、砲弾をよける爲に適當の位置を定めんとして約半時間も費した。斯くて英艦三隻ともに同時にドレスデンを目標けて砲火を開いた。砲撃開始後僅に五分間にして、獨艦は忽ち海軍旗を降して白旗を掲げた。英艦乃ち砲撃を停止し、敵艦に向け近付かんとした其瞬間、ドレスデンの艦尾俄に火災を起し、乗員は先を争ふて海岸に漕ぎ出し、又は泳いで逃げ出した。最後の大隊が艦を去つたと同時に突如火薬庫が爆發した。異常の爆聲が島の山々を鳴動せしめつゝある間に、艦は徐々に艦首から沈下し始めた。午後十二時十五分を以てドレスデンは依然白旗を掲げ、且つ再び獨逸海軍旗を掲げつゝ海底深く沈んで往つた。

ドレスデンが火災を起してゐる最中、其士官一名グラスゴウの艦側に到り、ドレスデンは抑留されてゐるのだと云ふ艦長リウデッケの抗議を持つて來た。併し之は實際の事實と符合しない言であ

つた。仍つてグラスゴウ艦長は此獨逸士官に答ふるに、獨艦は無條件に降伏す可きことを以てし、且つ其白旗を揚げた意味を問ふた。之に對する獨逸士官の答は、自艦長が交渉を開始せんと欲したからであると云ふのであつたが、士官は空しく歸艦した。ドレスデンに再び海軍旗の掲げられたのは其時であつた。

ドレスデンの艦影が遂に海底に没したとき、乗員等は海岸に整列して、獨逸の國歌を合奏し、彼等が久しい愛艦の爲に此悲惨の最後を弔ふた。

英艦三隻から各々軍醫を上陸せしめて負傷兵を見舞はしめ、其中の重傷者は獨艦長の同意を得て之を英艦オラマに收容した。オラマは後日彼等をヴァルパライソに送り獨逸の病院に引渡した。ドレスデンの死者七名、重傷者十五名、輕傷者十四名、行方不明一名で、重傷者を除き艦長以下の生存者は其後智利の一軍艦に依つてヴァルパライソに運ばれ、同港内の一島に抑留された。

英艦側には一名の死傷者もなく又何等の損害もなかつたが、此島の島守兼燈臺守たる老吏は、其際危く變死を脱がれたと云ふのは、グラスゴウがカムバーランド灣口に現はれたとき、此老官吏はボートに乗つて英艦に向ふた。ボートには國旗を掲げて居らず、英艦では彼が何者であるかも氣に留めるものなく、當時全艦の注意は悉くドレスデンに向つてゐたので、ボートは忽ち英艦の發する砲火の中に包まれた。砲彈屢々其附近に落下して、ボートの乗員等は其飛沫の爲にズブ濡れと爲り、

狼狽してオールを流がしてしまつた。併し彼は幸に危難を脱し怪我もなく海岸に達することを得たのであつた。斯くて砲彈の停むを待ち、今度は堂々と智利國旗を掲げて再びグラスゴウにやつて來た。彼は乃ち英艦に對して抗議を申入れた。抗議の一點はドレスデンは抑留されてゐたと云ふのであつた。英艦長は之に對して遺憾の意を表すると共に、獨艦は依然その國旗を掲揚してゐたのみならず、砲口を我に向けてゐたのであるから、抑留されてゐることを知るを得なかつたと辯明したのであるが、島守の抗議はもう一つあつた。英艦よりの砲撃の爲め智利一小帆船が破損し、又それに積んでゐた蝦が一干尾ほど死んだと云ふ苦情であつた。此點は幸に即座に現場で解決された。即ち英艦は之に對して金一萬ペソ（凡そ我二萬圓）を支拂うて落着いたのである。そして其問題の蝦は之を英艦三隻の間に分配處分した。

敵國通商破壊艦としてドレスデンの働きは素晴らしいものであつたと共に、其最後も亦極めて立派であつたと云はねばならない。併し通商破壊艦をして海上に十分活躍せしむる爲には、便利な入渠修理地と安全な炭水補給地を隨所に持つてゐなければならぬ。然らざれば其生命は極めて短いものであることを、ドレスデンの經驗に依つて明白に實證されたのである。

始終ドレスデンの前後に隨伴した石炭船シエラ・コルドバと例のゴータは共に敵の捕獲を免かれ、前者は三月十七日ペルーのカヤオ港に、後者は二十日ヴァルパライソに入港した。然るに是等兩船の

外に、尙ほアルダと呼ぶドレスデン宛ての補給船が智利の近海に出没してゐた。三月十日食料品を積んでヴァルパライソを出で、無線を以てドレスデンに指圖を求めたことが判つた。そこで智利官憲は同船の行き先を尋問した處、答が甚だ曖昧なので、智利官憲は然らば之に一官吏を同乗させるとおどした。アルダは遂にドレスデンに達することを妨げられたのである。更に他の一隻の石炭船がゐたが、マゼラン海峡沖で英艦プリストルの爲に發見捕獲された。

最後に英國領事ミルワードのことに就て一言を附記せねばならない。彼は去年十二月その任地マゼラン海峡のブンタ・アレナスから本國海軍省に打電して、ドレスデンが海峡の水道中に潜伏してゐることを報告したるに拘らず、海軍省が彼の言を用ゐなかつた爲に獨艦を取り逃がしたのであつて、若し之に耳を假したならドレスデンの處分はもつと早くついた筈である。海軍省は後日その過を悟り、ミルワード領事に置時計一箇を贈り以て其謝意を表した。

十五 智利政府の抗議と英國外相の陳謝

併し英艦のドレスデン砲撃は、中立國たる智利の主權に對する重大の侵害であつた。國際法上、交戰國軍艦は中立國の領水に於て、交戰行爲を行ふことを堅く禁ぜらるゝものである。そこで智利政府は三月二十六日その駐英公使をして英國外務大臣サー・エドワード・グレイに對し、主權侵害

の抗議を提起せしめたのである。但し智利政府は之を以て『最も強烈なる抗議』を提示したと自稱してゐるけれども、實際には抗議書の措辭は極めて溫和であつて、『ドレスデン抑留の事はファン・フェルナンデスの島守から既に同艦長にまで通告せられ、且つ共和國政府は之に就て報告を受けてゐたのであるから、若し英國艦隊が干渉しなかつたなら、爾後の處置は順當に續行されたのであつた。ファン・フェルナンデス島の地理的位置に鑑み、又本土との通信の困難なるに鑑み、本件に關する當局官憲は最初より出来る限り一切の處置を講じ、且つドレスデンの抑留は事情の許す限りに於て有效完全に行はれてゐた處に、同艦は英國艦隊に依つて攻撃されたのである。假に英國艦隊はドレスデンがファン・フェルナンデス島守の執つた處置を無視し、脱出を企てることを恐れ、又この恐れあることが英國艦隊に砲撃を決意せしめた理由に採用し得るとしても、然も英國艦隊にして嚴重なる監視をさへ行つてゐたら、獨艦脱出の意圖を十分阻止することが出来た筈と認められる。然るに英國艦隊の行動は茲に出でず、島守がカムバールランド灣に於けるドレスデンの状況を英國司令官に説明せんとしたるに其機會を與へず、英國艦隊司令官は彼の行動が當時その所在領水國の主權に對する重大の侵害を構成するものであることを一考にも及ばずして敢行したのである。英國艦隊司令官にして英國海軍の傳統に省み、島守が其義務を行ふ爲め英艦に赴かんとしたとき、若し之を接見し、抑留獨艦の狀況に就て報告を聞いたなら、彼は決して獨艦に發砲しなかつたであらうし、又今日我政

府が其主權を擁護する爲に、英國皇帝陛下の政府に此『最も強烈なる抗議』を提起するやうな事態を引起すこともなかつたであらうと云ふのが、智利政府の所謂『最も強烈なる抗議』と稱する要點であるが、抗議書は更に言を懇切にして、

『我國と英國とを連結する親善なる友情の明證を以て英國軍艦が従前も屢々歓迎せられ、又相互の海軍間に此友情の最も明白且つ有力に表示された事實を、閣下にして若し記憶せられんには、今回の英國艦隊の態度が、智利に於て極めて深刻なる感情を引起したことを異とせられないであらう。英國軍艦は現歐洲戰爭に於ける我中立と矛盾せざる限り、我共和國の諸港灣に於て、我提供し得る一切の物資を供給されたのである。然るに斯く我極度の親善友好の態度が、不幸にして我主權に對する侮辱の全證明と目す可き行爲を以て報いられたことは、假令この行爲が無意識に出で、又その人の心事に他意なかりしものとするも、我に取りては之れ以上の苦痛なる驚愕はないのである。』

又閣下は我政府が主權の行使に係屬する權利特權を維持するに斯く熱烈なるを見て、決して之を怪まないであらう。凡そ自己の權利を主張するに、強大なる實力を備へない國家に取つては、其生存と繁榮を保障し保護する爲には、明白完全なる諒解と他國に對して負ふ所の義務の正確忠實なる履行と、他國が又同様に之に對する義務を遵守することの要求權以外には、手段を有しな

いのであるが、列國中自他の國際義務に誠實なるの明證を示したるもの、英國の右に出づる者なく、又大國に對しても、小國に對しても、其權利特權の尊重を英國ほど雄辯に明示したものはないのである。是等の事實に鑑み、我政府は英國皇帝陛下の政府が英國艦隊の行ひたる行爲に對して、兩國間に存する率直親善の關係に一致す可き満足を與ふることを信するものであつて、我政府の最も尊重し、且つ依つて以て新なる相互の利益に對する多大の希望の基礎たる可き兩國民間の傳統的友好關係が、偶々兩國間に課せられたる此試鍊より、更に一層の強味を此機會に得ることとを誤らんか、智利政府の悔恨これより深きものはない』

所謂主權の侵害に對する抗議として、智利政府の此抗議書は頗る鄭重懇懇を極めたものである。卒然として讀まば、英國政府に對して恰も泣事を云つて居る如き感を與へる。凡そ交戰國の軍艦が普通國際法の制限する二十四時間を超ゆるも、理由なくして中立港灣を退去しないときは、其中立國政府は之に出港を命じ、若し應じない場合には之を抑留することが出来るものである。ドレスデンの場合に於ても、智利政府の言に従へば、二十四時間を経たる後、島守より獨艦に對して抑留を申渡したと云ふのであるが、其抑留の處置が如何に有効に行はれたかに就ては分明でない。

併し此智利政府の抗議に對し、英國外務大臣サー・エドワード・グレイは極めて淡泊に英艦隊の行動の非を認め、速に謝罪の意あることを回答したのである。けれども尙ほ英艦の爲に一言の辯明

を試みて居る。

『英國皇帝陛下の政府は三月二十六日附智利政府よりの通告に接した後、智利政府に取りて不満の原因たる可き何等かの誤解の生じたことを深く遺憾とするものである。英國政府に致されたる通告に記載されし事實に鑑み、英國政府は智利政府に對し完全にして十分なる謝罪を爲すの用意あるものである。』

英國皇帝陛下の政府は智利政府より此通告に接する以前は、ドレスデンが英國艦隊に依つて發見せられたる當時の實情を、單に想像するに過ぎなかつた。否な今日と雖も英國政府はグラスゴウ艦長より其行動に關する完全なる説明を得てゐないのである。英國政府の有する報道は、ドレスデンが抑留を承諾せず、依然その軍艦旗を掲揚し且つ其砲口を向けてゐたと云ふ事實を指摘して居るので、若し事實果して其通りであり、又智利官憲のドレスデン抑留の決定を實行するの手段が其際現實に利用されてゐなかつたとすれば、英國艦隊にして遂に自ら手を下さなかつたなら、獨艦は脱出して再び英國の通商を攻撃するに至る可きことは明白である。又ドレスデンが逃げ込んだ島には、海底電信に依る本土との連絡もない筈であるから、是等の事情の下に、若しドレスデンが依然その軍艦旗を掲揚し、且つ其砲口を向けてゐたとすれば、殊にドレスデンの過去の行動に顧みて、グラスゴウ艦長は獨艦を以て智利官憲を欺き、中立を蹂躪し、好機會を待ちて脱出

し、以て再び英國の通商を攻撃するの意思あるものと推斷したのであらう。

若し之が實際に此通りの事情であつたとせんか、英國皇帝陛下の政府は之を以て英艦長の取りたる行動を辯明するに足るものと信するのである。併しながら一切の事情を明にするには長時間を要し、又智利政府が實況に關して得た報道に依つて斷定せる其所信の通告に鑑み、英國皇帝陛下の政府は智利政府に對する謝罪に、何等條件を附することを欲するものではない。』

英國政府が英艦の行爲を辯明する爲に用ゆる理由は、ドレスデン抑留の状態が不安であつて、或は脱出して再び英國通商を攻撃するに至る危険があると云ふのである。實際に當時カムバールランドに於ける智利官憲の實力は、ドレスデンの脱出を防止することが出来なかつたかも知れない。故に英國政府の憂慮は十分の根據があつたものと思はれる。然れども之を以て智利の中立を侵犯するの理由に利用することは無論許されない。何となれば今日の國際法は斯る場合に於ける中立國に對し完全なる監視の義務を課するものではないからである。蓋し相當の海軍力を有する中立國と雖も、何時何處の領水内に交戦國の軍艦が入來するかも知れない不確實の事態を豫想して、之に對する監視の用意を完備するが如きことは到底行はる可からざる所であつて、況して實力微弱なる中立國に取つては一層期待することを得ない所であるから、國際法は中立國に課するに交戦國の違反に對して之を防止するが爲には、其『施し得べき手段』を限度とする監視を命じて居るに過ぎないのである。

であるから、ファン・フェルナンデスの島守がドレスデンに抑留を命じた其實際の處置は、或は脱出決して不可能ならざる不完全のものであつたかも知れないけれども、彼は當時の状況に於て其「施し得べき手段」の限りを盡したものであるとすれば、智利官憲は其中立義務を全うしてゐたものと云はねばならない。果して然らば英國政府が英艦の爲に辯ずる所は、以て智利領水の中立を侵犯した行爲に對する申開きとはならないのである。我外務省の法律顧問ベーチー氏が英國外務省の此辯明を評して、『サー・エドワード・グレイは、現場に有效なる中立の實力が存しない所には、交戦國は中立領域に於て自ら強制手段を行ふことが出来ると思はせるやうな無鐵砲な意見を抱いて居るのだ』(Garner, *International Law and the World War*, Vol. II, p. 421, note)と云つたのは、必ずしも奇矯の言ではない。智利政府も亦英國政府の右の辯明を以て不満とし、カムバーランド灣現場の官憲が獨艦に對し抑留の處分に附する旨の通告を爲したのは、即ち抑留の實行そのものであつて、英艦が砲撃の當時にはドレスデンは其状況の許す限りに於て有効に抑留されてゐたのであるから、決して攻撃さる可きものではない。従つて智利政府の主權に對して行はれたる此重大なる侵害の辯明たる可きものではないと反駁したのである。

英國政府は此上争ふことなくして、智利政府の抗議を承認したので、問題は容易に落着した。然るに智利政府は他方に獨逸に對しても亦抗議を提示したのである。即ちベルリン駐在公使をして、

ドレスデンが智利領水内に二十四時間以上碇泊し、然も抑留の命令に服しなかつたことを指摘して抗議せしめたのである。此抗議に對し獨逸政府はドレスデンが二十四時間以上碇泊したことは、決して國際法を破つたものではない。『海戦の場合に於ける中立國の權利義務に關するヘーグ條約』第十四條は、軍艦の破損を修理する爲め必要な時は、其碇泊時間を二十四時間以上延長することを許して居る。故に二十四時間を経過したと云ふだけで、之を抑留するのは不法である。且つ獨逸政府は國際法の一般原則として二十四時間規則を承認するものではない。獨逸は現に右ヘーグ條約第十四條を留保して居るのであると抗辯して、智利政府の抗議を拒絶したのみならず、ドレスデンの破壊後智利政府が其乗組員を抑留したのに對して、獨逸は逆抗議をなした。智利政府は乃ち之に答ふるに、中立港に遁入した交戦國軍艦の乗組員を抑留することは、國際法の一般原則に認めらるゝ所であるに止まらず、『ジュネヴ條約の原則を海戦に應用するヘーグ條約』第十五條の規定(地方官憲の承認を得て中立港に上陸したる難船者、傷者又は病者は、中立國と交戦國との間に反對の協定なき限り、再び作戦動作に加はることを得ざらしむるやう中立國に於て之を抑留すべし)と一致する所であると主張したのであるが、獨逸は再び此主張を反駁して乗組員の解放を要求した。獨逸の反駁要旨は、敵艦が國際法を破つて中立領水内で攻撃した爲めドレスデン乗組員は智利領土に上陸するの止むを得ざるに至つたのであつて、是等の事情の下に於ては、抑留は是認さる可きものではない

と云ふのである。智利政府は重ねて之に答ふるに、若しドレスデンにして當然抑留せらる可きものであるとすれば、其乗組員も亦抑留せらる可きものであることは疑ひない。又假に軍艦の抑留は其艦長が承諾しなかつたと云ふので之を不法であるとしても、乗組員の抑留に至つては國際法に依つて何等不法とせられるものではない。凡そ中立領土に足を入れた交戦國の兵は抑留せらる可きものであること、ヘーグ諸條約の正文及び其精神に依て明白に確認せらるゝ所であるとの反駁を以てした。此獨逸と智利間の論争の經過に就て之れ以上述べるには及ぶまい。詳細は之を智利の國際學者アルヴァレッツの『歐洲大戦と智利の中立』(Alvarez, *La Grand Guerre Européenne et la Neutralité du Chili*, 1915.)を譲る。

看護婦ミス・キャヴェル銃殺事件

一 看護婦の捕縛

エディス・キャヴェルはイギリスの一老牧師の娘であつた。ロンドン病院で看護婦の訓練を受け、一九〇〇年、白耳義ブラッセル郊外で看護婦養成所を設けてゐた醫師デページに招聘されて、同所に勤務することとなつた。此養成所はベルギーに於ける看護婦團體の中心と認められた程に隆盛なものであつたが、ヨーロッパ大戦の破裂と共に、デページは一陸軍病院長として軍役に入つた後も、キャヴェルは依然養成所に留まることを決心した。彼女の同僚で同じイギリス婦人が、ドイツ侵入軍の爲に退去を命じられた時、此怖い國を一緒に去らんことを勧めたのに對して、キャヴェルは「此土地こそ私の奉公する所であります」と答へて少しも動かなかつた。

戦争の進むに従つて、多數のドイツ負傷兵がブラッセルに送られた時、彼女は自らドイツ軍の占領地司令官の許に至り、其部下の看護婦と共に敵味方の別なく負傷兵の看護に従事したいと申し出た。

之に對しドイツ司令官は、凡て看護婦たるものはフランス軍及びベルギー軍の負傷兵に接するに、監視人の心得を以てす可きことを誓約せよと命じた。キャヴェルは立所に此不當の命令を拒絶して、『私共は負傷兵を看護するのに全力を盡すことを辭しません。併し彼等の監視人となることは御免蒙ります』と敢然として答へた。併し彼女と其部下の助手等はベルギー軍の負傷兵と同様に、ドイツ兵を懇に看病したのであつた。

一九一四年の夏から秋にかけて、フランス軍も、イギリス軍もドイツ軍の爲に追ひ詰められて、退却に次ぐに退却を以てし、其退却の途中逃げられたものは、塹壕や、山林や、空家の内に隠れて捕獲を免かれんとしたが、多くは發見されて大抵殺されてしまつた。幸に逃がれ得たものは、親切なベルギーの農民が、彼等を其家にかくまひ、軍服を脱がせて農事に雇ひ、機會を見て國境から密かにオランダへ逃がしてやつた。ベルギー兵と雖も戦敗の後には國內到る所に逃げ隠れて、頻々國外脱出を企てた。併し一旦ドイツ軍の爲に捕へられ、ば忽ち銃殺されたので、遂には之を以て彼等の必然の運命だと、一般に諦めるに至つた程であつた。

實際ベルギー國內に隠れた遁竄兵は救ひを求めて諸所に逃げ廻つたのである。而してキャヴェルは實に其最も勇敢なる救助者であつた。彼女が是等の遁竄兵を救ひ出したことは、彼女自身の決して否認しない事實である。ドイツ官憲は彼女の手に依つて國境を脱出したものが、無慮百三十名に達

すると云つてゐるのであるが、併し此數が正確なものであるかどうかは證明されてゐない。

ドイツ軍はキャヴェルの身邊に疑ひをかけ、得意の間者を利用して彼女を陥れんと試みた。即ち一間者として遁竄兵を装ひ、彼女の許に逃げ込ました處、彼女は忽ち其手でドイツの奸計に陥つた。キャヴェルは一九一五年八月五日を以て捕へられ、サン・ジールの陸軍監獄に投ぜられた。彼女は最初より遁竄兵の脱出を助けることが、ドイツに對して軍法を犯すものであることを覺悟してゐたけれども、彼女が捕へられる直前、或人に語つた所に依れば、其罪は短期の禁錮位に過ぎないものと豫想してゐた。キャヴェルの捕縛は極めて祕密に行はれたので、一時は彼女の友人も其行方を全く知らなかつた。當時ベルギーに於ける英國人の保護を引受けてゐた米國公使館すら、彼女が捕縛せられた八月五日から三十幾日を経た九月十二日に至つて、初めてドイツの官憲から入監の事實と場所とを聞いたのであつた。併しキャヴェルはベルギー國內では有名の婦人であつたから、其行方に就て種々の噂が行はれ、遂にドイツ軍の爲に監禁されたことが、何處からか傳へられるに及んで、英國外務省は八月二十五日を以てロンドン駐在米國大使を通じて、在ブラッセル米國公使にキャヴェル捕縛の事實の有無を問ひ合はせんことを求めた。實は夫れまでは米國公使は之に就て何事も知らなかつたのである。そこで八月三十一日米國公使ブランド・ホイットロックは、ベルギー占領地司令官フォン・ピッシング將軍の部下政務局長フォン・デヤ・ランケンに照會し、公使館の雇法律顧問でベルギー法律家ド・

レヴァルをして、本人に面會せしむることを求め、竝に彼を辯護人に依頼したことをも通告した處、之に對して何等の返事も得なかつた。仍て公使は九月十日再びランケンに至急回答を促したのに對し、初めてドイツ官憲は正式の返書を以て答へた。即ちランケンは之に答ふるに、キャヴェルは其家に多數のイギリス兵及びフランス兵に加ふるに、兵役適齡のベルギー人も多數かくまひ、彼等は皆熱心に出征を希望したものであつた事、剩さへ彼女は是等の兵が戰場に行くに必要な金を給與し、且つ祕密に國境を越える爲に、案内者を附してベルギー脱出を幫助した事を自白したと云ひ、更にキャヴェルの辯護人としては辯護士ブラオンなるものを指定し、既に同人はドイツ當局官憲と打合せてゐると附言し、且つ司令部は原則上被告人の一切の面會を禁じてゐるから、ド・レヴァルをして本人に面會せしむることは、彼女の監禁中これを許すことを得ないと、明白に米國公使の要求を拒絶して來た。此回答書中に記せる辯護士ブラオンと云ふは、ベルギーでは相當の地位に在る法律家であつたが、如何なる事情に依るか、キャヴェルの辯護は遂に自ら引受けず、キルシエンなるものを代理に推薦した。キルシエンは本來ルーマニヤ人で、ベルギーに歸化して辯護士を開業し、戦前在ブラッセル獨逸公使館の法律顧問であつた。然るに此キルシエンはキャヴェル事件の裁判に於て、實は誠意を以て適切な辯護をなしたにも拘らず、其裁判開廷の日まで一度も被告人に面會することを許されず、現に彼は米國公使館法律顧問ド・レヴァルに對し、『ドイツの軍事裁判所では、被告人の辯護

人は、其審理前被告人と面會することを許されず、又事件の一切の書類を見ることを許されなかつた』と辯明して居るのであるが、開廷前一度も辯護人と面會せしめないで、辯護人は適當に其任を盡し得る筈がない。更にキャヴェルの審理は他の三十四人の同様の被告事件と同時に進められたと云ふのであるから、裁判の正確も疑はれる。辯護士キルシエンは『開廷前被告人と面會することを得なかつたけれども、裁判の審理は慎重に且つ徐々に進行してゐたから、やがて事實も明白にされ、被告人の爲に有利な辯護をなすことが出来る望みがある。殊にキャヴェル事件は他の三十四人の被告と一緒に起訴されたので、其審理は餘程長くかゝる見込だから一層有望だ』と云つて居るのであるが、三十四人の別々の被告事件と同時に裁判されると云ふのでは、却つて其審理の甚しく無責任であることを證明こそすれ、決して裁判の公明を期待し得るものではなかつたのである。

審理は十月七八日の兩日全然祕密に行はれ、何人も法廷内に何事が行はれてゐるかを知らぬものになかつた。米國公使館はキルシエンから開廷の期日を報ずる僅に數行の手紙を得たに過ぎなかつた。然も僅々二日の開廷で、實に無慮三十五人の被告事件が同時に判決されたのである。公使館法律顧問ド・レヴァルは當日法廷に立會ひたいとキルシエンに相談した處、キルシエンはそんなことをすればドイツ裁判官の感情を害して、被告人に大なる不利益を來たす恐れがあると云つて、切に引留めた。又キルシエンは初め米國公使館に對し、キャヴェル起訴の理由及び法廷で開示された事實を、速に通

知することを約しながら、遂に何事も報告することなく、裁判が二日で終了したことから知らせなかつたのである。公使館は直にキルシェンを見付け出さんとしたけれど其居所が判らず、仍て十月十日彼に書面を以て至急報告を送達するか、でなければ翌日公使館に来ることを求めたが、夫れにも尙ほ何等の返事がないので、ド・レヴァルは十一日二度までもキルシェンの宅を訪ねて、二度とも彼を發見することが出来なかつた。然るに彼は其前日「ブラッセルのドイツ軍事裁判所は常に完全に公明であつて、裁判の間違ひなど云ふ危険は斷じてない」と、米國公使館を安心させて置いて、閉廷後忽ち行方を眩まし、何の沙汰もしなかつたのは、實はドイツ軍事裁判所が其裁判の真相を暴露させることを厭ひ、キルシェン亦能く之を心得て、開廷の事實すら米國公使館に通知しなかつたのである。

斯く米國公使館はキルシェンからは何事も知るを得なかつたけれども、併し幸に或匿名の密告者に依て法廷の真相を稍や明にすることを得た。此匿名の密告者の報告に依れば、キャヴェルはイギリス兵、フランス兵、竝にベルギーの青年が、國境を越えてイギリスに渡るのを助けたと云ふ故を以て起訴されたのであつて、キャヴェル自身も其事實を認め、且つ彼等の中の或者等はイギリスに到着した時、彼女に禮状を送つたことも自白して居る。キャヴェルは法廷に於て遁竄兵を庇護した理由を問はれたるに對し、「若し彼等を庇護しなかつたなら、彼等はドイツ人に依て悉く銃殺されたであら

う。であるから彼等の命を救ふのは、自國に對する自分の義務を盡したに過ぎない、と考へた」と答へた。又辯護士キルシェンは「法廷に於て被告の爲に有利なる一切の辯論を盡し、頗る適切なる辯護をした」と、右の密告者は報告して居るのであるが、其辯論の内容が明白にされてないのは遺憾である。

即ち米國公使館が法廷の實況を纔に知り得たのは、此匿名の密告者に依つたゞけで、辯護士キルシェンからは最後まで何事の報告にも接しなかつたのみならず、十一日朝、米國公使は既に九日午後を以て審理が終つたことを、他から探知したのであつた。即刻、占領軍司令部政務局に判決の有無を問合せた處、政務局の係官吏は「未だ判決の言渡しはない。決定までには尙ほ一兩日の猶豫がある。事件の進行に就ては必ず詳報する」と約したから、固より其約言を信じて居たのであるが、然も其後の消息が全く不明なので、更に午後六時半、重ねて判決の有無を質したるに、司令部政務局の同一係官吏は再び判決の言渡しは未だないと答へた。公使館は同日中、前後實に三度び人を派して事實を確めたに拘らず、毎度何事もなしとの返答を與へたのである。然るに此三度目の問合せ後二時間を経た八時に至り、公使館の法律顧問ド・レヴァルは或る方面からドイツ政務局の言は眞赤な嘘で、死刑の宣告は既に午後五時を以て言渡され、處刑は翌朝二時を以て行はれるとの確報を得たのである。レヴァルは此一刻を争ふ非常の急報を携へて、公使ホイットロックの許に駆付けた。彼

女を救ふ可く、後僅に六時間を餘すに過ぎない。

二 彼女は英雄の如くに死んだ

不幸にして當時公使は病臥して外出することが出来なかつた。然も公使は直に自ら筆を執つて政務局長フォン・デヤ・ランケン男に宛て、

『小官病氣の爲め親しく願意難申述候得共、貴官の寛容なる御心情に訴へ、此不幸なる婦人を助命せられんことを只管懇願候』

との一書を認め、之に左の命乞ひの別書二通（一をランケンに、他の一を司令官フォン・デヤ・ピッシング將軍に宛てたるもの）を附して、公使館一等書記官ヒュウ・ギブソン（後年ジェネヴァ海軍々縮會議、英米海軍協定交渉、ロンドン海軍々縮會議等に米國全權として會議の主役を務めた人）及びド・レヴァルの兩人をして、先づ助力を求むる爲め、スペイン公使ヅ・ヴァイロバ侯の宅に走らしめた。

『本官は英國臣民にして本公使館の保護の下に在るミス・キャヴェルが、今朝軍法會議にて死刑の宣告を受けたことを只今承知したり。』

本官の得たる此報告にして正確なりとせば、本件の宣告は、從來同一軍法會議に於て審理せられたる類似の事件に就き與へられし他の一切の判決に比して、甚だ苛酷なり。斯の如き峻烈なる

判決の理由は今問はざるも、本官はミス・キャヴェルの爲に閣下の人道感と寛容に訴へて、ミス・キャヴェルに宣告されたる死刑を輕減し、此不幸なる婦人を死刑に處せざることを乞ふの権利ありと思惟す。

抑々ミス・キャヴェルはブラッセル看護婦養成所の主任にして、今日まで他人の苦痛を輕減することに其一生を捧げ、其學校は多くの看護婦を養成し、彼等はベルギーは固より從來ドイツに於ても病床に侍して、其任を盡したるものなり。大戰の初めミス・キャヴェルはドイツ兵士を他の兵士と全く同様に看病したる等の事實を顧みる時は、他に何等の理由なしとするも、彼女が人道の僕としての一生涯は、以て最大の同情を喚起し、其罪を宥恕することを乞ふに足る可し。若し本官の有する報告にして正確なりとせば、ミス・キャヴェルは何事も隠すことなく、賞讃す可き率直を以て一切の罪狀を自白したり。而して此罪狀は彼女自身に於て提示し、且つ彼女のみ之を提示する地位に在るものなりしが、然も此罪狀の提示こそ其判決の峻烈を加重したるものに外ならざりき。即ち本官が茲にミス・キャヴェルの爲に宥恕を閣下に乞ふは、信頼と聽許の希望を以てするものなり』

スペイン公使は恰も夕食中であつたが、直に之を快諾して、司令官々邸に同行した。然るにランケン男も其部下も皆不在だったので、行先に使者を遣はして、緊急の用務に就き即刻歸邸を求むと

申入れたるに、十時過ぎに至つてヤット歸つて來た。仍て三人は來意を告げて米國公使の書面を示した處、ランケンには三名の面前で聲高に之を朗讀した。此時に至るも尙ほランケンは判決の與へられたことを信ぜずと云ひ、官憲以外の報告を輕信して來たものとして、彼は意外の顔色を示し、頻りに何處から夫れを聞いたかと質問したけれども、ギブソン書記官は夫れに答へることを拒絶した。ランケンは依然として判決の宣告のあつたことを否定し、假に宣告があつたとするも、急に處刑の行はるゝことはない、且つ何事も翌朝までは如何ともし難い、と云ふので、ギブソンは事實が若し米國公使館の聞いた通りであつたとしたら、今の内に處置をして呉れねば萬事は水泡に歸するに依つて、即時その事實を確めて呉れと、ランケンに迫つた結果、彼は不承々に電話を以て問合せた。果して宣告も濟み、且つ未明を以て死刑に處せられることが判つたのである。茲に於て三名は交々處刑の延期を説き、キャヴェルの犯罪が如何に重大であらうとも、一婦人を死刑に處するの殘酷無道である事、死刑は從來間諜以外に行はれなかつた事、キャヴェルの起訴はドイツ官憲でも之を重大視してはゐない事等を指摘し、占領軍司令部政務局は、判決のあり次第これを米國公使館に通知することを約束しながら、其約束を無視した爲め斯く手後れとなつたことをも詰つて、ギブソンはキャヴェルの犯行は既に久しき以前のことであるのみか、數週間も入監してゐたのであるから、處刑を延期したからと云つて、ドイツに取つて何の危険もない。若しドイツが飽くまで處刑を急ぐに於ては

ベルギー國內は勿論、列國の輿論に恐る可き影響を與へ、或は復讐手段にも出づるに至る恐れがあるとして、ランケン説破する爲め彼は根限りの努力を試みたのであつた。スペイン公使も亦極めて有力にギブソンの言を支持し、熱心に宥恕を勸告した。

之に對してランケンは、本件に關する最高當局者は占領地司令官であつて、彼の決定に對する上訴は皇帝に上奏するの外はないのであるから、何人も之に干渉する權能なく、ドイツ軍法の下に於ては、占領地司令官が宥願ひの許否を決する專斷權を有するものであると辯解した。然らば司令官に照會して彼が既に判決を裁可したか否か、又宥恕の望みがあるか否かを、電話で問合はさんことをランケンに求めたるに、彼は最初なかなか之に應じなかつたが、遂に承諾して席を起つた。約三十分間の後ランケンは席に歸つて、司令官と篤と懇談して見たが、司令官は本件は熟慮の後決定したものであり、且つ事件の情狀は死刑を以て已む可からざるものと認め、之に關しては何事も聞届けることは出來ないとの答であつたと説明した。ランケンは尙ほ之に附言して、皇帝自身も恐らく之に干渉することをしないであらうと云ひ、助命は全然絶望であると斷言した。夫れでも三人は尙ほ代るがはる處刑の猶豫を力説し、殊にスペイン公使はランケンに別席に誘ひて二十五分間も密談し、他聞を憚る秘密の理由をも種々説いて（多分ドイツが何處までも米國公使の言を拒絶して、米國の反感を激發するのは、ドイツの爲に非常に不利益であることを説いたのであらう）強烈に説

服せんと試みたけれども亦無益であつた。スペイン公使がランケンと別席に在る間にも、ギブソンは同席したランケンの部下の將校に向つて、米國が開戦の當時にも、又アントワープ包圍の當時にも、ドイツ人の爲に有らゆる努力を爲した事實を語り、米國が此唯一の願望たるキャヴェルの助命を拒絶するの無情であることを説いた程に、ギブソン書記官は全く一生懸命の苦心をしたのであつた。然も此一切の苦心は悉く水泡に歸して、三名は夜半を以て空しく立去つた。夫れから約二時間を経て、翌朝二時キャヴェルは遂に銃殺されたのである。

前々日(九日)米國公使館法律顧問ド・レヴァルは、イギリスの牧師スターリング・ガハンと監獄に同行して、キャヴェルに面會を乞ふたが許されず、十一日の夜即ち死刑宣告後に至つて、右の英僧のみが獨り面會を許された。英僧は死刑前數時間に於ける此一英國婦人の最後を左の如く記して居る。

『十月十一日(月曜日)の夕刻、余はドイツの官憲から特別の許可を得て、サン・ジールの監獄に行き、其處に過去十週間幽囚されてゐたミス・キャヴェルと面會した。最後の宣告は既に此日の午後を以て言渡されてゐるのである。

余は全く冷靜従容たる彼女を見て、且つ驚き且つ安心した。併し之は殆ど一時間に亙る最後の面會に於ける我等兩人の切々なる思ひを、固より輕減するものではなかつた。

彼女の余に對する最初の言葉は、彼女の一身に關するものであつたが、然も之を語る嚴肅なる言々は悉く神と永遠の明光を以て吐露された。次に彼女は喜んで自國の爲に一命を捧げることゝ凡ての友人に告げよとて、「自分は恐怖もせず、又畏縮もしない。自分は多年屢々人の死を實見してゐるので、死は自分に取つては、不思議でもなければ恐怖でもない」と云ひ、更に「此死前十週間の安靜に對し神に感謝す。生は常に忙はしく、又多難であつたから、此安靜の時を得たのは大なるお慈悲であつた。獄中には人々皆自分に甚だ親切であつた。併し神と永遠を信じて立てる自分は、愛國心だけではいけないと云ふことを知つた、と自分は告白する。自分は何人をも憎まず、又何人をも辛しと思つてはならない」と語つた。

斯くて我々は聖晚餐を共にし、彼女は衷心より慰めの福音を聞いた。此さゝやかな式事を終つて余は「主よ共に宿りませ」の句を繰返し始めたるに、彼女は其末句を濕やかに合唱した。

退出の時刻まで共に靜に語り合つた。彼女は親戚、知友に宛てた訣別の辭を余に託した。彼女は此期に於ける彼女の靈の所願を語りしが、耶穌教徒のみ爲し得る所たる神の言葉の保證を享受した。

余は遂に「左様なら」と云つた時、彼女は微笑して「又お目にかゝりませう」と答へた。

彼女の最後の時、ドイツ軍隊附牧師が立會ひ、耶穌教式の埋葬を行ふた。後日彼は「彼女は最

後まで勇敢で且つ快活であつた。彼女は耶蘇教の信仰を告白し、自國の爲に喜んで死ぬると云つたが、彼女は英雄の如くに死んだ」と余に語つた。

「彼女は英雄の如くに死んだ」と語れるドイツの一牧師の言の如く、キャヴェルの最後の言動は實際極めて立派なものであつた。此牧師の言に依れば、彼女は平然として死刑場に歩み、唯一言「何處に立つのか」と尋ねただけであつた。獄吏が目隠しをしようかと尋ねたに對し、彼女は言下に「ノー」と答へた。腕を拱きて死刑臺上に直立し、射撃班に向つて「もう宜しい」と云つた其瞬間に、彼女は忽ち斃れた。行年四十九歳。

米國公使館は彼女の屍體を引取つて改葬せんとしたけれども、ドイツ官憲は之をも許さなかつた。ブラッセル市民も亦その埋葬の地を知らんとして努力したが、ドイツ官憲は飽くまで祕密にして何人にも示さなかつた。

三 彼女の死は無駄ではなかつた

ミス・キャヴェルの死刑の報一度び傳はるや、ドイツを除く全世界は愕然として戦慄した。味方の聯合諸國は云ふまでもなく、當時中立國であつた米國內に於ては、特にドイツの此残忍に對して極度の憤慨を激發せしめ、後日これを聞いたドイツ皇帝をして密に痛心せしめた程であつた。即ち皇

帝は責任者たる占領地司令官ピッシング將軍を大本營所在地に召致して事の次第を下問した其結果、キャヴェルと同時に死刑の宣告を與へられた者の刑を軽減し、現に其中の一婦人は懲役十年に減等せられたのである。然るにドイツ軍人の無情殘虐に對して世界が非常な憤慨を引起したのを見て、ドイツの官憲は寧ろ之を不可解のことに感じたのである。占領地司令官ピッシング將軍の如きは即ち其一人であつた。當時紐育ワールド紙の通信員は此事件に就て親しくブラッセルに赴き、上はピッシング將軍より下は前記英僧ガハンに至るまで多數の關係者と會見して、ドイツの辯明を聞かんとした處、ドイツ官憲は此米國新聞の通信員を殆ど下にも置かぬ程に優待したのであるが、ピッシング將軍はこんな些細の事件の爲に、米國人がブラッセルにまで來たことを驚くと稱し、「余は世界が此事件に就て斯くまで關心するの理由を解することが出來ない。數千の無辜の人民は現に此戦争に死んで居るのに、獨り一有罪の婦人が死んだことを、何故かく興奮するのであるか」と怪しんだ。將軍更に曰く、

「此種の犯罪を罰するに、僅に數年の入牢を以てするのは不十分である。蓋し此種の事件の刑罰は、他の同様の罪を犯す者を防止する目的を以て裁量されねばならない。若しキャヴェルなる女の罪刑を入牢に止めるならば、二三年の後、即ち此戦争の終る頃には釋放せられるであらう。此種の犯行や間諜その他の犯罪を以て罰せられた囚人は、平和回復と共に通例赦免せられるものであ

るからだ。

ドイツは最近に至りベルギーの此地に於て、大規模の間諜計畫のあることを發見した。爲に重要なる軍需上の祕密が從來敵方に通じられてゐた。余は其詳細を語るを得ないが、此キャヴェルなる女は是等間諜の行動を承知して居り、彼等の行動の多くが有罪の犯行であることを能く辨へながら、彼等犯人を隠匿して居たのである。斯くの如き間諜計畫は我重大なる安全を脅かすものであるから、ドイツは之を撲滅せんとしたのである。

キャヴェルなる女は固より間諜を以て起訴されたのではないが、敵兵の脱出を幫助したものと起訴せられた其犯行は既に重大である。彼女の死は憐む可きも、余は何故に之が米國に於て斯くまで興奮を引起したかを理解することを得ない』

ミス・キャヴェルの處刑に就て最も悲憤したものは無論イギリス人であつたが、中立の米國人も之を聞いて同様の悲憤を催し、殆ど全土を擧げてドイツ官憲の無情を痛撃した。茲に於てベルリン外務省は事態容易ならずとし、遂に十月二十四日、外務次官チンメルマンの名に於て、ニュー・ヨーク・タイムスのベルリン通信員を通じて、世界に向つて辯明書を發したのである。此辯明書は可成りの長文であるから、茲には其要領のみを摘記する。

『ミス・キャヴェルが處刑せられねばならなかつたのは悲しむべきことであるが、併し夫れは止む

を得なかつた。彼女は公正に裁判された。我々は此上更に此種の處刑の必要が起らぬことを希望する。

英米新聞に徴するに、叛逆罪に依てブラッセルで一英國婦人が銃殺された事、及び他の若干の婦人が罰せられた事がセンセーションを起し、此事件から反獨の資料を造らんとして居るやうだ。該婦人が處刑されたのは恐る可きことであつたに相違ない。併し國家の軍隊の安全に對して企てられた犯罪が、婦人に依つて行はれたと云ふの故を以て之を罰せずには放置したら、殊に戦時に於ける國家にどんな事が起るだらうかを一考して見よ。——現行の刑法少なくとも戦争法規は斯かる差別を爲すことはない。女性は法律上の慣習に於て、唯一つの特別取扱ひを受くるに過ぎない。即ち妊婦が死刑に處せられないだけである。之れ以外には法律の前には男女同等であつて、唯犯行の程度如何が其犯罪に對する宣告と其結果に相違を生ずることがあるに過ぎない。

余は茲にキャヴェル事件に關する裁判所の判決書を所持してゐるが、其判決は最上の完全を以て行はれ、又細密の點まで審理を盡され、且つ之を明白にされて居ることを確言し得る。其結果は極めて明確であり、其事情は極めて明白であつて、世界に於ける何れの軍事裁判所と雖も之に異なる判決を爲すことを得ない。如何となれば裁判所は一人の單純なる感情的行爲を取扱つてゐるのではなく、多數の手廣き連類を以て十分計畫された一陰謀を取扱つてゐたのであるからである。

而して此陰謀は前後九箇月に亘り、我軍隊に大損害を與へ、我敵國に有益なる奉仕をなすことに成功したのである。即ち無數のベルギー、フランス、イギリス兵はキャヴェルなる女を首魁とする陰謀團、即ち現に有罪と認められた陰謀の手に依つて脱出した後、今や再び聯合軍に屬して戦闘に従事しつゝある。我官憲の直き鼻の下で斯かる活動の行はるゝに對しては最上の峻嚴を以てしてのみ之を防止することが出来るのであつて、斯かる場合に於て峻嚴なる手段を執らない政府は自國軍隊の安全に對する其最要の義務を怠るものと云はねばならない。

有罪と決した全部の犯人は、彼等の行爲の性質を悉く承知して居るものであつて、裁判所は特に此點を慎重に考慮し、被告の中、自己の行爲が犯罪と爲ることを知つてゐたか否か疑はしいものは、之を放免した程である。有罪と決せられたものは、何れも彼等の行爲の何たるかを自ら知つた者である。と云ふのは、無數の公布された布告に於て、敵軍を援助した者は死刑に處せらる可きものであることを、豫め注意してあるからである。

此處刑者の動機が決して卑劣でなかつたことは自分も能く知つて居る。又彼等が愛國心から之を行ふことも能く判つて居る。併し戦争に於ては、人は戰場に於て敵と對すると否とを問はず、自己の愛國心に血判を押すことを覺悟してゐなければならぬ。我捕獲したロシヤの捕虜中には兵士の軍服を着用して我に反抗した若干の年若き女が居るが、彼等の一人が戦死しても、何人も

ドイツを非難するに、婦人に對する蠻行であると言はないであらう。然るに他の婦人が戰場に於ける其同性と同様に自ら覺悟して死に赴いた此事件に於てのみ、斯くドイツを非難するのは何故であるか。

一人の生命を尊重することが全體に對する罪惡であるとせらるゝ場合が、國家の生涯中には時に生ずるものであるが、本件こそ即ち斯かる場合であつた。其行動の動機が何であらうとも、之を絶滅することが絶對に必要であつた。故に女性たる故を以て特別の取扱ひを受け得るものと考へて、本來死刑に當る行動を取てする者等を恐怖せしめる爲にこそ此死刑を行ふたのである。若し斯かる婦人に特別の酌量を加へたら、此種の仕事にかけては屢々敏捷なる男子の間諜よりも一層敏捷なる婦人に對して、同様の活動の門戸を廣く開放することとなるであらう。即ち苟も責任の地位に在るものゝなし得ない所であつて、世界の批評に頓着することなく、敢て此困難なる義務の途を往かなければならない』

チンメルマンの辯明は何人もドイツに豫期した通りの言を繰返したものに過ぎなかつた。チンメルマンはミス・キャヴェル事件の裁判が公平に行はれたやうに辯明して居るけれども、其起訴された犯行の實情と、法廷に於ける裁判の真相は、裁判官と檢察官の報告に依るの外、世界に之を知るものはない。假にキャヴェルの犯行の實情がドイツ側の云ふ通りであつたとしても、本件に適用したド

イツの軍法第五十八條は「何人も敵國を助くる意思を以て、又はドイツ軍又は其同盟軍に危害を加へるの意思を以て、ドイツ刑法第九十條の罪の一つを犯したる者は死刑に處す」とありて、右の刑法第九十條とは「敵に兵を案内する事云々」と規定するものを指すのであるが、キャヴェルはドイツの敵たる諸國の兵を隠匿し、及び國境を越えてオランダに脱出することを助けたことはあるが、敵に兵を案内した罪跡は證明されてゐないのである。中立國たるオランダに逃込んだ交戰國の兵は、オランダ政府に於て之を抑留す可きものであつて、キャヴェルの行爲はイギリス其他の逃亡兵を中立國たるオランダに脱出せしめたに止まり、其行爲に於て敵に兵を案内したと斷定さるべき事實はない。又本人の意思が之を敵に案内することを企てたものとする何等の證明もない。右のドイツ刑法の法文を不當に廣義に解釋するの外、軍法第五十八條をキャヴェル事件に適用するの根據はないのである。此事件後間もなくドイツのベルギー占領軍政府が、法律を改正して「敵を隠匿したる事」の新條項を加へたのは一層本件の裁判に於ける法の解釋の疑惑を加ふるものである。即ち此事件が世界文明國民の憤慨を激成した所以であつて、就中當時米國民が恰も自國の事の如くに之を激怒したのは、單に米國公使館がミス・キャヴェルを助命せんとした非常の苦心が水泡に歸したと云ふに因るばかりでないのである。

併しミス・キャヴェルの死は、決して無駄ではなかつた。此悲報は全英國國民に對して恰も集合ラッ

パを吹くものであつた。英國國民は其現に戦ひつゝある敵の何者であるかを一層ハッキリと知ることを得た。當時フランダースの戰場に在りし英國兵は、之に依つて更に新なる敵愾心を奮起せしめ、又英國内の男女は之に依つて更に大なる努力と、更に大なる犠牲の必要を痛感するに至つた。新兵の應募は之に依つて著しく促進し、且つ目覺ましく激増した。有名なる米國の戦時通信員フレデリック・ボルマーが、同年十一月ヨーロッパの戰場から歸國して、米國民に告げた所に依れば、彼が戦地を出發した時、將に進軍せんとする英兵は、全線に亘つて「ミス・キャヴェルの爲に」と呼んでゐたと云ふ。彼は又「ミス・キャヴェルの處刑は、何回かのツェッペリン飛行船の英國襲撃よりも募兵により多くの効果を奏せしめた」と云つた。單に英國人のみならず、ミス・キャヴェルの無慘なる死を聞いたフランス國民は、同様の熾烈なる敵愾心を發憤したのである。ボルマー曰く「余は彼女の悲報を聞いた時、偶々フランス軍の中にゐたが、此悲報は忽ち佛兵を電氣に打たれた如くに動かし彼女の殉難はフランスに對して恰もジャン・ダークの再生した如くに感動せしめた。佛軍の將校等は之を以て有らゆる政治家の雄辯よりも、又將軍等の會合よりも、英佛聯盟を最後の一人まで戦ふ可く、一層の結合を固くせしめたものであると語つた。新聞に掲げられたミス・キャヴェルの寫眞は、之を切抜いてフランス全國の屋壁に貼り付けられた。英佛兩國國民に與へた感動は頗る深刻であつたに相違ないが、之を其戦場の兵士等に與へたものに比べれば、寧ろ微弱であつたと云はざるを得な

い」と。當時フランス文部卿はパリーの諸學校の教師に訓令を發して、學生、生徒に此勇敢なる犠牲者の物語を説かしめ、『ミス・キャヴェルの偉大にして崇高な姿は、此戦争の暗澹たる恐怖の中に蹂躪された人道の、生ける偶像の如くに屹立するであらう』と、其訓令の中に特筆して居る。フランスの都市では町の名を改めて新に彼女の名を以て命じたものもある。多くの美術家は彼女の最後の光景を繪にし、石に彫りて、其悲惨なる死を弔ふた。

戦後、一九一九年五月十五日、彼女の遺骸はイギリスに移された。ロンドンの中央、トラファルガー・スクエアに近く、彼女の爲に一記念碑が立てられてゐる。

英商船の獨逸潜水艇衝撃事件

一 無警告撃沈の宣言

世界大戦中、一九一五年二月四日ドイツ政府はイギリス並にアイルランドの沿海及びイギリス海峡の公海面を以て、交戦區域と宣言し、二月十八日及び其以後、此交戦區域内に於て發見されたる一切の敵國商船は、其乗組員並に乗客に、危険切迫の警告を常に必ずしも與ふることなくして、破壊せらる可し』との布告を發した。是れドイツが潜水艇を以てする英國商船無警告撃沈を宣言したものである。凡そ戦時に於て交戦國の軍艦が海上で敵國の商船を發見した時は、先づ之に停船の信號を爲し、商船が之に應ぜざる時は、空砲を發して警告を與へ、然も尙ほ停船せざる場合に、實彈を以て砲撃するのであるが、斯くして停船したものには、軍艦から臨検士官を派遣して船長を訊問し、書類を検査し、必要に依つては船内を搜索し、船が敵國商船たることを確めたる後、拿捕の手續を爲し、之を自國の捕獲審檢所所在港に連れ行き、審檢所の審檢に附して捕獲を完了するの順序であ

る。但し該商船の状態が不良にして航海に堪へず、又は荒天の爲めに之を引致することが出来ず、又は敵國軍艦より奪還せらるゝ虞あり、又は自艦の安全を害する虞あり、又は現に従事する作戦行動の成果を害するの危険あることを證明し得る場合に於てのみ、撃沈破壊することを許さるゝものであるが、併しこの場合に於ても船舶書類、乗組員、乗客は必ず之を安全なる場所に移した上でなければ行ふことを得ないと云ふのが、古來國際法上の確定慣例と認めらるゝ所である。然るにドイツ政府は此古來の慣例を無視して、敵商船に對して、發見次第無警告撃沈を行ふと宣言したのであるから、英國商船に取つては非常の脅威であつて、ドイツが蠻行の汚名を蒙つた其最も大なるものの一つであつた。併しドイツの爲に辯ずる者は、潜水艇は普通拿捕に用ひらるゝ巡洋艦と其艦體の構造を異にし、敵船よりする一發の砲彈、以て能く之を海底に撃沈せしめ得る程の脆弱なものであるから、敵商船に停船を命じたり、又は之を臨檢搜索してゐては、自艦の安全に對する危険この上なきのみならず、之を撃沈する場合に其乗組員及び乗客を自艦に移さんとするも、艦體元來狭小なるを以て、到底これを收容することを得ない。然も古來の手續を忠實に遵守せんとせば、此新武器を十分活用することが出来なくなる。故に新武器の發明と共に、戰爭に關する國際法規も一變せられる可きものであると云ふのである。此辯解が以て潜水艇に依る敵商船無警告撃沈の理由たる可からざることは、例へば自動車の文明的交通機關たる價値は、其急速力に在るのだから、往來で邪魔

の人間を轢殺しても構はない、若し之を咎むる者あらば、文明の新利器の利用を妨げるものであると云ふのと同様の無法亂暴な言分である。尤もドイツ政府は此無警告撃沈の手段は、イギリスが絶えず海上で國際法規を破るから、之に對する報復として行ふのだと辯解して居る。

二 英船長の銃殺

當時、英國グレート・イースターン鐵道會社の所有船にブラッセルと云ふのがあつた。其船長をチャールズ・フライヤットと云つた。ドイツの無警告撃沈の宣言後、間もなく三月二日、英國パークズトン・キイからオランダのロッテルダムに向ふ海上に於て、二本マストのドイツ潜水艇と出會つた。潜水艇が直にブラッセルを目掛けて航進し來ると見るや、船長フライヤットは船内總動員を行ひ、火夫を激勵して全速力を發せしめ、十六節の速力を以て疾走し始めた。潜水艇は之を追跡すること幾海里に及んだけれど、ブラッセルは遂に能く難を免かれ、オランダ領海内に逃げ込むことを得た。該船長は其功に依り會社の社長及び重役から金時計一箇を賞與せられた。

夫れから三週間餘の後、三月二十八日、英國商船ファラバがドイツ潜水艇の爲に撃沈せられた。同船は敵艇の停船命令に従ひ速に進行を停止した。然るに敵艇長は乗客をボートに移すの時間を與へず、まだ船内に残つてゐるものがあるのに、忽ち水雷を發して之を破壊した。當時、甲板上に在

つた一乗客の遭難談に曰く、

「潜水艇長は我船長に流暢な英語を以て「余は正に汝の船を撃沈す可し」とて、乗客を即刻ボートに移す可きことを命じた。續いて恐る可き光景が續發した。或ボートの如きは、避難者を乗せ切れず、爲に水中に落ちて溺死したものの數人もゐた。船を去る可き命令を受けて、最後のボートが卸されてから僅に十分間にして、俄に爆音を聞いたと思ふと、忽ち船は顛覆し始めた。彼等海賊は百ヤードの距離に於て、明に船内に尙ほ多數の乗客及び乗組員の在るのを認めながら水雷を發射したのである」

之に依て百四名の男女が無慘に殺された。

之と同じ日の午後、ブラッセルは再び北海に於てドイツ潜水艇ユー三十三號に出會つたのである。即ちブラッセルは前回と同様、英國パークストーンからロッテルダムに向ふ海上に於ては、一ドイツ潜水艇を發見した。敵艇は少くとも長さ三百呎あり、非常に高き船首を有し、又非常に大なる司令塔を備へてゐたが、船首右舷には認識し得べき記號を附してゐなかつた。船長フライヤットは潜水艇の速力が自船より遙に速いので、若し逃走せんとせば、容易に水雷を以て見舞はれることを直感した。潜水艇は信號を以て停船を命じたが、ドイツ人の從來爲す所に鑑み降服は乗客の生命に對する救助の保障でないと思つたから、船長は潜水艇の方に向けて突進し、若し敵艇が速に水中に潜り込

まない時は、之に船體を衝き當てんと決心したのである。仍てブラッセルは舵を右舷に轉じ、全速力を出して敵艇の司令塔を目掛けて一直線に突進した。ドイツ潜水艇は英船のこの勢を見て直に潜水し、ブラッセルの前方僅に二十ヤードの海中に其影を没した。フライヤット船長は尙も敵艇の沈んだ海面に突進した處、之と殆ど同時に、潜水艇の潜望鏡が英船の横腹の邊に、水上二呎ばかり現はれたのを見た。船長自身は敵艇に衝き當てたとは思はなかつたが、火夫の一人は確に衝動を感じたと云つてゐた。潜水艇が再び水面に現れた時、明に艇體は傾斜してゐた。併し間もなく影を失ふたので、船長は全速力を以て航行し、無事にオランダ領海に入つた。

尤もドイツ側の云ふ所に據れば右の記事とは相違する點がある。例へばドイツ政府の御用機關たるウルフ通信は、英船はドイツ潜水艇に臨檢の爲め接近することを許したと云ひ、又ドイツの新聞は英船長は一旦降服しながら潜水艇を攻撃したのであると云つて居る。之はドイツ側の云ふ方が事實かも知れないのであるが、兎に角イギリス海軍省は船長フライヤットの此勇敢なる行爲を以て殊勳と爲し、金時計一箇を賞與し、當時の海軍大臣ドクトル・マクナマラは下院に於て、他の勇敢なる英船長の名と共にフライヤットの名を讀上げた。

夫れから一年餘を経た一九一六年六月二日の夜、船長フライヤットはフック・オブ・ホーランドから又出帆した。其夜彼を見送つて來た一友人は、船長は常の如く沈着で又元氣よく船橋に立つてゐ

たと傳へられて居る。ブラッセルは食糧品を積み、若干のベルギー避難民を乗せて出港した。然るにチルペリーまで進航した時、忽ちドイツ水雷艇隊の爲に襲はれて捕獲され、當時ドイツの占領してゐたベルギーのジープルグに曳き行かれた。其時ブラッセルの船中に一人の舉動怪しき人物がゐた。自ら米國人と稱してゐたけれども、完全なドイツ語を話し、捕獲された時にもドイツ人は彼を頗る優遇し、且つ彼のみ直に釋放したのである。

斯くて船長と船員は自動車でブルージュに送られ、翌日更にドイツに移されたものゝ如く、ドイツに於てイギリスの利益を代表する米國大使より、彼等がルーレベンの俘虜收容所に入れられたことを英國政府に報告して來た。七月一日、英國外務大臣から米國大使に問合せた返答に據れば、ブラッセルの船長、船員ともに皆無事で元氣であつたと云ふので、當時、何人もフライヤットの身上に就て敢て悲觀しなかつた。

處が二週間後の七月十六日に至り、英國政府及び英國國民はアムステルダム發行のテレグラフ紙上に現はれた記事を見て愕然として驚いたのである。即ちフライヤット船長はドイツの潜水艇に衝突を企てたるの罪を以て、軍法會議に附せられることゝなつたと云ふのである。英國外務省は即刻在ベルリン米國大使に問合せを爲し、船長の救助の爲に適當の處置を執らんことを求めた。

軍法會議はベルギーのブルージュに於て開かれたのであるが、裁判の状況は何事も公表されず、ド

イツ側の公報は單に木曜日(七月二十七日)ブルージュに開れた軍法會議に於て、英船ブラッセル船長フライヤットの審問が行はれたことを報ずるに過ぎなかつた。之より先きベルリン駐在米國大使は英國外務大臣からの依頼に依り、ドイツ政府に對して裁判の延期を請求したけれども、ドイツは潜水艇乗組の證人を之れ以上留め置くことは出来ぬと云ふ理由を以て、延期の請求を拒絶し、フライヤットの爲にノイマン少佐(平時の本業は辯護士)を證人として指名したことを回答した。

軍法會議は急速に開かれた。而して、「彼(船長フライヤット)は戦闘員に非ざるに、一九一五年三月二十八日午後、マース燈臺の附近に於て、ドイツ潜水艇ユー三十三號に衝き當らんと企てた」と云ふ理由に依り、死刑に處す可きものと判決し、其日の夕刻ブルージュ港内に於て、同地の一市參事會員立會の上直に銃殺されたのである。ブルージュでは當日何人か死刑に處せらるゝ者のあることは、其死刑の準備を見て察しられてゐたけれども、多分間諜の嫌疑を受けてゐたベルギー人が殺されるのだと想像してゐた程に、極秘に裁判が行はれたのであつた。であるから其日の犠牲者が船長フライヤットであることが知れ渡るに及んで、ブルージュ市民の驚愕は非常にして、恰も開戦當時ベルギー人がドイツ人の爲に銃殺されたことを聞いた時と同様の大恐怖心を起したのである。況して此報のイギリスに傳はるや、國民の上下殆ど全く驚倒するの感があつた。

英國外務省は至急報を以て、在ベルリン米國大使に通告して曰く、

『英國政府はドイツ潜水艇が、無警告にて且つ乗客、船員の生命を無視して商船を撃沈する手段を執るに至つた以後、商船の船長たる者が其船と船内の人命を救ふ爲に、其唯一の機會を供するものと思惟する行動に出でたるに對し、冷血にも故意に之を銃殺することあらんとは、之を信するに苦しむものである。若しドイツ政府にして其俘虜としたる英國臣民に對して、斯くの如き罪惡を實際に犯したものとすれば、明に最も重大なる事態を生じたものである。故に外務大臣は英國政府に代りて在ベルリン米國大使館に請ふに、船長フライヤットの銃殺に關する新聞報道の實否を至急問合されんことを以てす。英國政府は之に關する十分明確なる説明を遲滞なく聞かんとするものである』

三 商船の抵抗權

英國民の憤怒は想像に餘りある所のみならず、味方たる聯合國は勿論、中立諸國に於ても之を以てドイツの重大なる蠻行の一つとして、痛烈に非難したのである。ドイツ人も流石に之を豫期したものの如く、當時ドイツ新聞キルニシエ・フォルクス・ツァイツングは大膽にも『此事件は必然全世界の英國同情者の間に、曾てミス・キャヴェル事件に就て起されたと同様の憤怒を起さしむるであらう。然も吾人は之を以て意に介するを要しない。何となれば吾人は之を當然とする權利を有するからである。ブルージ軍法會議の判決は苛烈ではあつたが、併し正當なものであつた』と公言して居る。

ドイツ政府も本件に就いて聲明書を發し、フライヤット銃殺を當然とするの辯解を試みた。聲明書は前掲英國外務省より在ベルリン米國大使に宛てた通告の要點を摘記した後、

『英國政府が船長フライヤットの行爲を敢て正當なものとせんとするのは判り切つたことである。何となれば英國政府自身が顯著なる共犯者であるからである。船長フライヤットの爲した所は單に彼の政府の命令に従ふたものに過ぎない。

英國政府の云ふ所は故意に世間を誤らしむるものである。船長フライヤットはドイツ潜水艇の無警告水中攻撃に對して機先を制せんとしたのではない。當時ユー艇は水上に在つて、其際海上國際法規に則り、彼に停船を信號したのである。彼の行爲(潜水艇衝撃の行爲)は單に乗員を助命することのみを企圖したのではない。と云ふのは彼等は決して危険に瀕してゐなかつたからである。一九一五年三月二十八日、船長フライヤットは潜水艇が臨檢の爲め彼の船に向ひつゝあつた時、急に且つ不意に衝き當るやうに、艇を極く間近まで引き寄せた。其目的は潜水艇を破壊し、依て以て英國政府の提供せる賞與を得んとしたのである。

此行爲たる、自衛の行動ではなく、雇はれたる暗殺者の狡猾なる攻撃である。船長フライヤットは

幸に彼の目的を達し得なかつたけれども、彼は此行爲を自慢して居る。之は審問中該潜水艇乗組員中の證人から證據を擧げて居るのであつて、證人の言は彼に取つて不利であつた。然るに英國政府は彼が成功したものと信じ、彼の行爲を賞し彼に賞與を授けたのである。而してドイツの戰時裁判が彼を死刑に處したのは、彼が自國の軍籍に屬せざるに拘らず、ドイツ海軍に對して戰爭行爲を爲したからである。彼は決して英國政府の斷するが如く、相當の審理を経ずして、故意に冷血に銃殺されたのではなく、冷靜なる審理と完全なる吟味を遂げたる後、「自由射撃者」(Franc-tireur) 交戦者たる資格なくして害敵行爲をなしたる者)として銃殺されたのである、軍法は陸上に於ける暗殺に對して軍人を保護する爲め、其違反者を死刑に處するの威嚇を用ひると同様に、海上に於ける暗殺に對して海軍々人を保護するのである。ドイツは其潜水艇乗組員が海上に於て「自由射撃者」の犠牲たることを救ふ爲に、此交戦法規を今後も用ふるであらう」

之に依ればドイツはフライヤットを以て所謂「自由射撃者」として銃殺の刑に處したと云ふのであるが、七月三十一日ベルリンよりシカゴ發行のデーリー・ニュースに達した無線電信は、ドイツが之を「自由射撃者」と認むる意味を一層詳報して居る。

「フライヤット事件に關する英國側の所言は、以てドイツの見解を毫も變更せしむることなし。ドイツ海軍省の云ふ所に據れば、フライヤットは海上に於ける「自由射撃者」であつて、又「自由射撃者」として銃殺されたのである。彼もし陸上に於ける「自由射撃者」ならんか、亦同様に銃殺されたであらう。米國も亦この見解に同意せねばなるまい。と云ふのは、米國は非戦闘員に對する安全を以て、陸上に於けると同じく海洋に於ても保全せられねばならぬものとするからである。故に海上の非戦闘員にして敵を殺害し又は船を敵に乗り掛けんとするものは、陸上に於て非戦闘員が敵の軍隊を射撃する場合と同一の意味に於て殺人者である。即ち斯くの如き攻撃に對し、潜水艇の乗員を保護せねばならぬのである。英國政府が此種の交戦手段を是認したと云ふの事實は、何等ドイツの見解を變更せしむるものではないのみならず、却つて一層惡化せしむるものである」

「自由射撃者」なる語は、一八七〇年普佛戰爭以來、専ら用ひられるものであるが、當時プロシヤはフランス軍の不正規兵を捕獲した時、フランス政府の認可狀を提示す可きことを命じ、之を提示し得ない者を「自由射撃者」として戰爭犯罪人と爲し、悉く銃殺の刑に處した。併し一八九九年の「陸戦の法規慣例に關するヘーグ規則」の成立以後、政府の認可なき不正規兵と雖も、(一)部下の爲に責任を負ふ者その頭に在り、(二)遠方より認識し得べき固着の特殊徽章を有し、(三)公然武器を携帯し、(四)其動作に就き戰爭の法規慣例を遵守するものである時は交戦者の資格を與へられ、隨つて捕獲せられた場合にも戰爭犯罪人の取扱を受けず、俘虜として遇せらるゝものであつて、俘

虜となれば人道を以て取扱はれ、固より銃殺の刑などに處せらる可きものではないのである。但し之は陸戦の場合に於て認めらるゝ規則であるから、此規則を海戦の場合に準用して、フライヤット事件の當否を決することを得るや否やは、別に考察せらる可き問題である。

フライヤットが獨艇に對して執つた攻撃は、正當なる防衛であると云ふ説が英國の一部に有力に唱へられ、又米國の學者中にも同説を爲した者があつた。ドイツは其潜水艇を以て英國船に對し無警告撃沈を行ふことを公然宣言して居るのであるから、海上で獨艇に遭遇する時は、立所に撃沈せらるるものと覺悟せねばならない。即ちフライヤットがユー三十三號に出會ふや、自ら守る爲に其最有效の手段を執つたのであると云ふのである。併し此正當防衛説に對して英國でも反對説が行はれた。ドイツは無警告撃沈の宣言を爲したに拘らず、ブラッセルに對しては、獨艇は先づ停船を命じたのである。即ち獨艇は事實上果して之を如何に處分するか判らない間に、ブラッセルは之に衝き當らんと企てたのであつた。且つ後日ブラッセルが獨逸水雷艇隊の爲に捕獲せられた時にも、之に撃沈することなく、無事にブルージュ港に引致したのであるから、前日ユー三十三號がブラッセルの停船を命じた時、之と同様の處置を爲さないと斷定するのは早計である。故にフライヤットの爲したことは正當防衛を以て目することを得ないと云ふのである。そんならフライヤットの行爲は不法であつたかと云ふと、さうではない。彼の行爲は商船の抵抗權を以て十分辯護する事が出来る。交戰國の商船は

敵艦が之を捕獲せんとするに對して抵抗するの權あること。古來の學説に於ても、慣例に於ても認められる所である。現にドイツの一學者が開戦後著した海戦法の書物の中にも「國家が抵抗を許さないとした例は、實際に國際間の先例に一つもない。否なストウエル卿がカサリナ・エリザベス號事件の有名な判決に於て、抵抗は許す可きものと宣言し、米國海戦法規第十條にも同一の見解を取つて居る。著書の大多數及び國際法學會亦同意見である。故に敵商船は敵の攻撃に對して防衛の權を有するものであつて、此權利は臨檢に對しても行ふことが出来る。如何となれば臨檢は捕獲の最初の行爲であるからである」と明記して居るのであるから、フライヤットの行爲は抵抗權の合法なる行使であると論するのである。之に對して又説を爲す者がある。抵抗權は決して一般に認めらるゝ權利ではない。イギリスの學者中にも之を否認する者がある。慣例とても某々の國に於て見る所に止まり、殊にドイツは武装したる敵國商船に對してのみ抵抗權を許してゐるのであるから、武装しないブラッセルには抵抗の權利はないと云ふのである。更に之を反駁する者は、夫れはドイツだけの獨り定め

の規則であつて、古來の慣例に反するものである。武装商船には抵抗權があるも、武装しないものに抵抗權がないと云ふが如きは不理論極まる言である。元來武装しない商船は武装したものよりは活動も自由であり、速力も速いのであるから、潜水艇に取つては一層危険な敵であるのみならず、武装しない商船と雖も決して無防禦ではない。即ち船自體が有力な武器である。然るにブラッセルが獨

艇を威壓して之を水中に潜入せしむるに、一門の砲を有したならば彼の行爲は正當なるも、同一の目的を達するに船體を用ひたが故に不當であり、随つて銃殺さる可きものであると云ふのは、論理を成さないものであると難するのである。フライヤット銃殺事件が國際法學者に對して興味ある問題を提供した點は即ち茲に在る。

七月三十一日、英國首相アスキスは、當時下院に於ける在野黨の大立物と稱せられたサー・エドワード・カーソンの質問に答へて、フライヤットの銃殺は國際法及び戰爭慣例の兇暴なる犯罪である。斯くの如き犯罪は決して罰なくして済む可ものでない。時機到來せば其犯人が何人であらうとも、又如何なる地位に居る者であらうとも、必ず之を裁判に附せねばならない。殊に斯る犯罪を公認する制度を設けたる者（獨帝）は、其最大なる犯人であると宣言して、ドイツ軍がフランス占領地に於て行ふた幾多の慘忍なる犯罪と共に、戰勝の日、其責任者を嚴罰に處す可きものであるとの政府の決心を再説したのである。併しドイツの犯行責任者を嚴罰に處するの戰勝の日が果して何時到來するか、當時の戰況に於ては甚だ覺束ない望みであつた。そこで英國内には之に對する報復論が盛んに起つた。現に外務省政務次官ニートン卿の如き、ロイテル通信員を通じて、英國政府が如何なる場合にも報復手段を執らぬものと推定するのは早計であると、世界に向つて聲明したのであるが、中にはドイツのベルギー侵入軍は、先にベルギーに居た或スペインの貴族等がベルギー人の窮狀に

同情したと云ふので、是等貴族の家に侵入して庭園の樹木を伐り、家具を破壊した例に習ひ、後日講和條件の一つとして、ドイツ皇帝のポツダム其他に於ける離宮の樹木と貴重な家具を没收して之を賣拂ひ、其代金を以てベルギー、セルビア、アルメニア及び聯合國一般の爲に賠償金の一助とせよと云ふやうな珍説もあつた。然も最も有力に唱へられたのは、矢張り講和の時を待つてドイツの責任者に嚴刑を課せよと云ふ説であつた。

後日、講和條件の一つとして、ドイツ皇帝及びドイツ軍の蠻行責任者を訴追するの説は、其後ドイツ陸海軍が頗々として重大なる國際法違反を行ひたる事實の傳へらるゝ毎に繰返へされ、遂に聯合國の爲に戰勝の日が到來して、ヴェルサイユ講和條件中に獨帝及び戰爭の犯罪人に對する制裁規定を設けられたのである。併しながら此制裁規定は其原文の通りには行はれなかつた。聯合國は一九二〇年ドイツの提案を容れて、所謂戰爭犯罪人をライプチヒなるドイツ大審院刑事法廷に於て審理することにしたが、然も實際に開かれた法廷には、此フライヤット事件は遂に提起せられずして終つたのである。戰爭犯罪嚴罰論を最も強烈に刺戟したフライヤット銃殺事件が、有耶無耶に終つた理由は、今に至るも明示されない。

『戦争犯罪人』問題のライプチヒ裁判

一 『戦争犯罪人』

一九一八年十一月十一日、ヨーロッパ大戦の休戦條約が締結されてから二週間目の十一月二十五日イギリスの衆議院が解散せられ、總選挙は十二月十四日の土曜日を行はれた。其總選挙の三日前總理大臣ロイド・ジョージが政府の重要政綱として、全國の選挙民に訴へた六箇目の劈頭に掲げたものは、第一がドイツ皇帝の審問、第二がドイツの兇暴行為に對する責任者の處罰であつた。最も巧妙に選挙民の對獨反感を利用した此二項目は、到る所に民心を風動して、政府黨の爲に容易に壓倒的大勝利を得せしめたと云ふ程に、戦時中ドイツが國際法を無視し、人道を蹂躪した暴虐無道に對し、イギリス國民の上下は熾烈なる復讐心を以て燃えてゐたのである。殊にドイツ軍の馬蹄に依て其領土を踏みにじられ、有らゆる蠻行と迫害とを蒙つたベルギー、フランスに至つては、ドイツに對する悲憤怨恨は殆ど骨に徹するの慨があつた。フランス政府の如きはドイツが同年十月四日ス

ウィスを通じて、米國大統領ウィルソンに講和を提議した其翌日、味方の聯合諸國に發した通告に於て『國際法及び人類文明の原則に違反した行為は、罰せらるゝことなくして放置す可からず』と嚴明に宣言し、聯合諸國の斷然たる決意を促したのである。

休戦いよく決せらるゝや、イギリスでは時の檢事總長サー・フレデリック・スマイス(後のバークンヘッド子爵)は、敵國の兇暴行為と之を立證する證據を調査して、所謂『戦争犯罪人』を裁判に附する準備として、法律家より成る一つの有力なる委員會を組織した。翌一九一九年一月、パリ講和會議の開かるゝに及んで、講和會議は同一の目的を以て一委員會を設け、『戦争犯罪人』の調査に着手した。該委員會の初期に於て(二月七日)イギリス委員は至急『戦争犯罪人』を逮捕せねば、委員會の仕事は結局無効に歸する恐れがあると指摘し、更に若し休戦期日が延長せらるゝ場合には、其一條件として、審問の爲め聯合國側から隨時氏名を通告した者を引渡す可きことを敵國に命ぜよとの提案を爲した。此提案は大多數の賛成を得たけれども、講和會議の最高會議は之を即行する方を發見しなかつたので、遂に實行せらるゝに至らなかつた。斯くて委員會の報告を基礎として、講和條約正文中に挿入せられたものが、第二百二十七條乃至二百三十條の所謂制裁規定である。

第二百十七條 同盟及び聯合國は、國際道義に反し條約の神聖を瀆したる重大の犯行に付き、前獨逸皇帝ホーヘンツォルレルン家のウィルヘルム二世を訴追す。

右被告審理の爲め特別裁判所を設置し、被告に對し辯護權に必要な保障を與ふ。該裁判所は五名の裁判官を以て之を構成し、亞米利加合衆國、大不列顛國、佛蘭西國、伊太利國及び日本國各一名の裁判官を任命す。右裁判所は、國際間の約諾に基く嚴正なる義務と、國際道義の儼存とを立證せんが爲め、國際政策の最高動機の命する所に從ひ判決す可し、其至當と認むる刑罰を決定するは該裁判所の義務なりとす。同盟及聯合國は審理の爲め前皇帝の引渡を和蘭政府に要求すべし。

292

第二百二十八條 獨逸國政府は、戰爭の法規慣例に違反する行爲ありとして訴追せらるる者を、軍事裁判所に出廷せしむる同盟及び聯合國の權利を承認す。上記の者、有罪と決したる時は、之を法の定むる刑罰に處す可し。本規定は獨逸國又は其同盟國の裁判所に於ける訴訟手續又は公訴の爲め、其適用を妨げらるることなし。獨逸國政府は、戰爭の法規慣例に違反する行爲ありとして訴追せらるる者にして、其氏名又は獨逸國官憲の下に於て其有したる地位、官職を明示せられたる者は、總て之を同盟及び聯合國、又は引渡を要求する其一國に引渡す可し。

第二百二十九條 同盟及び聯合國中の一國の國民に對し罪を犯したる者は、之を該國の軍事裁判所の裁判に附す。

同盟及び聯合國中の二國以上の國民に對し罪を犯したる者は、之を該諸國の軍事裁判所の職員

を以て組織する軍事裁判所の裁判に附す。

被告は何れの場合に於ても、自己の辯護人を指定するの權を有す。

第二百三十條 獨逸國政府は犯罪行爲の知悉、犯罪者の發見、及び責任の適正なる量定に必要と認めらるる一切の文書及び資料の提供を約す。

然るに講和條約は六月二十八日ヴェルサイユに於て、聯合各國とドイツとの間に調印されたに拘らず、米國大統領ウィルソンの病氣と、米國憲法上の故障に依り、條約の實施は甚しく遅延し、翌一九二〇年一月十日に至つて、始めて效力を發生したのであるから、右制裁規定の實行も、條約調印後約半歳も遅れたのである。此遅延の爲め『戰爭犯罪人』として軍事裁判所に引出される危険を自覺した者は、逸早く逃亡したのみならず、イギリスの如き世界の各地に散在する遠隔の領土から出征した兵士は、平和と共に忽ち四散したから、證據の蒐集、證人の出廷ともに一層困難を極めた。

二 獨帝引渡交渉

殊に所謂『戰爭犯罪人』の首魁たる獨逸皇帝ウィルヘルム二世の如きは、夙に蒙塵してオランダに逃げてゐた。即ち之より先き一九一八年の秋、獨逸軍の最後の奮闘も其甲斐なく、敗戦の運命既に歴然たると共に、國內民心の動搖漸く著しく、十一月四日キールの海兵團に起つた暴動を初めと

して、ルーベック、ハムブルヒ、ブレーメン等の諸港に於ける水兵の暴動、相續いて勃發し、更に八日の夜、ミュンヘンに起つたものは直に共和政治を布告して、ババリアの王室を放逐した、此報のベルリンに傳はつた翌九日、帝都の各所に暴徒蜂起し、社會黨は時の宰相マクスミリヤンに最後通牒を送り、プロシヤ竝にドイツ帝國の政權を社會民衆黨に引渡し、且つドイツ皇帝の帝位を廢し、皇太子には將來ドイツの帝位に就かざる誓約を迫つた。宰相は最初事態を輕視し、妥協を試みんとしたのであつたが、ベルリン市内の形勢を見るに、既に軍隊内にも革命運動に投ずる者續出する有様であつたので、マクスミリヤンは親しく皇帝に謁見奏聞するの暇なく、其日午後二時、電話を以て皇帝に急報し、即時帝位を退くの布告を發し、宰相官邸は社會黨の爲に占領せられた。皇帝は皇后と共に翌十日、國境を越えてオランダに逃れ、ウトレヒトの小邑アメロンゲンなるベンチング伯の居城に投じた。皇太子も亦續いてオランダに亡命し、ウィリゲン島に身を隱した。皇帝は十一月二十八日を以てプロシヤ國王とドイツ皇帝の位より退くの勅文に署名し、皇太子は十二月一日プロシヤの王位、ドイツの帝位に對する權利を放棄するの宣言を發した。

オランダは當時中立國であつたから、逃げ込んで來たドイツ皇帝の地位に關し、國內にも聯合國間にも、オランダ政府が之を如何に取扱ふかに就いて問題を生じたのであるが、オランダ首相は十二月十日同國下院に於て、オランダ政府は皇帝がオランダに其隠れ場所を求めなかつたことを望ん

だのであるけれども、其オランダに來た時は既に退位して居り、單に一私人の資格に止まるのであるから、固より拘禁することは出來ない。又何れの國からも前帝の滞在に就いて抗議を爲した者はないが、若し引渡しを要求する者があれば、此問題は法律に照して處置す可きものであると云つた。

斯くてドイツ皇帝を以て『國際道義に反し、條約の神聖を瀆したる重大なる犯行』ある者として訴追するヴェルサイユ講和條約は、前記の如く一九一九年六月二十八日を以て、ドイツと同盟聯合國との間に調印されたのであるが、最初パリ會議では、アメリカと日本は此條項を挿入することに反對し、フランスも亦必ずしも之を欲しなかつた。然るに英國が頻に主張した爲め右條約第二百二十七條を設けたのである。而して條約の調印された同日、ヘーグ駐在のフランス代理公使は同盟國及び聯合國の名に於て、オランダ政府に對し、ドイツ皇帝がオランダから逃げ出す恐れがあるから、之を同盟國に引渡す可きことを要求した。オランダ政府は七月十日これに對して答ふるに『オランダは其主權の自由なる行使を自ら保留せねばならぬ』との言を以て同盟國の要求を拒絶した。其後本問題は一時中絶したが、翌二十年一月を以て、講和條約が效力を發生するに及んで、同盟國は再びオランダ政府に皇帝を訊問する爲め引渡しを要求し、皇帝の犯罪箇條書を添へて示した。然るにオランダ政府は一月二十日、我國は無關係なる條約に依つて拘束せらるゝものではない。又オランダの傳統と名譽とに鑑み、政治的逃亡人を引渡すことは出來ないと答へて、再び斷然拒絶したのである。

同盟國は更に二月十四日、又々要求を繰返したのであるが、今度は皇帝をオランダ國內に安全に監禁するに於ては、同盟國は敢て引渡要求を固執するものではないとの意を通じたに止まるので、オランダ政府は三月二日皇帝を引渡すことは依然これに應ずることを得ないけれども、オランダは「其主權の自由なる行使に於て、必要な一切の有效なる警戒手段を講ず可く、且つ皇帝の自由に對して必要な拘束を加ふ可きこと」を保證する旨を答ふると共に、十六日及び二十日の兩勅令を以て、ドイツ皇帝をウトレヒト縣に、皇太子をウィリンゲン島に、各々の居所を限定した。仍つて二十四日同盟國はオランダ政府に最後の通告を爲し、オランダ政府に其決定と其結果に對し、「絶對の責任を免かる可からざること」の意を通じた處、オランダ政府は之に對して何等の回答を與へなかつた。

ドイツ皇帝引渡問題は斯くして曖昧なる終を告げたのであるが、同行の皇后は久しからずして配所に崩じられた（一九二一年四月）。其後間もなく皇帝がロイス皇妃と再婚したこと、（二三年の暮）二二年に回想録を出版したことの二事が僅に世間に傳へらるゝ著名な消息に過ぎない。皇帝は先にアメロンゲンを去つて、今はドルンに居る。

斯様の次第で、ヴェルサイユ條約が獨帝の引渡を命ずる其第二百二十七條は、遂に有耶無耶に葬られたのであるが、併し一九二〇年一月、愈々講和條約實施せられると共に、聯合諸國は引渡を求むる「戰爭犯罪人」の名簿を兎に角作製して、之を獨逸に交付した。此名簿は實に驚く可く長いもの

であつた。フランス政府は二月三日、此名簿を當時パリにゐたドイツ講和使節フォン・ラースタール男に渡さんとした處、男は之を本國政府に傳達することを拒絶したので、ベルリン駐在の自國代理大使をして直接にドイツ政府に持参せしめた。而して此名簿に列記したのを見るに、ドイツ國民が恰も神の如くに崇拜するドイツ全軍の總司令官ヒンデンブルグ元帥（故ドイツ大統領）の名が第一に掲げられ、之に次いで參謀總長ルーデンドルフ將軍、海軍大臣チルビッツ大將、前帝國宰相ベートマン・ホルウエヒ、前皇太子以下皇族若干名、各階級の將卒凡て約九百人の名を擧げて其引渡を要求したのである。此名簿の内容が一度ドイツ國內に發表せらるゝや、全國を擧げて民心激昂したのは怪しむに足らない。茲に於てドイツは若し此要求に従ふて、名簿に列記された重要な人物、殊にドイツ國民が其國民的英雄又は恩人と仰ぐ人物の逮捕に着手せんか、國內に猛烈なる反抗運動を生じ、基礎尙ほ不安なる政府は到底一日も保つことを得ないと抗議し、且つ進んで自ら一つの提案を示した。即ちドイツは聯合國の提供する證據に基き、其逮捕した者をライブチヒなる自國大審院の裁判に附することを申し出たのである。仍つて聯合國は二月十三日のロンドン會議に於てドイツの申出の理由あることを認め、假に之を容れて其裁判に關する全責任をドイツ政府に負はすことを明にし、若し其裁判を不當と認めた時は何時にても之を中止して、ヴェルサイユ條約制裁規定の完全なる履行を要求すると云ふ條件を附して承諾したのである。續いてイギリス、フランス、ベルギーの三

國より各々三四件を起訴し、試験的にドイツ大審院の裁判に附することとなつた。

三 裁判長シュミット博士

斯くてドイツは其約を果す爲め、先に一九一九年十二月議會を通過した特別法に加ふるに、二〇年三月及び二一年五月新法律を制定し、之に依つてライプチヒ大審院に「戦争犯罪人」の裁判官權を與へ、休戦から二年半を経た一九二一年五月三十日より、大審院刑事部法廷に於て審理を開始した。

裁判は七名の裁判官に依つて行はれ、シュミット博士その裁判長として、馬蹄形を成すテーブルの中央に坐し、他の裁判官は其左右に着席した。裁判長の席からテーブルの左端に檢事總長と其輔佐官が並び、右端を書記の席とし、テーブルの内側に裁判長に面して證人席を設けられた。更に右方に設けられた別のテーブルには、被告と其辯護人、之に面して裁判長の左側にイギリス、フランス、ベルギーの立會代表者の席、其背後に關係諸國の新聞記者、ドイツ外務省及び司法省官吏等の席を用意した。右三國の立會代表者は、各々本國政府の要職に在る法律家數名より選任され、特に英國の如きは時の副檢事總長にして有名なる法學者サー・アーネスト・ポロックを主席代表者として列席せしめたのである。又馬蹄形テーブル内側の證人席の背後には、ドイツ新聞記者席、更に其背後に一

般傍聽人席が幾列にも並べられてゐたが、毎日多數の傍聽人を以て充滿し、或時は殆ど窒息せん許りに詰め込まれた。

開廷の初めに當つて各事件の三國側及びドイツ側雙方の證人全部を呼入れ、裁判長は國民的反感又は憎惡の念を以て證言を曲げてはならぬことを嚴かに戒めた後、一旦退廷せしめて、後必要に應じ裁判長より個々に呼出したのであるが、愈々裁判の開かるゝことを知るや、ドイツ國內にては之を以て最大の國辱と爲し、裁判をボイコットせよとの愛國的運動さへ起り、ドイツ諸新聞中にも頻に國民の感情を刺戟する様な惡戯を爲す者があつたので、裁判は非常なる不安の状態の下に開かれたのである。殊にドイツ側證人として出廷した軍人及び辯護人中には、國內の新聞や廷外のドイツ民衆に向つて示威することを専ら目的として、頻に極端な敵愾的暴言を吐く者があつて、屢々裁判長から峻烈に警告せられた程であつた。かう云ふ状態であつたから裁判官は實際に同情す可き困惑な地位に置かれたのである。ドイツの愛國者の意を迎へんとすれば、裁判は自ら其公正を失はねばならない。裁判の公正を失はゞ、三國は立所に其立會代表者を召還して、ドイツに條約の峻嚴なる履行を迫るであらう。即ち此裁判を引受けた裁判官は最も氣の毒な立場に立たされたものであつて、其苦心苦境は察するに餘りある所であつた。然るに當時三國の新聞中には此裁判を以て一つの狂言であると非難し、後日フランス及びベルギーの如きは、怒つて其立會代表者を引揚げしめた程であ

るが、然も又一方ドイツ諸新聞中には、裁判官に對して殆ど非國民呼ばはりをする者さへあつた。併し之を公平に見て裁判は厳正に行はれたと云はねばならない。其判決に於ける刑量が輕きに失するとの不平を唱へた者もあつたけれども、裁判官の公正なる態度に對しては一點非難を加ふるの餘地は無い。イギリス立會代表の如きは裁判長シュミット以下の裁判官に對して、十分の満足と多大の敬意を表して居る。

裁判長が最も能く人間味を解した人であつたことを證するに足る興味ある一例がある。イギリスの提起した事件に於て、被告ナウマンなる者は、戦時中一ドイツ俘虜收容所の番兵であつたが、英國側の證人は此ナウマンの爲に銃の臺尻で打たれたと申立てた。するとナウマンは大に怒り、「此奴が女達に巫山戯た男です」と云つて、かう云ふ規律を紊した者に對しては、此程度の仕置は當然であると答へた。當時イギリスの俘虜はドイツの一化學工場で勞役に服してゐたのであるが、其工場所在地の若い者等は皆戰場に出てゐた時であつたので、此證人たる若い且つ好男子であつた俘虜が、同じ工場に勤めてゐたドイツの一田舎娘と懇ろになつたのを、ナウマンは規律を紊す者として打擲したのである。裁判長はナウマンの此怒りの言葉を聞いて唯だ微笑するに過ぎなかつた。

然も裁判長は其訊問に於て極めて嚴格であつた。或事件に於て、裁判長は一イギリス證人の言に偽りなきことを認むるや、被告に向ひ「此證人は尊敬す可き若者である。其方は此者を打擲したか」

「私は記憶いたしません」「其方は記憶しないと云ふが、本官は之を信じない」と叱つた。又他の一事件に於て、辯護人が犯罪の主犯を死者に嫁せんとしたのに對し、裁判長は「死人に罪を歸して此怒る可き事件から逃れんとするやうなことを、假初めにも想像してはならない。夫れは非常な不心得だ」と嚴に戒めた。更に他の一事件に於て、辯護人は被告が敵國俘虜を毆打したと云ふ證人の言に矛盾あることを指摘し、一證人は梯子の頂上で毆打したと云ひ、一人の證人は梯子の下で毆打したと云ふのを捉へて、其證言の一致しないことを喋々論難するに對し、裁判長は「毆打したのが梯子の上であるか下であるかは問題ではない。問題は俘虜が毆打されたか否かである。本官は毆打されたものと信ずる」と言下に斷定した。

茲に又裁判長が其審理に極めて公平であつたことを證するに足る一例がある。イギリスの俘虜がドイツの收容所で給與された食物に就いての不平を、イギリス側の證人が法廷で申立てた。實は此不平は當らざるの甚しいものであつた。當時イギリス海軍はドイツを封鎖して食糧攻めにしてゐたのであるから、ドイツ人自身すら一切の贅澤物は固より必要品さへ意に任せなかつたのである。否なドイツは實に此封鎖の爲に戦争に破れたのである。然るにイギリスの俘虜がドイツ收容所でコーヒ―其他を與へられなかつたなど不平を云ふけれども、戦時中ドイツに在つては何人も之を口にすることを得なかつたのみならず、此裁判の當時に於てすら金持以外には得られなかつた實狀に顧る

時は、斯る不平を以てドイツ俘虜收容所の責任者を非難するのは餘に不當であつた。併し此不平は事件の主因ではなく、單に證人の偶然の失言であつたが、ドイツ新聞は此言を捉へて大に嘲罵し、又法廷に於てもドイツの軍事専門家及び被告の辯護人等は頗る皮肉に揶揄嘲笑した。裁判長シュミットと雖も亦當時尙ほコーヒー一杯をも口にし得なかつたのであるから、イギリス證人の此不當極まる不平を聞いて、大に之を叱咤するも決して怪むに足らぬことであつたに拘らず、然も彼は始終穩なる態度を持って、俘虜に與へられた食物の不平に就いて、遺憾なく審問を盡したのであつた。

ライプチヒ大審院に於ける此裁判は一九二一年五月二十三日から開かれ、七月十三日に終つたのであるが、其間に於ける裁判長の勞苦は非常なものであつた。毎日彼は法廷の何人よりも遙に多くの重任を負はされてゐた。毎日午前九時を以て開廷し、普通午後二時まで續き、四時、再開して六時、七時又は其以後に至ることもあつた。前後一箇月半以上に亙つて親しく裁判を司宰した裁判長の心勞は、裁判終結後に於ける彼の顔色の痛く憔悴せるに見て何人も深く同情した所であつた。

四 英國の證人と獨逸の被告

ライプチヒ大審院に提起せられた事件は、イギリスに関するもの五件(被告六名)、フランス三件(被告五名)、ベルギー一件(被告一名)であつた。而してフランスから提起した事件の中で、ドイ

ツ一步兵旅團長某がフランスの俘虜及び傷兵擧殺の命令を發し、此命令の下に一步兵少佐が自らフランス傷兵數名を殺害し、又部下をして少くとも數名を殺害せしめた事件に於て、旅團長は無罪、少佐は二年の禁錮を申渡され、ドイツの歩兵一中尉が故意にフランスの一大尉を殺害したと云ふ事件は無罪、又ドイツの一俘虜收容所の衛生設備をわざと不完全にしてチブスを傳染せしめ、フランスの俘虜三千人以上を罹病死に至らしめたと云ふので、收容所の最高責任者ドイツ中將及び少將の處罰を求めた事件は、兩被告とも無罪であつた。ベルギーから提起した事件は、ドイツのベルギー占領當時、ドイツ軍の軍事警察官某はベルギーの小兒等が鐵道のシグナルを破壊し、ドイツ兵の輸送を妨害したのを捕へて拷問したと云ふのであつたが、證據不確實で無罪と判決せられた。之に反してイギリス關係の事件に就いては、俘虜の虐待に関するものは悉く有罪と認められ、被告軍曹某は十箇月、大尉某は六箇月、兵卒某は六箇月の禁錮に處せられ、又潜水艇の蠻行に関する二件中イギリス病院船ドーヴァー・カッスル號を、アフリカ北方海岸で無警告撃沈したドイツ潜水艇司令海軍中佐某は無罪であつたが、イギリスの海軍御用船ランドヴェリー・カッスル號を大西洋で撃沈し、救助艇にて逃れんとした者に水雷を發射して擧殺せんとしたドイツ潜水艇の士官二名は、各四年の禁錮に處せられた。即ちイギリス關係の事件は僅に一件のみ無罪であつたに反し、フランス、ベルギーの提起したものは四件(其被告六名)中、一件のみ有罪であつて、他は皆放免されたのである。

何故にフランス、ベルギーの提起した事件が斯くの如く不成績であつたかと云ふに、要するに其立證が不確實であつたことに歸するのである。而してイギリスからした事件は其數最も多く、且つ有罪者を出すことも亦最も多かつたに拘らず、却つてドイツ國民の間にイギリス證人の證言が好印象を與へたのは、全くイギリス側の立證が確實正確であつたからである。イギリスから出廷した證人は決して輕々しく被告を捉へて、かう云ふことをしたのが此者であるなどと斷言することをしなかつた。ランドヴェリー・カッスル事件の證人として出廷したイギリス軍醫フイン少佐は、遭難當時ドイツ潜水艇司令から訊問することがあると云つて、救助艇から潜水艇に來いと命じられた時の状況を申立てた中に、彼が潜水艇に攀登りつゝある際、ドイツの若い一士官が彼の腕を掴んで突然甲板の上に投げつけた爲め脚を折られたと云ふのを聞いて、裁判長は少佐に向ひ、其ドイツ士官に見覚えがあるかと尋ねた。其加害士官こそは現に少佐の面前に立つ被告その者であつたけれども、少佐は之を斷言することを控へ、明白に此男であるとは答へなかつた。裁判長は次席の裁判官にさゝやいて『見給へ、此證人は自分の知つてること以上は云はない』と云つた。イギリスの證人が法廷の信用を得たのは、凡て此精神に於て證言をしたからである。又同じ事件に於て、ランドヴェリー・カッスルの一等運轉士チャップマンなる者の證言に對し、裁判長は其判決書に於て、『落著いて、頭腦明晰で、且つ信用す可き證人として、裁判所を感動せしめた』と賞揚した程であつた。

併しドイツ側の證人にして苟も不當に戦時中に於けるイギリスの行爲を誹謗する者がある時は、イギリス立會代表者は敢然として之に抗議した。即ち右ランドヴェリー・カッスル事件に於てドイツ側の證人等は頻にイギリス海軍が海上で蠻行を演じ、又イギリス病院船が屢々悪用せられたことを申立てた。例へばイギリスに俘虜と爲つてゐたドイツ證人は、彼が英國チルベリーに在つた時、軍服を着けた數百の兵が病院船ランドヴェリー・カッスルに乗込むのを見たと陳述した。之は全くイギリス陸海軍衛生隊員が戦闘員と同様の服装をして居るのを見違へたものであつたに拘らず、證人は之を戦闘員であると斷言したのである。ドイツ側の證言が多く此類であつたので、イギリスの立會代表主席サー・アーネスト・ボロックは或日閉廷の時、ドイツ副検事總長に嚴重な抗議を提出した。そこで翌日開廷に際し、検事總長と裁判長はドイツ側の被告及び證人等に對し、斯る證言の無稽にして何等の價値なきことを嚴重に戒め、更に辯護人等に對しても、若し依然同様の證言を爲すに於ては、開廷を休止するに至るかも知れないと警告した。此權幕に恐入つて、辯護人等は再考の爲め其日は閉廷を求め、結局再びかやうの證言を爲さしめないことを誓つて、裁判は無事に進行することを得た。之に關する判決書の一節に曰く、

『被告の犯行の審理に關しては、ドイツ被告側が、敵國は病院船を軍事上の目的に不當に利用した事、又ドイツの救助艇及び難船者に絶えず發砲した事等の陳述を試みたけれども、全然是等の

所言を重要視せず、又裁判長は被告側の請求した證人の喚問を拒絶した。仍つて被告側から直接に證人を立てたのであるが、裁判所は法規上その證言を聞くの義務があるので、一應これを認めたるも、證人等の立證は其申立てる事實が全般的且つ精細なる調査を缺き、實際の事實の證據として取上ぐることを得ないので、被告側に其申立てる證據の徹底的審査を行ふことを促したけれども、彼等は之に應じなかつた」

五 其後の『戦争犯罪人』問題

此ライプチヒ裁判から三年を経た一九二四年に至つて、所謂『戦争犯罪人』に關する二つの興味ある事件が起つた。

ヴェルサイユ條約に依つて設けられたベルギーとドイツの混合仲裁々判所が、一九二四年二月パリで開かれて居る時、ドイツ政府を被告とする一事件が其法廷で審理を始められた。混合仲裁々判所と云ふのは、敵人間の金錢債務、敵國內に在る私人の財産、権利及び利益、敵人間の契約、工業所有權等に關して生じた事件を審判する爲に、同盟聯合國の各一國とドイツとの間に三名の審査員より成る各個の仲裁々判所であつて、條約第三百四條に規定する所である。此事件の原告等はベルギーの労働者であつて、大戦中ドイツのベルギー占領軍の爲に本國から強制移送されて、ドイツ戦線

の背後で労働に服せしめられたものであつたが、彼等はドイツ政府を相手取つて、其労働に對する報償並に彼等に加へられた虐待に對する賠償を求めんとしたものである。當時ドイツ軍のベルギー人國外移送は、頗る大規模に行はれた重大なる蠻行であつたので、原告等は之が賠償を請求したものであるに對し、ドイツ政府の代理人は此請求を以て講和條約の賠償中に含まれるものとなし、其賠償額は賠償委員會に於て決定されて居ると抗辯したのである。偶々この賠償に關する裁判の軌範たる可き事件が同一混合裁判所に附せられてゐたので、其事件の判決を待つ爲め本件の判決は六月まで延期されることになつた。而して此軌範事件の裁判は原告の勝利に歸したから、本件も亦原告等に有利の判決を與へられたのである。然るに夫れから一年後、國外移送に關する全問題がドイツ政府と強制移送されたベルギー人の全團體との間に妥協が調ひ、一九二五年六月パリに於て、ドイツは二千四百萬フランを支拂ふことに協定が成立して、初めて落着した。

他の一事件は右の事件よりも甚しく不幸なものであつた。ドイツ陸軍にフォン・ナチュシュスなる一將官があつた。大戦中北フランスに於ける戦線を指揮してゐたのであつたが、其占領地に於てフランス國民に屬する私有財産を横領したと云ふの理由を以て、リールのフランス軍法會議で缺席裁判に附せられ、五年の禁錮に處するの判決を下されたのであつた。然るに此裁判も判決も本人は少しも之を知らなかつたので、彼は戦後即ち一九二四年の萬聖節（十一月一日）に、舊ドイツ領で今

はフランスに編入されたフォルバハに在る夫人の亡父の墓に詣る爲め、入國の許可をストラスブルヒなるフランス官憲に願出たのである。許可を得て、夫人と共に同日フォルバハの停車場に着き、汽車から降りんとする所を忽ち捕へられた。夫人はドイツ國カッセルの自宅に歸ることを許されたけれども、將軍はメッツの城中に監禁せられ、四日後再びルールに移送されて、同地の軍法會議に引出されることとなつた。在巴里ドイツ大使館の一員は彼を訪ふことを許されたが、フランス通譯の立會で僅に言葉を交はすことを得たに止まつた。ドイツ政府は此逮捕に對して直にフランス政府に外交上の抗議を提出したけれども、フランス政府は之を拒絶し、フォン・ナチュシュス將軍の名は前年同盟國よりドイツ政府に交付された『戦争犯罪人』の名簿の中には存してゐないけれども、同盟國はヴェルサイユ條約第二百二十八條に依り『戦争の法規慣例に違反する行爲ありとして訴追せられた者』を刑罰に處するの権利があると主張した。茲に於てドイツ政府はルール軍法會議に於ける裁判に關して、本人は曾て何等の通告を受けてゐないのであるから、該軍法會議の判決は無効と信するが、將軍の名譽を明にする爲め再審理を求めると申出たのである。仍つて軍法會議は十一月二十日を以て再開された。然るに此裁判に於ては被告の行爲は一切の點に於て申開きが立ち、彼が横領したと云はれる財産は彼のコブレンツの宅に在る物と稱せられたのに、休戦後、同地が同盟軍の占領に歸した時、彼の宅を搜索したるも一物も發見されなかつたことが明白にせられた。然るにも

拘らず此軍法會議は一票に對する六票の多數を以て、彼を一年の禁錮に處したのである。此裁判の全然不當であることは云ふまでもなく、殊に當時恰もドイツは總選挙の最中であつて、又獨佛の間には通商條約の締結交渉が開かれんとした際に在つたので、政治的に云ふも極めて不幸な出來事であつた。幸ひにして此軍法會議の判決は、フランスの輿論に依つて反對せられ、同月二十五日フランス大統領の赦免令を以て將軍は翌日放免された。二十七日、將軍がカッセルに歸着した時、ドイツ市民は熱狂的歓迎を彼に與へたのである。併し將軍は赦免を以て満足せず、事件をフランス大審院に上訴し、右軍法會議の裁判が法律上不正當なる事、殊に會議の構成はフランス法に依れば全部將官より成る可きものであるのに、其然らざりし點を擧げて再審を請求したのである。之に對し翌二五年二月、大審院は、將軍の訴追せられたのは普通法に違反したものと爲されたのであるから、裁判は軍人としてではなく一私人として行はれたものであるとの理由を以て上訴を却下した。

外交慣例關係問題

孫逸仙監禁事件

一 ロンドンの亡命客

孫逸仙は當時まだ二十七八位の青年であつた。一八九二年香港の醫學校を卒業、後媽港^{アモイ}で開業してゐた。然るに彼は間もなく政治改革運動の仲間に入つてから全く廢業して廣東に移り、一八九四年早く既に首領の一人と爲つた。時恰も日清戦争の眞最中で、清國は連戦連敗し、日本軍の北京撃進いよゝ切迫せりと聞くや、孫の一派は好機到れりと爲し、清國皇帝に宛てゝ大膽なる政體改革の建白を爲した。外戦に急なる清朝政府は之を彈壓する餘力なく、彼等の運動を徒に黙過するの外はなかつた。處が日本との戦争止むに至つて、政府は忽ち嚴令を下し、嚴罰を以て一切の改革運動を嚴禁し始めたので、上海、廣東を活動の中心地とする全國の革命派は一時聊か狼狽したが、間もなく却つて反抗氣勢を高めたに止まらず、戦後除隊歸還した廣東兵の間に、給料不拂と失業の爲め不平を抱く者亦悉く革命派の勧誘に應じて之に投じた。偶々廣東の警吏が又給料の不拂を理由とし

て市内の商家を襲ひ、公然掠奪を行ふに至つたので、市民の群集は之を訴へんとして廣東知事の官邸に押掛けた。然るに知事は此群衆を以て暴徒と爲し、其巨魁を捕へて獄に繋いだ。廣東の市民中、之より孫一派の運動に加はる者續出するに至つたのは怪むを要しない。

斯くして廣東に於ける革命派は次第に其勢力加ふるに及び、密に同市乗つ取りの陰謀を企てた。即ち一八九五年十月某日を期し、不意に廣東の官衙を占領せんと謀つたのである。然るに一切の準備全く成りて、將に事を擧げんとした當日、謀事洩れて官兵の爲に捕へらるゝ者多く、革命派の首領等は辛うじて身を以て逃れた其中に、孫逸仙先づ媽港に去り、更に香港に脱して彼の舊師英人ジェームス・カントリーの許に身を寄せた。然も尙ほ危険を感じて香港から日本船に投じ、神戸を経て横濱に來り、此處で支那服を脱いで洋服に着更へ、辨髪を切つて頭髮を蓄へ、口髭をも生やして全く變裝し、横濱から又布哇ハवाईに轉航した。

ホノルルに留まること數箇月、此間頻りに在留支那人の間に革命思想を吹込みて、同志を得んとしたのであつたが、或日ホノルルの市中で、偶然舊師カントリー夫妻の英國に歸るに邂逅した。彼等は最初その孫たるを知らず全く日本人と見違へたから、同伴せる日本の保母は彼に日本語を以て話し掛けた。孫逸仙自ら記して曰く『之は屢々出會したことであつて、日本人は到る所で最初自分を共同國人と思ひ、話し掛けてから彼等は初めて其間違ひを發見するのであつた』と。

彼は一八九六年六月ホノルルを去つて桑港に赴き、留まること一箇月、再び去つて東行し、米國に在ること三箇月の後、汽船マゼスチックに便乗して英國リヴァプールに着いた。十月一日ロンドンに入り、ストランドの或ホテルに投じた。

翌日直に舊師カントリーをポートランド・プレスなるデヴァンシャ街の家に訪れた。カントリー夫妻は親切に彼を遇し、彼の爲にホルボーンの或下宿を見附けて彼を託した。孫は此處に初めて安住の家を得たので、夫れから毎日ロンドン市中を見物して歩き廻つた。見る物一として彼の目を驚かし、彼の心を感じしめざるなく、孫は全くロンドンと英人に感服したやうであつた。

彼は毎日カントリーの家を訪ねた。或日晝飯の時、主人は支那公使館が直き近所に在ることを孫に教へ、一度公使館を訪問して見てはどうだと戯れた。するとカントリー夫人は眞面目になつて『そんなことはしない方がよい。決して公使館の近所になんか行つてはいけない。彼等はきつとお前を捕へて支那へ送り返へすに相違ない』と戒めたので、皆大笑ひをしたことがあつた。何ぞ知らん此言遂に箴を爲すに至らんとは。

ドクトル・マンソンも亦孫逸仙が香港の醫學校にゐた頃の舊師であつた。一夕、彼の家で晩食に招かれた時にも、マンソンは孫に支那公使館に近寄らないことを戯れに忠告したことがあつた。であるから孫は十分危険を注意されてゐたのであつたが、彼は實は公使館が何處に在るのかさへ知ら

なかつた。彼はカントリーの家に行くには、オックスフォード・サーカスで乗合馬車を捨て、其處から北へ眞直ぐに大通りを行くと、目指すデヴァンシャ街に出ると云ふことだけの外、當時全然ロンドンの地理に不案内であつた。

二 公使館の實權者馬大人

十月十一日は日曜日であつた。其日午前十時半頃、孫はカントリー夫妻とお寺に詣る時刻に間に合ふやう、デヴァンシャ街の方へ歩いてゐた。すると一人の支那人が後からソツトやつて来て、英語で日本人か支那人かと彼に尋ねた。孫が支那人だと答へると、其男は重ねて英語で支那の何處から来たかと尋ねた。彼は廣東から来たかと答へたら、其男は『そんなら吾々は同郷だ、それでは同じ言葉が通じる。私も亦廣東から来たのだ』と云ふのであつた。蓋し同じ支那人でも地方に依つて言葉が全然違ふので、例へば廣東と汕頭との間は僅か百八十哩しか距つてゐないのに、丸で言葉が通じないから、香港などで彼等の間の商談には常に英語を使つて居る。だから此男も最初孫に話し掛けるのに英語を使つたのであつたが、互に同郷人と知つて、兩人は廣東語で話しつゝ歩いて居ると、又忽ち何處からか、もう一人の支那人が現れて来て一緒になつた。二人の支那人は孫を眞中にして歩き出した。其内に彼等は孫に自分達の下宿に寄つて話して行けと頻に勧めるのであつたが、彼は

懇に斷つた。三人が歩道に立つて、寄つて行け、行かぬと争つて居る間に、又一人の支那人が現れて来た。と同時に最初の支那人は何處にか姿を隠した。後に残つた二人の支那人は益々強く孫に同行を勧めながら、心安氣に次第に彼を歩道から、押し上げたと思ふと、不意に其前の家の戸が開いた。半ば戯るゝ如く、半ば強制するが如く、孫は左右から押されて、到頭其家に連れ込まれてしまつた。彼は其家は何者の屋敷であるか全く知らなかつたから、固より何等の疑念も抱かなかつたのであるが、唯カントリーと約したお寺に行く時間が遅れるのが一番氣掛りだつたので、彼等の所謂下宿に立寄るのを躊躇したのであつた。處が彼が此家に入るや否や、彼等は急いで戸を締め、堅く心張棒を掛けたのを見るに及んで、彼は初めて大いに驚いた。忽ち彼の念頭に閃いたものは、此家がヒヨットすると支那公使館ではないかと云ふ恐怖であつた。

彼は最初一階の一室に入れられたが、次に二人の男が彼を左右から擁して二階に押上げ、其處の一室に入れて、此處に居ると云つて去つた。併し此處も亦不満足と見えて更に三階の一室に彼を引入れた。室には此家の裏側に向つたタツタ一つの窓があつたが、それも締めてあつた。やがて白髪白髯の一英國紳士が横風な恰好をして入つて来た。

『此處はお前に取つては支那だ、お前は今支那に居るのだ』
と先づ云つた。紳士は徐に腰を下ろして孫を訊問し始めた。第一に姓名を尋ねたので、彼は『孫』

と答へた。

「お前の名は孫文だらう。當公使館はアメリカの支那公使から電報があつて、お前が汽船マゼスチックで此國に渡つたことを知らせて來て居る。公使はお前の取押へ方を私に依頼して居るのだ」

「それはどう云ふことですか」

「お前は以前北京總理衙門に改革の建白をして、皇帝に取次げと要求したことがある。それは甚だ善い建白とも思はれるが、兎に角總理衙門はお前に用事があると云ふことだ。そこで皇帝がお前をどうなさるか、訓令のあるまでお前を此處に留めて置くことにする」

「それでは私が此處に居ることを友人に知らせても宜しいですか」

「それはいけない。併しお前の荷物を此處に取寄せるなら、下宿に手紙を出すことは構はない」

それではドクトル・マンソンに手紙を書きたいと願つた處、紳士は彼にペンとインキと紙を與へた。孫はドクトル・マンソンに宛て、彼が支那公使館内に監禁されて居ることを知らせ、尙ほカントリー氏に荷物を此處に送り届けるやうに傳言することを依頼する手紙を書いた。紳士はそれを一讀して『監禁』と云ふ文字はいけないから別の文字に取替へると命じるので、『私は今支那公使館に居る。どうぞカントリー氏に私の荷物を此處に届けるやうに傳へて下さい』と書き變へた。然るに紳士は、友人に手紙を出せと云ふのではない。お前のホテルへ出せと云ふのだと、前言を改めたの

で、孫はホテルに泊つてゐるのではない。自分の宿所はカントリー氏が知つて居ると答へた。此訊問振りに依つて、此訊問者は孫の荷物を押收し、殊に書類を手に入れて、孫の一味を發見せんとするのであることが明白に察しられた。孫はドクトル・マンソン宛にした手紙を彼に示した處、彼は之を一讀して『之で宜しい』と云つて孫に返したから、孫は封筒に入れて彼に渡した。孫は此手紙が相手に届くもののみ正直に信じてゐたのである。

此訊問の紳士は誰あらう、當時支那公使館の雇英人で、事實上公使館の主人公であるサー・ホーリデー・マカートネーであつた。マカートネーは室を出て行く時、戸を締めて錠を下した。間もなく更にもう一つの錠前を取付ける音が聞えた。戸の外には少くとも二人の番人を置き、其中の一人は歐人であつたが、時には番人が三人になることもあつた。最初の二十四時間中には、支那人の番人が幾度も室内に來て孫に話し掛けたけれども、孫は彼を訊問した老紳士が何人であるかを尋ねた以外には、彼等に何事も問ふことを敢てしなかつた。番人等は老紳士サー・ホーリデー・マカートネーを馬大人と尊稱してゐた。馬とはマカートネーの馬であること云ふまでもない。斯くして孫逸仙は遂にロンドン支那公使館内に監禁されたのである。

三『此處は支那なのだ！』

數時間を経て番人の一人が室に入つて来て、サー・ホーリデーの命令だと云つて、孫の所持品を點檢し、鍵と鉛筆とナイフを發見したが、ポケットの中の紙幣には氣が付かないで、つまらぬ紙片を持つて行つた。番人が又来て、食べたい物があるかと聞くので、牛乳を注文して飲んだ。

其日の晝間、二人の英人の小使が来て火をおこし、石炭を運び、室を掃除した。初め来た小使に手紙を出して呉れるかと尋ねたら承知したから、彼はカントリーに宛てた手紙を書いた。其次に來た小使にも同じことを頼んだ。是等の手紙がどうなつたかは後に至つて知つたのであるが、兩人とも手紙を確に出したと彼に告げた。其夕刻英人の下婢が寢床を延べに來たが、彼は一語も交さなかつた。孫は其夜一睡もせず、着衣の儘で寢臺の上に倒れてゐた。

翌日（十月十二日、月曜日）二人の英人の小使が来て、石炭と水と食物を運んで行つた。其中の一人は昨日孫が頼んだ手紙を出したと云つたが、コールと呼ぶ他の一人は外出することが出来なかつたので出せなかつたと云つた。孫は手紙が決して届いてゐないと察した。

三日目（十三日、火曜日）に若い方の小使（コールでない方）に孫は「手紙を渡して呉れたか、又カントリーに會つたか」ともう一度尋ねて見た。小使はさうだと云つたが、孫は彼の言を疑つた。併し小使は確にカントリー氏に會つて手紙を渡した。其時氏は「オール、ライト」と云つたと眞面目な顔をして答へた。孫は最早や紙を持つてゐなかつたから、今度はハンカチーフの端に鉛筆で書

いて、之を今一度カントリーに渡して呉れと頼み、彼に十志シリンダの金貨を掴ました。處が之も亦先方には届かなかつた。此小使は其儘これを館員に渡したのである。

四日目（十四日、水曜日）前日孫を誘拐した支那人が入つて來た。此男の名を潭と云ふ。潭は、「先日君に會つて此處に連れて來たのは、僕の公務の一部としてやつたのであるが、今日は君の友人として話しに來たのだ。君は孫文だと云ふことを白狀した方がよい。隠しても何にもならない。もう萬事は判つて居る』

と云つたが直ぐ皮肉なお世辭を使つて、

「貴君は支那では有名だ。皇帝も總理衙門も善く貴君の名を知つて居る。それ程有名になつたのだから貴君は死んでも善い——貴君が此處に來たのは生死の分れる所だ。それを御存知ですか』

「何？ 此處は英國だぞ。支那ではない。君は僕をどうしようと云ふのだ。僕を支那に引渡さうとするのなら、先づ僕の監禁を英國政府に通告せねばなるまい。英國政府は決して僕を引渡しはしないだらう』

「吾々は君の法律的引渡しを要求するやうなことはしない。萬事準備は出來て居る。汽船も雇つてある。君は無理往生に此處から連れて行かれるのだ、だから何も面倒はない。船の中でも監視が附けてある。香港に着いたら港外に支那の砲艦が君を受取りに來て居る。君はそれに移されて

廣東に連れて行かれ、其處で裁判して處刑されるのだ』

孫はそんなあぶないことが出来るものか、途中で船の中から英國政府に通報する機會は何程でもあると云つた處、潭はそれは出来ないことだと遮つて、

『君は此處に居ると同様に船の中でも嚴重に監視されるのだから、逃げようたつて逃げられはしない。』

『そんなことを云つたつて、船の中の者は此處のやうな者ばかりではない。必ず誰か同情して助けて呉れる者がある』

と孫は心細いことを云つた。すると潭は、

『汽船會社はサー・ホーリデー・マカートネーの知合ひだから、何でもサー・ホーリデー・マカートネーの云ふ通りになるのだ』

潭の語る所に據れば、孫を護送するのは、グレン會社の汽船であるが、今週中には送り出さない筈である。

『次の週位に荷物を發送して置いて、それから君は行くのだ』

孫がそんなことは實行出来はしないと云ふに對して、潭は無造作に、

『それが出来なかつたら此處で君を殺す許りだ。此處は支那なのだ。何者も公使館内ですること

に干渉は出来ない』

潭は更に孫を諭すやうに又慰めるやうに、金玉均の例を話し始めた。曾て朝鮮の愛國者金玉均は朝鮮から日本に逃れてゐたのを、洪鐘宇なる同國人が上海までおびき出して、英國租界で暗殺した。金の死骸を支那政府は朝鮮に送還し、朝鮮政府は其首を斬つて刑に處した。然も暗殺者たる洪は多額の褒美を與へられ、且つ高官に登用された次第を物語つて聞かせた。彼は孫を捕縛し、死刑に處することに依つて往年の洪と同様の恩賞に預ることを得るものと豫期してゐたのである。孫はどうして彼がそれ程慘酷であるかと尋ねたら、

『それは皇帝の勅命なのだから仕方がない。皇帝はどんな高價を拂つても君を掴まへたいのだ。それは生擒でも屍でも構はない』

孫は金玉均事件が日清戦争の一原因であることを指摘し、彼を捕へ彼を殺さば、更に一層の國難を生ずるであらうと論じ、

『そんなことをすれば英國政府は當公使館の全員に對して處罰を要求するに至るかも知れない。』

又君は僕と同郷人であるから、廣東省の人民は僕の爲に君と君の一家に復讐することがあるかも知れない』

潭は此言を聞いて忽ち其調子を一變した。即ち之れまでの暴言を俄に中止して、何事も公使館の

指圖に依ること、彼は唯友誼的に忠告したに過ぎないと頻に辯解した。

四 怖ろしい夜が続いた

其夜十二時、潭は再び孫の室に来て又話し始めた。そこで孫は潭が眞實自分の友人であるなら、自分を助ける爲にどうしようと云ふのだと問ふて見た。

『實は其事でやつて来たのだ。私の出来ることなら何でもやる積りだ。間もなく君を逃がしてやるよ。そこで合ひ鍵を二つ——君の室のと玄關のと二つ、錠前屋へ誂へる筈だ』

潭は、公使の用人が鍵を預つてゐて離さないから、さうするより外はないと附加へた。孫がそれなら何時逃がして呉れるかと尋ねたら、彼は明日までは駄目だが、多分金曜日の午後二時になるだらうと答へた。彼は室を出て行く時、金曜日に逃げる仕度をして置けと云つて去つた。潭の去つた後、孫は小使にカントリーに持たせてやる爲め紙片に數語を認めた。

五日目（十五日、木曜日）孫は前夜認めて置いた手紙を小使に渡した。處が其手紙も亦公使館の役人に渡つたことを、其日の午後潭から聞いた。潭は、孫があんなことをしたので、脱出計畫の全部を破壊してしまつたと告げ、潭が孫の始末方を悉く洩したと云ふので、サー・ホーリデー・マカートネーから酷く叱られたと語つた。孫はそれでは助かる望みは他にないかと問ふたら、潭は、

『あるとも、まだ十分望みがある。併し君は私の云ふ通りにしなければならぬ』

とて、彼は孫に歎願書を公使に書けと云ふから、孫は之に従ふてペンとインキと紙を乞ふた。潭は小使コールに命じて取寄せてやつた。が、孫は支那の墨と紙が欲しいと云つた。支那公使に英語で書くのはいけないと思つたからである。處が潭は之に答へて、

『いや、英語が一番よいのだ。公使は全くお飾り物で、萬事はマカートネーの掌中に在るのだから、あの人に宛て書いた方がよい』

『それでは何と書いたらよいか』

『君は廣東事件に全然無關係であること、清廷から罪を問はれるのは無實であること、其助命を求める爲に、自分の方から進んで公使館に来たのだと云ふことを書き給へ』

孫は欺かれるとは知らず、潭の口述する通りに、右の意味の長い書面を、潭の面前で認めた。封筒をサー・ホーリデー・マカートネー宛と書き付けて、それを潭に渡した。潭は之を持つて出て行つた。

孫はそれから後、再び此男に會はなかつた。孫は此男の爲にマンマと一杯食はされたのである。即ち孫が支那公使館に居るのは彼の方から来たので、公使館が彼を誘拐したのではないと云ふ書面の證據を取られたのであつた。

其後、潭は孫が之まで出した手紙は、小使から皆取上げたから、館外の友人には届いてゐないと孫に知らせて来た。孫は最早や一切の望みを失ふた。彼は遂に死に直面して居ることを、今や切實に覺悟せねばならなかつた。

全く絶望の淵に沈んだ彼は、あるだけの紙片に、身の有様を書き付けて、試にそれを窓から投げ見た。最初は夫等の紙片を小使に頼んで投げに遣つた。それは彼の室は町通りに向つてゐなかつたからである。併しそれは皆途中で取上げられてしまつたことが判つたから、それからは自分で自分の室の窓から投げることにした。其一つがうまく隣家の裏屋根の上に落ちた。けれどもつと遠くへ届かせる爲に、今度は銅貨を包んで投げた。やがて銅貨も盡きたので、後には一圓銀貨を包んでほうつた。先に隣家の裏屋根の上に落ちたのを、其家の者が拾つて呉れ、ばよいがと祈つてゐた。處が其投げた一つが綱に當つて窓下に落ちたので、小使（コールでない方）に拾つて來いと命じたら、彼は之を支那人の番人に告げた。番人等は直ぐにそれを拾ひ取つた上に、到頭隣家の屋根裏の上に落ちて居るのを見付け、一緒に館員に渡してしまつた。それから窓を釘付けにされ、外との通信の此唯一の望みも盡きたのである。

此上は神に祈つて僅に自ら慰めるの外はなかつた。怖い日が續いた。否もつと怖い夜が續いた。神に祈つて自ら慰めることを知らなかつたら、孫は遂に狂人になつただらう。彼は後日救ひ出

されてから、カントリーに、當時彼の唯一の希望は神への祈りであつたこと、金曜日の朝（十月十六日）跪いて祈りを捧げ、靜に立上つた時に、突然全身に打たれた感應——沈着、有望、確信の感應に打たれた彼は、彼の祈りが確に神の耳に達したことを信じて、まだ運命は盡きたのではないと云ふ希望を以て満ちたことを物語つたのである。

五 炭 取 り の 上 の 紙 片

絶體絶命の孫逸仙も、神に祈つて初めて新に勇氣を奮ひ起した。今度は小使のコールに向つて、自ら進んで助けを懇請して見る決心をしたのである。

コールが這入つて來たのを捉へて、孫は、

『お前は何でもして呉れるか』

と尋ねたら、コールの答は反問であつた。

『あなたは一體どう云ふ方なのですか？』

『支那の政治逃亡人だ』

孫の答の意味をコールは十分解し兼ねて居るのを見て、孫はコールにアルマニヤ人の話を聞いて居るかと問ふて見た。彼はそれを聞いて知つて居ると云つたから、孫は之を手引として、丁度トル

この皇帝がアルマニヤの耶蘇教徒を擧殺せんとしてゐるやうに、支那の皇帝も彼が耶蘇教徒で且つ支那に善政を得んと努力してゐる黨派の一人であるの故を以て、彼を殺さんとしてゐることを話して聞かせた。孫は、

『イギリス人は皆アルマニヤ人に同情してゐる。だから若しイギリス人が私のことを知つたら、きつと私に對して同様の感情を持つて呉れるだらう』

と云つた處、コールは英國政府は彼を助けるだらうかと疑つたので、孫は確に助けて呉れる。でなければ支那公使館がこんな嚴重に監禁しないで、公然法律上の引渡しを英國政府に求める筈だと説いた。

『私の命はお前の掌中に在るのだ。若しお前が此事を館外に知らせて呉れれば私は助かるのだ。さうでなければ私は必ず殺されるに定まつてゐる。一人の命を助けるのが善いか、取るのが善いか、神に對するお前の義務を盡すのと、お前の主人に義務を盡すのと、どつちが大切か、正義の英國政府に忠義を盡すのと、腐敗した支那政府に盡すのと、どつちが大切だ』

孫はこゝぞ一生懸命であつた。彼は彼の言に就いて熟考することをコールに訴へ、此次に来る時、否か應か本當の返事を聞かして呉れと頼んだ。

コールは出て行つた。其日は再び來なかつた。孫がコールの決心と其返事を如何に焦慮して待つ

てゐたかは、想像に餘りある所である。其待つてゐたコールが翌朝（土曜日）這入つて來た。彼はストーヴに石炭をつぎながら、だまつて炭取りの上を指した。見れば一片の紙片が載せてあつた。此紙片の文字こそ彼の生死を決するものであつた。

『手紙をあなたの友人に届けて上げませう。併しテーブルの上でそれを書いてはいけません。鍵の穴から見られる怖れがあります。番人が絶えずあなたを見張つてゐますから、ベッドの上でお書きなさい』

孫は忽ちベッドに轉がつた。壁の方に頭を向けて、名刺の上に書いた。それはカントリーに宛てたものである。正午頃コールは又這入つて來た。孫はだまつて名刺のある所を指した。コールもだまつてそれを取つて行つた。行く時孫は其所持する一切の金をコールにやつた。それは二百圓位あつただらう。

其翌日（日曜日）コールが來た時に、彼は何か意味あり氣に炭取りのうしろを見ると云ふ目附をして去つた。孫は其處に一片の書付を見出した。それは意外にもカントリーからの返事であつた。

『元氣を出せ。英國政府はお前の爲に盡力して居る。一兩日中にはきつと出て來られるだらう』
孫は之を一讀して夢かと許りに狂喜した。『神が私の祈りを受納し給へるを知つた』と彼は自ら記して居る。それまでは彼は夜も決して着物を脱がなかつた。殆ど眠をなしたことはない。それ程彼

は懊惱してゐたのである。カントリーの密書を得てから、彼は初めて安眠することが出来た。

孫が心に最も怖れたのは、彼もし支那に連れ歸られて殺されたら、彼が今まで奮闘しつゝあつた主張が全く挫折するのは勿論、其結果の非常に重大なことであつた。即ち支那政府にして一旦彼を本國に送還せんか、彼等は外國に對して孫が合法的に英國政府から引渡されたのであることを吹聴し、以て英國の領土は最早や支那の犯人の安全なる逃亡所ではないと云ふことを宣傳するに定まつて居る。我革命派の黨員は曾て長髮賊の亂の時、英國のやつたことを尙ほ記憶して居る。當時英國の干渉に依つて此國民的、耶蘇教的大革命が如何に惨敗したかを能く覚えて居る。だから孫にして若し支那に送還されて處刑されたなら、此革命運動が再び英國に依つて阻碍され、成功の一切の希望が去つてしまふことを、支那國民は今一度教へられるだらうと云ふのが、彼の最も怖れたことであつた。

又支那公使館にして若し孫の持つてゐる書類を、彼の下宿から取上げでもしようものなら、更に一層の災厄が革命派の上に落下するのであつた。が此危険は實に思慮深き一婦人の手に依つて免れることを得た。即ちカントリー夫人は全然その一身の責任に於て孫の下宿に赴き、孫の一切の書類を取出して、孫が監禁された報を知つた數時間後に、悉く之をやぶき棄て、しまつたのである。

彼は其食物の中に毒が入られるなど云ふ危険に就いては、少しも考へ及ばなかつたが、當時の彼の氣持では、固より何物も咽を通らなかつたから、彼は唯牛乳やお茶のやうな飲物ばかりを取つてゐて、たまに鶏卵を一つ位ひ口に入れるに過ぎなかつた。然るにカントリーからの密書を得てからは、彼は大に食ふことも出来た。更に大に安眠することも出来た。

六 闇に現はれた女の人影

一八九六年十月十七日（土曜日）の夜も漸く更けんとする十一時半頃、倫敦ポートランド・ブレイスなるデヴァンシャ街に、何處よりか現れた一人の女があつた。とある家の前に立つて、頻に内の氣配を窺ふ様子であつたが、忽ち懷中から手紙らしい物を出して、其家の戸口下にソツト指し込み、呼鈴を押したまゝ逃げるやうにして闇に姿を消した。

家の主人らしき人が、呼鈴に驚かされて、寢卷のまゝ戸口に出て來たが、あたりに人影もないので、チョツト小頸を傾けた。再び戸を締めようとする時、フト脚下の紙片に氣が付いた。彼は速にそれを拾ひ取つて屋内に影を沒した。

此家は孫逸仙の恩師カントリーの住居であつた。主人カントリーは此夜半に訪れる者あるを訝かりつゝ、寢室から玄關に降りて來たのであつた。戸口で拾つた手紙を一見して、彼は且つ怪しみ、且つ大に驚いた。

「去る日曜から此處の支那公使館内に、あなたの友人の一人が監禁されて居ります。公使館は其人を支那に送らうとして居る。さうすれば彼等は其人をきつと殺すに定まつてゐます。それは非常に氣の毒なことです。直ぐにどうかして上げねば其人は送られてしまひます。併し此事は誰も知つてゐる者はありません。私は茲に私の名を書きませんが、之は本當のことですから、私の云ふことを信じて下さい。どうかして上げなされるなら、直ぐでなければいけません。さうでないと遅れます。其人の名はソン・イン・センとか申します」

急いで讀み終つたカントリーは、今は斯うしてはゐられないと思つた。忽ち念頭に浮かんだのは支那公使館の雇英人にサー・ホーリデー・マカートネーのあることであつた。其處で手早く彼の住所を調べ、ソコノに仕度して、直ぐ彼の家を指して馳け出した。サー・ホーリデー・マカートネーの住居はカントリーの家からさまで遠くない所に在つたので、容易にそれを見出した。併し夜は既に更けて居る。偶々此あたりを巡廻してゐる巡査が、先程から此家のまはりをウロ／＼して居るカントリーを不審の者と見咎めて誰何した。巡査の言に據れば此家は既に六箇月も締まつてゐて、家族は田舎の方に行つて居ると云ふのである。カントリーはどうしてそれを知つてゐるか尋ねたら、巡査の云ふには、最近三晩續けて泥棒が此家を狙つてゐるので、調べた處が、六箇月も留守だと云ふことが判つたのである。カントリーは其まゝ此あたりの警察署に乗り着けた。署員に仔細を語

つたが、どうも心許ないので、彼は更に其處から餘程遠い警視廳に向つた。一刑事が彼を一室に通して、彼の云ふ所を書取つた。併し刑事もそれを事實と信じて呉れない。結局警視廳ではどうともすることが出来ないと云つて取り合はないので、カントリーは、ボンヤリ其處を出て來た。大通りに出た時、土曜の夜はもう一時半過ぎだつた。

翌朝カントリーは一友人を訪ねて、現にロンドンに居る支那の總稅務司に助力を乞ふて見たらどうだらうかと相談を試みた。併し其友人は之に賛成せぬので、彼はもう一度昨夜のマカートネーの家に足を向けた。其處の留守番が或は主人の居所を知つて居ることもあらうかと、一縷の望を囁いたのである。成程昨晚の巡査が云つた通りに、泥棒が此空き家の戸をこぢ開ける爲に使つた鐵挺が落ちて居るのを發見するの外、何の手係りも得なかつた。

カントリーは今度はドクトル・マンソンの家に向つた。マンソンは前にも説明した如く、香港醫學校に於ける孫の舊師である。マンソンの家の戸口で、彼は偶然一人の男が立つてゐるのに會つた。此男が即ち支那公使館の小使コールであつた。

コールは孫を救はんとする一切の祕密と決心を、昨夜彼の女房に告げて、其協力を求めたのである。夫の義氣に痛く感動し、孫の不幸に深く同情した彼女は、敢然としてコールの意に同意したのである。前夜半カントリーの家の前に現はれた怪しき人影は實に彼女であつた。

コール自身も遂に勇氣を鼓舞して起つた。併し尙ほ密に多大の恐怖を感じつゝ、翌土曜日、自らカントリーの家を訪ねたのである。カントリーがドクトル・マンソンの宅に行つたと聞いて、又その跡を追ふた。恰もマンソンの玄關前で兩人が偶然出會つたのである。彼は兩人に孫から託された二葉の名刺を差出した。カントリーに宛てたものには斯う書いてあつた。

『私は去る日曜日二人の支那人の爲に誘拐され、暴力的に支那公使館に連れ込まれた。私は現に監禁されて居る。特約された汽船で一兩日中に支那に護送される筈である。私は必ず斬首されるだらう。何たる不幸の身の上ぞ』

ドクトル・マンソンも亦衷心から孫の救助に協力することを快諾した。カントリーはコールに向つて、

『若しサー・ホーリデー・マカートネーがロンドンにゐて呉れ、ばうまいが、ゐなかつたら残念だ。何處に行つたら知れやうか』

『サー・ホーリデーはロンドンに居ります。あの方は毎日公使館にやつて來てます。併し孫さんを監禁したのはあの方で、孫さんが逃げ出さないやうに戸口を嚴重に見張つてゐると私に命じたのもあの方です』

カントリーとマンソンはコールの此言を聞いて、愕然として失望した。彼等が頼つて以て孫を救

はんとする其マカートネー自身が、監禁者その人であると知つては、救助の事甚だ容易でない。更に取る可き手段を一層慎重に考慮して、止むを得ざれば最高官憲の助力を求めねばならぬ、と決意した。

コールは尙ほ問はるゝ儘に、公使館では孫を氣狂ひであると皆の者に申し聞かせて居る事。孫は來週火曜日（即ちそれから二日目）に支那に護送される事。其汽船が何船であるか知らぬけれど、下町の人で某と云ふ名の男がそれに關係して居る事。又前週中支那の水兵服を着けた男が二三人公使館に出入して居るが、斯う云ふ男は曾て公使館では見たことのない者であるから、彼等も亦孫の護送の用事で來る者に相違ない事を説明した。コールが去る時、兩人の名を自署した孫への紙片を渡した。此紙片が先に記した『元氣を出せ云々』の返事だつたのである。

七 嘘——支那外交の全部

兩人は再び警視廳に出かけて、今一度訴へて見た。係りの警官は、

『昨夜遅く來た男もあなた方と同じことを云つて行つた。酔つばらひか氣狂ひだか判らなかつたと、昨夜の係りは申してゐました』

『其男が即ち私です』

とカントリーが答へた。

警官はひどく狼狽したが、

『そんなに急にせつついたつて仕方がない。まあお宅へお歸りになつて、靜に待つてゐなさい。實は警視廳では何とすることも出来ない事件なんです』

此呑氣な無責任な態度に、兩人は少からず立腹したけれども、

『そんなら何處へ訴へたら善いのですか』

『あなた方は既に事件を此處へ報告したのだから、それで義務は済んで居るのだ』

兩人は空しく警視廳を去つた。種々相談の結果、遂に外務省に訴へるの外はないと決心した。そこで彼等は外務省に行つた處、午後五時に來れば宿直の書記官が會はうと云はれたので、其時刻に再び出頭して、事の次第を語つた。書記官は始終を最も熱心に聞き取り、今日は日曜日だから明日上官に報告して適當の處置を講じようとの答を得た。兩人は外務省を辭したが、考へて見れば事態は既に急に迫まつて居るのであつて、或は其夜の内にも孫逸仙は支那に送り出されるかも知れない。殊に心配に堪へないのは、若し孫を護送する船が外國船であつたら、英國政府は之に對して何ともすることが出来ない。英國船だつたら既に出帆した後であつても、之をスエズで止めて搜索することが出来るが、外國船では此最後の希望も繋げない。茲に於て兩人はいつそ直接支那公

使館に行つて、彼等は孫が館内に監禁されて居るのを能く知つてゐることを告げ、また英國政府と警察は、孫が支那に送られんとして居ることをも知つてゐるとおどかして見るのも、亦一手段だと考へた。

それにはドクトル・マンソンが一人で行くのがよい。カントリーの名は孫と關係があることを、支那公使館は能く知つて居るからである。と云ふので、マンソンは單身乃ち公使館に向つた。玄關に於て、英語の話せる支那人に會ひ度いと申し入れた處、速に現れたのが例の潭であつた。

マンソンは、

『孫逸仙に會ひに來ました』

此意外の言に潭の顔色はサツト一變した。が忽ちさあらぬ態に、そんな名前の者を思ひ出すやうな様子をして、

『孫？ 孫？ そんな人は此處に居りません』

マンソンは、孫が此處に居ることを能く承知して居る。外務省も警視廳も亦監禁の事實を知つて居ると告げた。由來嘘をつくことを以て支那外交の全部と心得べく訓練された此支那外交官は、其一言一句にも、其動作顔色にも、全く眞實らしき外見を以て、そんなことは丸でノンセンスだ。そんな男は斷じて此處に居ないと悉く打消してしまつた。潭の快活率直な態度が如何にも偽らざる如

く見えたので、マンソンも今や孫のことを少々疑ひ始めた。否な彼はカントリーの宅に歸つて来て、監禁の話は何か爲にせんとする孫の計略ではないかとさへ語つたと云ふ程に、全然潭の言に依つて動かされたのであつた。支那人が嘘をつくに於て巧妙殆ど神に入るのは、世界の誰でも知つてゐることであるが、ドクトル・マンソンの如き支那に居ること前後二十二年、アモイ語を話すこと流るる如く、東洋に來た西洋人の何人よりも、最も能く支那人の風習、性癖を熟知せる此人を欺き得たる潭も、亦嘘の妙手であると云はねばならない。併し孫が企んだ計略であるにしても其何の爲であるか見當が付かので、マンソンも一旦孫を疑つて見たが、矢張りさうではないと再び思ひ直した。

日曜日も既に夕方七時であつた。兩人は其日一先づ運動を打切つて、更に手段を考へることにして、マンソンは自宅へ歸つて行つた。併し彼等は孫の身の安全に就いて尙ほ甚だ不安に堪へない。殊に、支那公使館が英國政府に事實が知れたことを知つた以上は、孫は或は其夜の中にも他に移されるかも知れない。假令ひ直ぐ船へ乗せないにしても、監禁の場所を變へることも考へられないではない。而して之は實際に決して杞憂ではなかつたのであつて、若しそれが出來たらキツトやつたに違ひない。と云ふのは、支那公使は先頃ロンドンを去つて歸國したので、其住居を廢したけれども、若しさうでなかつたら、孫は必ず其家に移されたに相違ない。孫を移して置いて、英國官憲に對し、さあ公使館の何處でもお探し下さいと出られたら、全く支那人の術中に陥るの外はなかつた

からである。併し此事は行はれないにしても逸早くドックに隠すことが出来る。孫は二日後の來週火曜日の船で送られる豫定だから、船は既にドックに入つてゐる筈だ。さうすれば孫を氣狂ひの船客に拵らへ、晝間これを運ぶ時は途中で暴れ出すと云ふ怖れがあることにして、夜中に船に乗せてしまふ手段もある。

カントリーとマンソンは、各々自宅に在つて千々に心を碎くのであつた。

八 それは美しい明月の夜であつた

カントリーは到底そのまゝ寢室に入る氣になれぬので、再び家を飛び出した。公使館を警戒する爲に何かの方法を講ぜねばならぬと氣が付いたからである。先づ一友人の宅を訪ねて私設探偵スレーターの事務所の所在を聞き、直ぐ其處に向つた。スレーターの事務所は閉ぢてゐた。英國では日曜日には探偵の用はないと見える。呼んでも、敲いても、ベルを鳴らしても、内から應ずる者がない。偶々通りかゝつた巡查と深切な馬車屋とを掴まへて、事の祕密を打明け、相談を持込んで見た。結局附近の警察署に行くことにした。カントリーが署員に來意を告げた處、彼はカントリーの正氣を疑ふものの如く、

『それは何處ですか』

『西のポトランド・ブレースです』

『あゝ、それぢや本署は駄目だ。ウエスト・エンドへ行かなくつちやいかん。此處はシチー警察の管轄です』

カントリーの頭には、此際シチーもウエスト・エンドもありはしない。

『併し其家を警戒する探偵に氣を付けて呉れることは出来ないのですか』

『出来ませんとも、ウエスト・エンドの仕事に關係するなんてシチー警察の職權外です』

『それぢや誰か元巡查をしてゐた人で、此仕事で少々金儲けをし度いと云ふやうな人の心當りはありませんか』

『あゝ、それはあるかも知れません——えゝと』

署員達が集つて来て、誰れ彼れと種々に評定して呉れた結果、某と云ふ男がよからうと云ふことになつた。

『其人は何處に住んでゐますか』

『あの男はレイトンストーンに住んで居るから、あなたは今晚は會へますまい。日曜日ですもの！』

又日曜が崇つた。稍や暫く評議した後、愈々人選が定まつた。今度はイズリングトンに住んで

居ると云ふので、町名番地を聞き取り、カントリーは警察署を出た。

イズリングトンに向ふ前に、カントリーは全事件を新聞社に知らせんと考へ、馬車を馳せてタイムス社に到り、編輯長に面會を求めた。受付で面會の用事を記入する用紙を與へられたので『支那公使館の誘拐事件』と書いた。其時九時であつたが、十時までは誰もゐないとの事であつた。

仍つて警察で教へられた男を先づ探す爲に、彼は直にイズリングトンに向つた。ヤツト薄暗い町に番地を發見して、其人の家に行つた。然るにカントリーは此處でも再び失望した。其男は引受けられないと云ふのである。併し彼は適當の男を紹介しようと云ふから、住所を尋ねたら、其住所を記入した名刺があると云つたが、それがなか／＼見付らない。机の抽出やら、箱の中やら、古い手紙の束や、仕まひ込んだ着物のポケットや、殆ど家中を探し廻はつて、ヤツト見付け出した處が、其男も亦自宅にはゐないで、下町の或酒場の番人をしてゐると云ふのである。

相手の男と話してゐる間に、此男には澤山の子供がゐることを知つたカントリーは、其内の一人の子を、彼の推薦する男の宅へ手紙を持たせて遣つて、彼はカントリーと一緒に其番人をしてゐると云ふ下町の酒場へ同行しては呉れまいかと申出して見た。兎に角承知したので、兩人は辻馬車に乗つて其酒場までやつて來た。併し番人らしい者は見付らなかつた。そこで此酒場は十一時に締めるのだから、それまで待つて居れば多分その目的の男は出て來るだらうと考へ、カントリーは此案内

の男を酒場の前に立たせて置いて、もう一度タイムス社に向つた。タイムスの社員は彼を引見して彼の云ふ所を書取つたが、それを新聞に出すことは固よりタイムスの取捨に任せることにして、同社を出た時、夜も既に十一時半であつた。彼は一旦家に歸つて酒場の番人の男が訪ねて来るのを待つてゐた。けれども十二時になつても来る様子がないので、カントリーは愈々自身その警戒の任に當る事を決心し、支那公使館を指して出掛けた。萬難を排して單心奮闘するの勇猛心を起して、彼は家を出たのである。處が其途中で、ハタと彼の目的の男に出會つた。

最早や十二時を過ぎたのに、支那公使館の窓には煌々と燈光が輝いて居る。即ち何事か館内に異常の緊張を示してゐることが察しられるのである。カントリーは連れの男を附近の横町の隅に、辻馬車の中に隠して置いた。それは美しい月明の夜であつたから、公使館の前後の出口をハッキリと見られることが出来た。

兎角する内に夜も既に二時となつた。カントリーは早朝からの活動に心身甚しく疲勞を感じて來たので、一先づ家に歸つた。事件は英國政府にも報じた。警察署にも訴へた。新聞社にも告げた。更に其夜の探偵も付けて置いた。それで孫逸仙の命を助ける見込みが付いた。カントリーは初めて安心してベッドに入つたのである。

九 夕刊グローブ紙

月曜日（十月十九日）カントリーは再び私設探偵スレーター事務所を訪ふて密偵を雇ひ、晝夜公使館を見張る可く彼等を配置した。

十二時の約束に依つて彼は外務省に出頭し、書面に認めて來意を通じた。外務省は正面から公使館に掛け合ふて面倒な國際問題を引起すに至ること恐れたので、成る可く非公式な方法で孫を救ひ出さんと苦心してゐたらしい。且つ監禁の證據と云ふのも、單にカントリーの話だけであるから、それだけでは問題とするに不十分である。そこで外務省は證據を擧げる一步として、孫を支那へ護送する汽船の持主と稱せらるゝグレン會社へ問ひ合せた。果して支那公使館から申込みがあつたことが明白にされたから、英國政府はカントリーの話が實に事實のみならず、既に計畫は進んで居ることの確證を得たのである。此時から事件はカントリーとマンソンの手を離れて英國政府の手に移つた。乃ち政府は六人の刑事を公使館の周圍に配置し、尙ほ附近警察署へも通達して警戒を行はしめた。然るに此日公使館の小使コールからカントリーに密に左の手紙を寄越した。

『私は今夜機會を見て、孫さんをポードランド・プレースの隣家の屋根に逃がしませうから、あなたに御賛成なら、其家の者の承諾を得て、誰か其處で孫さんを受取る人を待たせて置い

て下さい。それをやつてよいなら、どうかして返事を下さい』

カントリーは乃ち此手紙を持つて直に警視廳に行つた。コールの云ふ其隣家の屋根に自分と一緒
に待つ爲に巡查を一名借用したいと申込んで見た。處が警視廳の役人はそれは餘り卑劣なやり方だ
から止めた方がよいと、頻に反對するので、遂に思ひ止まつたが、其時警視廳はキツト一兩日中に
孫は堂々と公使館の表玄関から出て來られると、確信あるものの如く云つた。

それから三日たつた十月二十二日木曜日の午後、夕刊新聞グローブの記者が突然カントリーの
家を訪問した。支那公使館で一人の支那人が誘拐されて居る事件に就いて知つてゐることはないか
と尋ねるのである。カントリーはそれはよく承知して居る。併し一番先にタイムス紙に知らせして置
いたので、タイムスがそれを出すまでは自分では話せないが、

『一つ君が、此事件に就いて書いてゐるものを読んで聞かせ給へ。本當かどうか云つてやるか
ら。』

答に應じてグローブ記者の示せる原稿は、極めて正確なものであつたから、カントリーは之を保
證してやつた。但し彼の名を出さないことを申し添へた。

孫逸仙監禁事件は斯くして其日の夕刻グローブに依つて一般に素破抜かれたのであるが、實は既
に火曜日の朝には、少くとも二三百人の人は之を知つてゐたのである。併しグローブが一旦この驚

く可き報道を傳ふるや、カントリーの家は忽ち新聞記者の群團を以て襲はれた。グローブの第五版
が出てから二時間の内に、セントラル・ニュースとデーリー・メールの記者が來訪して、カントリ
ーから大要を聞取つた。其足で、兩記者は直に支那公使館に到り、孫に面會を求めたのである。

彼等に應接した者は矢張り例の潭であつた。潭は依然としてそんな人は知らないと一切を否認す
るので、彼等は潭にグローブの記事を見せた處、彼は快活氣に笑つて、みんな嘘八百だと尙ほ言ひ
張つた。そこでセントラル・ニュースの記者は、

『そんなに言ひ張つたつて駄目だ。孫を出さなければ、お前は明日頃一萬人も押し掛けて來て酷
に目に會はされるぞ』

とおどして見たが、固より潭を動かすことは出來なかつた。潭は滔々と嘘ばかりを喋り續けて、
事件の全部を否定した。

ロンドンの新聞記者は遂にサー・ホーリデー・マカートネーをミッドランド・ホテルで發見した。
彼との會見談を諸新聞の記事から綜合するに、サー・ホーリデーは昨日午後三時半外務省を訪問し
て居る。新聞記者の質問に對して、彼は公使館に抑留してある男のことに就いては新聞に出てゐる
以上に話すことは出來ないと云ふので、記者團は、外務省は外務大臣ソールズベリー侯が、支那公
使に對して囚人の解放を要求したと云ふことを、タツタ今發表して居るが、此要求に對してどうす

るか詰問した。

マカートネーが云ふに、

『其者は解放されるだらう。併し之に依つて公使館の権利が侵害されてはならぬ』

サー・ホーリデー・マカートネーは更に新聞記者の會談に於て、

『孫逸仙と云ふのは現に公使館で抑留してゐる者の名ではない。公使館は彼の何者であるかは確實に知つてゐるし、又ロンドンに来てからの行動は刻々十分に探知して居る。彼は彼の自由意思で公使館に來たのだ。決して誘拐されたのでもなければ、暴力で連れ込まれたのでもない。ロンドンで友人のない支那人が時々公使館を訪ねて來て、自國人と話して行くのは毎度あることで、不思議でも何でもないことだが、此男に至つては公使館の内情を探りに來たのではないかと嫌疑を掛ける理由があつた。と云ふのは、此者は曾て誰も見たことのない男で、或日公使館に來て館員に會つた後で私に紹介された。暫時話してゐる内に、彼の云つたことに思ひ當る點がある。若しか公使館の豫て探してゐる男ではないかと、彼の歸つた後で疑ひ出したのである。果して其通りであつたから、翌日再び來た時掴まへた。支那政府からまだ訓令が來ないので、其まゝ館内に留めて置いてあるのだ』

と出鱈目の返答をして居る。

更に此事件の國際的關係に關して、サー・ホーリデーは

『孫は英國臣民ではない。支那の臣民だ。又或程度に於て公使館は支那の領土であつて、支那公使が専ら管轄權を持つてゐるのである。だから若し支那人が任意に公使館に來て、其者が罪過又は嫌疑を有する場合には、彼を抑留するに對して何人も館外から干涉するの權利はない。尤も彼が館外に在つた場合は英國領土に居るのだから事情は全く違ふので、公使館は猥に彼を逮捕することの出來ないのは云ふまでもない』

と講釋したるに附加へて、本件に關し外務省から問合せ狀が來た。それに對して早速返事を差出す積りだと云つた。

十 公使館の裏口から横町に出た

公使館の外で此事件が如何に發展しつゝあるかを、絶えて知る由もなき孫逸仙は、此一室に幽閉されてから既に十一日目と爲る十月二十二日、例の如くコールがやつて來て、暗に炭取りの方に孫の注意を促した。コールが室から出て行くや、孫は其處に新聞の切抜きが置いてあるの發見した。それはグローブの切抜きであつた。其記事の標題に『驚く可き事件！ 謀叛人ロンドンにてかどわかさる！ 支那公使館内に監禁！』と大書としてあつて、孫の監禁に關する詳細な長い記事が掲

けてあるのを見した彼は、到頭新聞にも知れた、自分はもう之れで安全だ、と愈々確信を得たと共に、彼の胸中は深き感謝の念を以て溢れた。

十月二十三日、金曜日の夜は明けた。ロンドンの秋の日は殊に短くして、其日も早や暮れ行かんとする午後四時半頃、孫の室を警戒する支那人の番兵が、ドヤ／＼と這入つて來た。

『マカートネーさんが下であなたに會ひ度いと云つてます』

更に靴を穿いて帽子と外套を持つて降りると云ふのである。云はれる儘にして、孫は階段を降りて行つた。通された所は地下室であつた。彼は館内が英國官憲に依つて搜索されるので、再び地下室に隠すのだと思つた。否な更に彼を他の何處かに連れ出して監禁し、又は處刑するのだと思ひ込んだ。

處が其處に全然思ひ設けざるカントリーが、突然彼の面前に現れて來た。カントリーの外に二人の紳士も居る。一人は警視廳から廻はされた警官で、他の一人は外務省からの使者である。

是等の紳士の立會へる前で、サー・ホーリデー・マカートネーは先に孫から取上げた諸物品を彼に渡して、英國政府官吏兩人に向ひ、

『此者をあなた方にお渡し致します。但しそれは公使館の特權と外交上の權利に何等干渉しないと云ふ條件の下にお渡しするのです』

と云つて皆々と握手してマカートネーは去つた。彼等は地下室の横の出口から一旦空地に出て、其空地の段を昇つて公使館の裏口から横町に出た。

横町に出て見ると、其處には非常の人ばかりである。待受けた新聞記者が集つて來て、孫の告白を聞かんと迫るのであつたが、速に馬車に乗せられて、カントリーと右警視廳の警官と外務省の使者と同乗し、直に警視廳に疾驅した。

其途中警官は孫に向つて頻に彼の不心得を諭し、今後革命運動と絶縁することを忠告するのであつた。

馬車は警視廳まで行かないで突然或料理屋の戸口に停まつた。彼等が歩道に下りるや、忽ち何處から現れたか、以前の新聞記者達が孫の身邊を取圍んだ。

一哩も隔りたるポートランド・ブレースで撒いた筈の彼等が、孫の馬車が停まるや否や、再び此處に現れたのであるから、孫を驚かすこと非常であつた。何ぞ知らん、此中の一人が孫等の知らぬ間に馭者と並んで馭者臺に上つてゐたのであつた。突然この料理屋の前で馬車を停めたのも、實は此記者であつたのだ。孫が一旦警視廳内に連込まれたら、彼を捉へることが遅れることを能く知つてゐたからである。

それにしても他の記者達——其人數凡そ十人以上もゐたと思はれる記者達は何處にゐたのであら

うか。『馬車の屋根の上にでもゐたのでなければ、何處から飛び出して來たのか想像が付かぬ』と、後日孫は自ら記して居る。記者達は殆ど暴力を以て彼を歩道から料理屋の裏座敷に引張り込み、矢庭に質問を亂發して、孫を攻め立てるのであつた。

孫は是等の記者達が鉛筆を以て、彼の未だ曾て見たこともなき異様の象形文字を書き立てるのを目撃して、英語にも亦楔形文字流（ペルシヤやアッシリヤ人等の用ひた文字）の書方があるものと怪しんだ。後に再び孫は自ら記して曰く

『それは速記と云ふものであつたことを後で知つた。』

孫は彼等に何もかも語つて、もう語ることも盡きた時『時間です、諸君』とカントリーが一聲して、ヤツト彼は新聞記者の包圍から釋かれた。

それから警視廳に伴はれ、其處では大にいたはられたが、再び一時間に互つて事件を訊問せられ、一切を書取りたる後、それを彼に一度讀み聞かせて之に署名させた。

斯くて孫は警視廳の人々に別れを告げて、カントリーの家に引取られたのである。カントリー夫人を初め子女總出にて彼を歓迎し、酒肴を設けて彼の爲に心からなる祝盃をあげた。其夕新聞記者の訪問引きも切らず、寢に就いたのは既に夜半であつたが、此最初の一夜の安眠ほど、終生忘れ難き有難さはなかつた。

翌朝、彼の寢室の階上で子供等が騒ぐ物音に初めて目が覺めた時、彼は前後九時間を打通して熟睡してゐたのである。

子供等の騒ぐ聲が、彼の寢室から手に取るやうに聞える。

『さあコリン、お前が孫逸仙で、ネイルはサー・ホーリデー・マカートネーになれ、僕は孫を救ひ出す役だ』

それから一しきり大騒動が起つて、到頭サー・ホーリデー・マカートネーは敲き伏せられたらしい。孫のコリンが長男のキースに救ひ出された様子だ。忽ち太鼓をたたく、笛を吹く、軍歌を歌ふ、とても大變な騒々しさである。

翌日（二十四日、土曜日）孫は又新聞記者から終日訪問を受けた。其中の質問の一つに、どうしてカントリーやマンソンに危難を知らせたかと云ふのがあつた。カントリーも亦幾度となく、どうして孫の監禁を知つたかとの質問を蒙つた。

併し之に答へる時は、公使館小使コール夫婦の者は忽ち放逐されて、其職を失ふ恐れがあるので、彼等は固く口を噤んで明答を與へなかつたのである。

後日コールが公使館を罷める決心をするに及んで、初めて孫を公使館から救ひ出した者はコール夫婦であることを明かにしたのである。然もコールは何の爲に孫を救ひ出す決心をしたのであるか。

孫は公使館の一室で彼に英貨二百圓を與へた。孫の積りでは御禮の意であつたのを、コールは解しなかつた。彼は孫から預つたものとのみ信じてゐた、だから彼はカントリーに其事を告げて金を渡し、孫の爲に預つて置いて下さいと申出たのである。

孫が公使館から出て來た時にも、コールは又その金を返さんとした。孫はコールを説得して、それを納めしむる爲に頗る努力したのであつた。孫自ら記して曰く

『モツトあればよかつたが、如何せんそれだけが私の持つてゐた全財産であつた』

先に十月十八日(日曜日)の午後、コールは愈々孫を救ふことを約し、孫の手紙を懷中して、デヴァンシャ街にカントリーを訪ねんと決心したとは云ふものゝ、彼は心中多大の不安と恐怖を感じざるを得なかつた。

カントリーの家を見付けて玄關に通されたが、主人が不在であると云ふので、夫人にお目にかゝり度いと求めた。下女が引込んだ後で、コールは其玄關の隅に、一人の支那人が突つ立つて頻に彼を睨めてゐるのに氣が付いた。彼は始ど色を失はんばかりに驚いた。

コールは忽ち思ひ當つた。自分は跡を附けられて居るのだ。否な先廻はりされて居たのだ。豚尾の支那人が彼の目の前に突つ立つて、彼の一舉一動を凝視するのを發見したコールは、斯く推斷するの外はなかつた。

カントリー夫人が出て來て、コールを見た時、彼は總身戰慄して顔色蒼白、殆ど口もきけない有様であつた。

處が其玄關にゐた支那人と云ふのは、實は等身大の人形で、カントリーが香港から骨董品として持歸つたものであつた。之は屢々訪問者を驚ろかして、毎度カントリーの家の問題となるものであつたが、最初から不安を以て襲はれてゐるコールに取つては、それは名狀す可からざる恐怖であつた。カントリー夫人は速に彼に安心を與へて、主人はマンソンの家に行つてゐることを告げ、彼をしてカントリーの跡を追はしめたのである。

マンソンの家の戸口で、コールが初めてカントリーに出會つた次第は、既記の通りだ。

十一 不思議な手紙

之でロンドン支那公使館に於ける孫逸仙監禁事件は大團圓となるのだが、此記事は孫の自著 *Kidnapped in London* に據り、且つ孫の舊師であり又孫を公使館から救ひ出す爲に、慈父も尙ほ及ばざる心を盡したカントリーの著 *Sun Yat Sen and the Awakening of China* から補記したのである。然るに當時ロンドン警視廳の刑事部長であつて、親しく孫の事件を取扱つたサー・メルヴィル・マックナフテンが、其回想録 *Days of My Years* の中に記する所は、事實に多少相違してゐ

る點がある。而してそれは事件の最も興味ある點に於て相違してると思ふから、右刑事部長の回想録から抄出すること左の如し。

『或日曜の正午頃、有名な一人の醫師が、刑事部に、迎も不思議な手紙を持つて訪ねて來た。此手紙は支那公使館から出たもので、其公使館のあるポートランド・ブレースの裏の厩舎で拾つたものである。其封筒には、之を拾つた者は誰でも即刻表記の醫師の許に届けて下さい。要件は極めて重大のことであると云ふ意味が書いてあつた。偶々親切な一馬丁が之を見付けて、それを此醫師に届けたのである。其手紙の文意は、「不案内なロンドンの市中を、當てもなく歩いてゐた時、孫逸仙は偶然二人の同國人に會つた處、彼等は直ぐ孫と知合に爲り、一緒に歩きながら、孫に名所名物を指して説明してやつた。然るに彼等が支那公使館の前に来ると——其家が何物であるかは、孫は固より知らない——彼等は突然孫を其家の玄關内に押込んだ。もう逃げ出すことが出来ないやうにしてから、彼等は孫に向つて、彼は今や支那の領土に來たのだから、彼等は其欲する儘に孫をどんな目に遭はしても構はないのだと告げた。孫は多分首を斬られるだらうと公然聞かされた。こんな氣味の悪いことを云つておどかさながら、彼は天井裏の一室に閉込められた」と云ふのであつた。それから數日たつて彼は密に手紙を書いて、それを彼の室の窓から外に投げたのを、丁度よい具合に風が吹いて來て、右の親切な馬丁の脚下に落ちたのである。

警視廳は此訴へを聞いて、其權内で出来るだけの助力をすることを約した。併し之は未だ會て出喰はしたことの難問題であるし、又實際に外交上の難問題が頻に起つた。勿論外務省へは内務省の手を経て通じられたのであるが、交渉數日に互るも何の實效もなかつた。約一週間も立つてから、初めて警視廳に知らせがあつて、支那公使館に刑事を遣つて、煩悶憔悴せる囚人を引取つて來いと云ふ命令が下つた。彼は公使館から出て來て警視廳に寄つたのであるが、定めて不安な目に會つてゐたことと思はれるのに、チツトも弱つたやうな様子は見受けられなかつた。彼は公使館から引摺り出されて支那へ船送りにする爲め、ドックに車で運ばれる所であつたなど、色色の風説が行はれたのであるが、此囚人は能く命を取留めて、後年彼の仇敵に恨みを報ず可く、形勢を一轉したのである。(pp. 89-91)

サー・メルヴィル・マックナフテンの此記事と、前の孫逸仙自身の記するものとの間に相違を認められるのは、孫の監禁をカントリーに知らせた者が、前者は馬丁であると云ふに反し、後者は小使コールであると云ふに止まらず、サー・メルヴィルに従へば、其馬丁が之をカントリーに報ずるに至る事情が、餘程小説的に出來て居ることである。何れを取る可きかは、茲には必ずしも重要な問題ではない。併し當時カントリーが孫の監禁を聞いて警視廳に訴へ出た時、コールから其知らせを得たことを公言するのは、コールを窮地に陥れるのみならず、或は其爲めコールが公使館を追は

れ、又は其身邊を監視せらるゝに至らんか、孫に關する館の内情を知る便を失ふことになるので、カントリーは其監禁を探知した事情を、わざと馬丁が偶然孫の手紙を拾つたことに作つて、警視廳に傳へたのではあるまいか。警察署でも、警視廳でも、最初これを餘りに不思議な話として容易に信じなかつたと云ふ仔細も、之を斯く解することに依つて明白と爲るのである。

併しそれは今日に於ては何等價値ある問題ではない。我々に取つて此事件が興味を與へるのは、それが外國公使館の有する所謂治外法權に關して、一つの珍奇なる國際法上の問題を提供したことである。

十二 ホーランド教授のタイムス寄書

此事件の國際法問題に關して、オックスフォード大學の國際法教授ホーランドは、當時タイムスに寄書して左の如く論じた。

『孫逸仙の監禁に依つて起された問題は二つある。一は彼を抑留した支那公使館の行爲は不法の行爲であつたか、二は若しさうであるとすれば、彼の釋放を拒絶せられた場合に如何にせばよいかと云ふのである。

第一の問題に答ふるには多言を要しない。大使が其部下に對してすら本國管轄權を何でも行ふ

ことが出来るると云ふやうな主張は、今日殆ど耳にせざる所である。唯往昔一六〇三年スリーがフランス大使であつた時、彼の部下の一人に死刑を宣告し、市長に引渡して、其執行方を求めたことはある。又余は或公使が其公務と無關係なる者に拘束を加へんとした一例を記憶して居る。即ち一六四二年オランダ國ヘーグ駐在のポルトガル公使レイタオが、彼を欺いたと云ふので、一人の博勞を公使館に拘留した處、其結果は暴徒の爲に館内を掠奪せられた。之に就いてウィックフォルト（當時のオランダ外交家）はレイタオは曾て國際法に關して講演をした程の男であるから、公使館を牢屋にすることの出来ない位のこととは、よく辨へてゐなければならぬ筈だと評して居る。而して孫逸仙は其英國領土内に在る間は「一時的臣民」として我國法の保護の下に居る者であるから、彼を支那公使館に監禁することは、英國々王の權利に對する重大なる侵害であると云はねばならない。

第二の問題はさう簡單ではないが、又何等大したむづかしい事でもない。支那公使にして彼の囚人を釋放することを拒絶するに於ては、彼に英國を退去することを要求する十分の理由がある。若し此方法が事態の急を救ふに不適切であつたとすれば、事情は公使館内に當然ロンドン警察を入れて差支へなきものたるを疑はない。外交使節の館は「治外」に在るものと稱せられるが、此概要的文字は單に館が或場合に其所在國の普通管轄權を免ぜられると云ふ意味に過ぎないのであ

つて、然も此免除の享有は慣習に依つて嚴に限定されて居るのであるから、所謂隱喩法で新規の免除を論出さる可きものではない。一七二七年のジレンブルグ事件は、若し公使にして其駐在國の政府に對して謀叛を企てたる嫌疑ある時は逮捕せられ、其私室を搜索せらるゝことのある可きことを例示して居る。又一八二七年の公使ガラチンの馭者事件は、禮儀を以て豫告を與へた後、警察は公使の僕の一人が館外で犯した罪に依つて、其者を拘禁する爲に公使館に入ることを得るの例を確立して居る。更に多分スペインと南米諸共和國を除く外、公使館は最早や政治犯人に對しても遁竄所たることを得ないと云ふに一般の意見が一致して居るのであるから、況して公使の住所に於ける不法の監禁に對しては、必要ある場合、其國の警察に依つて斯くの如き監禁を中止せしめ得ない理由はないのである。

果して孫逸仙が云ふ如く彼は市中に於てかどわかされたものとすれば、それに依つて支那官憲の負ふ責任は如何？ 又彼を船で支那に護送する目的を以て、支那官憲が市中を運んで行つたとすれば、其負ふ責任は如何？ と云ふが如き問題は之を詮議して見る必要はないと思ふ。蓋し斯かる行爲は何等辯護の餘地はないからである。出來た事態は極めて重大である。又この事態は支那公使館の下僚の遣り過ぎであることを疑はない。北京の同文大學にはマルチン博士に依つて親しく國際法を教授されてゐたのであるから、支那帝國政府たるもの、外國の朝廷に於ける其代

表者が斯學の教理を嚴重に遵守することに無關心であるとは、想像することを得ないのである。』
 ホーランド教授の此説は能く要を得て居る。即ち(一)支那公使が孫逸仙を其公使館内に監禁したのは不法である事、(二)隨つて支那公使にして彼の釋放を飽くまで拒絶する時は、英國官憲は公使館内に警察力を入れることも出來ると云へる論結は、今日の國際法の學説が一致する所である。ホーランド教授は其設けたる第一問に對する答案中に、スリーの例を引いて居るのであるが、フランス使節スリーは其隨員を使節の宿所内に於て自ら裁判したのである。往昔イギリス王ジェームス一世が即位した後間もなく、フランスの特使スリーは一六〇三年六月ロンドンに到着した。其到着の夜、スリーの隨員中の或者等が娼家に入つて、イギリス人と喧嘩を始め、遂に其イギリス人中の一人を殺害したのである。スリーは其報を聞くや、隨員等を室内に竝べ、一人づゝ嚴重に訊問を行ふて、結局コムポールなる者が下手人であることを自白せしめた。そこで早速ロンドン市長に使者を派して、下手人に死刑を申渡したに就いては、明朝其執行を托する旨を申遣はしたのである。ロンドン市長は之に對して明日スリーに故障を申し出る積りであるとの返事を與へた。と云ふのは、市長はスリーがそんなに急速に事件を片付け、又そんな極刑を加へることとは豫期せず、且つスリーを説いて、もう少し減刑せしむることを欲したので、斯様の返事を送つたのであるが、スリーは更に市長に向つて、彼の部下のフランス人からも減刑の歎願があつたけれども、一旦決定したことを變

更する譯に行かぬから、市長の希望に應ずることは出来ない。併し罪人を引取つて貰はば、英國法の規定に従つてどんな刑に處せられても構はないと答へた。仍つてコムポールは市長に引渡された處、常任フランス大使ポーモンの懇請に依つて遂に赦免さるゝことを得た。之に據れば十六七世紀の頃には、外國公使は少くとも其隨員に對しては、館内で刑事裁判權を持つて居ると認められてゐたのである。然れども今日の國際法の學說及び慣例に於ては之は斷じて認められないことである。一般に外國公使館は治外法權を持つて居ると云はれるので、之を誤解して公使館は其所在國の治外に在るのだから、館内では其本國の領土と同一に本國の管轄權が行はれるものであると思ふ者もある。孫逸仙事件に於て、支那公使館の館員が孫に對して、此處は支那の領土だから何をして、外から干渉されることはないと云ひ聞かしたのは、即ち所謂治外法權の亂暴なる解釋である。治外法權と云ふ語を用ひるの當否に就いては學者間に異論があるが、今日公使に對して認められる各種の特權を概稱して治外法權と呼ぶことにしても、之は性質上元來消極的の權利であつて、例へば公使は駐在國に於て其一身の名譽又は安全に對する特種保護を享有し、若し公使の一身上の名譽又は安全を害する者ある時は、駐在國の法律は特に之を嚴罰に處し（我刑法九十一條）又公使の公館及び宿所は不可侵のものとなせられ、公使の承諾又は依頼に依るの外駐在國の司法官、警察官、徵稅官等に依つて猥に犯さるゝことなく、又公使は駐在國に於て刑事上の罪を犯すことあるも、逮捕、訊

問、裁判、處刑せらるゝことなく、又公使は駐在國に於て民事訴訟の被告たることなく、隨つて假令ひ債務を履行しない場合と雖も、其財産に對して強制執行、假差押等を受くることなく、又公使は駐在國に於て各種の直接税を免除せらるゝ等、其享有する特權は廣大なれども、其特權は單に駐在國から特別に保護せられ、又は駐在國の警察權、裁判權、徵稅權等から免除せられると云ふ消極的性質のものに過ぎないのであるから、治外法權を有するの故を以て、公使は其館内に於て自國の國法を執行することを得るものと解するのは、固より失當たるを免かれないのである。況んや館外に於て人を逮捕し、又は誘拐することをや。尤も或制限せられた範圍に於て、公使は其權利として館内で或行爲を爲すことを認められる場合が大體二つある。即ち其部下の隨員に對して、自國法に依り監督權を行ふことを得ると、信教の自由を享有することである。

元來公使の享有する所謂治外法權は、公使として其本來の職務を行はしむる便利の爲に認めらるる特權に外ならないのであるから、其本來の職務を行ふ爲め以外には、斯る異例を濫用することを得ないのは云ふまでもない。であるから公使の部下が刑事上の罪を犯した場合と雖も、館内で之を裁判處刑することを得ないものであつて、單に犯人を本國に送還することを得るに止まるのである。然るに孫逸仙事件に至つては、支那公使館は其館員をしてロンドン市中に於て孫を誘拐せしめ、腕力を用ひて館内に押入れたのである。明に英國々法を侵害した行爲であつて、孫が支那臣民である

と云ふ理由では辯解さる可きものではない。又孫は固より公使の隨員でも何でもないのであるから、假令ひ彼が本國の國法を犯したものであるにしても、彼を館内に監禁し、更に彼を囚人として本國に護送するが如きは、全然許されざる所である。

十三 ホーランド教授の引例二件

英國外務省が孫逸仙監禁の事を知るや、支那公使に對して交渉を開始したことは前文の記事に於て明かであるが、其交渉の内容は知るを得ないけれども、孫の釋放を要求したものに相違ない。然らば此場合もし支那公使にして其釋放の要求を拒絶したとすれば、英國政府は公使に對して之を強制することが出来るか。前に一言する如く外國公使の公館及び宿所は不可侵のものであつて、猥に駐在國の警察權に依つて犯さるゝことなく、又公使は刑事上の罪を犯すことあるも、逮捕、訊問、裁判、處刑せらるゝことなきものであるが、是等の特權は決して絶対のものではない。事態の緊急なるに於ては、能く其公館内又は宿所内に警察力を入れることが出来るのである。之に就いてホーランド教授は右タイムスの寄書中に、ジレンブルグ事件とガラチンの馭者事件を引用して居る。

ジレンブルグ事件——一七一六年の末までルーベツの僧正に仕へてゐたゴルツ男爵なる者があつた。彼は實は時のスウェーデン國王チャールス十二世の間諜であつて、王の爲に頻に密偵を勤めて

ゐた。然るに當時チャールス十二世と露帝ピーター大帝と不和であつたので、ゴルツは兩君主の間を調停し、以てポーランドの王位を代へ、英王領ハノーヴァーからブレーメンとヴェルデンを回復し、且つ舊英王ジェームス二世の殘黨と策應して、現英王ジョージ一世を廢せんと企たのである。仍つて彼はチャールス十二世に説いて、バルチック沿岸地方に於ける其侵略地を露帝に還附せしめ、之に依つてピーター大帝と講和した後、イギリスに於けるジェームス二世の殘黨が王位回復の陰謀を策しつゝあるに乗じて、スコットランドに侵入するの計略を勧めた。チャールス十二世はゴルツの此建策を納れて、ロンドン駐在の自國公使ジレンブルグに内命を下し、ジェームス二世の殘黨と通ぜしむる一方に、ゴルツ自身はオランダ、フランス、スペイン、甚しきはイギリス國內に於て、彼の計畫實行に要する軍用金を集めんとし、密に奔走してゐたのであつた。然るに彼とジェームス二世の殘黨との往來が頗る頻繁であつたのと、彼の巴里に於ける英佛離反運動が洩れた爲め、早く既に疑ひを引起した處に、偶々意外な事件が起つて、ゴルツの陰謀遂に暴露するに至つた。即ち此陰謀に關する重要な書信を運びつゝあつたスウェーデン船が途中暴風雨に遭つて、ノールウェーの一港に避難したのを、デンマーク政府(當時ノールウェーはデンマークの所領であつた)が之を捕へて、船中に右の書信を發見し、速にイギリス王に通報したので、一七一七年二月九日の夜、イギリス政府はスウェーデン公使ジレンブルグを逮捕し、其書類を押收すると共に、此事をロンドン駐在の外交團

に報告し、且つ前記スウェーデン船中に発見された書信とジレンブルグから押収した書類を印刷に附して、各國公使竝に一般に公表した。ジレンブルグの往復した書信は、何れもジェームス二世の殘黨と通じて、現英國王の位を覆へさんとする陰謀を最も明確に立證したものであつたが、各國公使はジレンブルグの逮捕を以て國際法を蹂躪するものであるとなし、イギリス政府に抗議を試みたのである(併し其抗議は後日撤回された)。イギリス政府は更にヘーグ駐在の公使に命じて、其時同地に在つたゴルツを逮捕せしめんとした。ゴルツは乃ちアムステルダムに逃げ、其處から又アルンハイムに逃げたが、遂に同地で捕縛された。スウェーデン王チャールス十二世はジレンブルグ竝にゴルツ兩人が逮捕せられたと聞き、直に自國ストックホルム駐在のイギリス公使ジャクソンの捕縛を命じ、更にデンマーク政府に復讐する爲め、ストックホルム駐在の同國公使が宮中に入ることを禁じたのである。之に反して露帝ピーター大帝は當時ヘーグに在つて現に屢々ゴルツと密會しつゝあつたに拘らず、事の露見を知るや、立所に態度を一變し、ロンドン駐在の自國大使館書記官をして、イギリス政府に對し、スウェーデン王は彼の深怨なる仇敵であつて、斯かる者の陰謀には毛頭無關係であることを辯明せしめた。チャールス十二世も亦ジレンブルグ、ゴルツ兩人の所爲は關知せざる所であると強辯したのである。結局この事件はフランスの調停に依り、ジレンブルグはジャクソン(ストックホルムで逮捕されたイギリス公使)と交換せられ、ゴルツも亦釋放されて落着するに至つたのであるが、ゴルツはスウェーデンに歸つてから、色々の政治的犯罪が續々發覺して、遂に死刑に處せられた。

此ジレンブルグ事件は、普通に刑事上の犯罪に就いては、外國公使は駐在國に於て逮捕、訊問、裁判、處刑せらるゝことなき特權を有するも、事態の急迫なる場合には、駐在國の官憲に依つて逮捕せらるゝことある可く、且つ其逮捕の場所が公使の住所たる否とを問はざることに一先例たるものであつて、公使の有する特權が決して絶対のものでないことを知るに足るのである。尤も公使の犯した罪にして、事態緊急ならざるものに關しては、駐在國政府は公使の本國政府に通牒して、該公使の召還を要求することを通例とし、事態急迫なる時は公使に退去を命ずるのであつて、此種の實例は古來列國の外交史に必ずしも珍らしくはないのである。

ガラチンの馭者事件——一八二七年五月の或日、ロンドン駐在米國公使ガラチンの馭者某なる者が、暴行罪を以て、公使館附屬の厩舎で所管判事の令狀に依り逮捕された。逮捕を命じた判事は米國公使館の問合せに對して、厩舎は母屋から獨立したものと見るのがロンドンに於ける一般の習慣であるから、該馭者を逮捕して差支へないと答へたのであるが、米國公使は直に右馭者を解雇すると共に、(一)本件に關する英國々法の解釋、(二)少くとも單純なる輕罪事件に就いては、其犯人たる僕婢を解雇せしめ、又は逮捕せしむる爲に、豫め公使に通告するのが國際間の一般慣例である事、

竝に公使の住居する建物の如何なる箇所に於ても、非常の場合の外、逮捕を行ふのは外交官の特権に反するものである事を擧げて、英國外務省に抗議的質問を試みた。英國外務大臣は之を政府の法律専門官吏に諮問した結果、(一)本件に關する英國々法の解釋上、外交使節及び其職務上の部下は、民刑事事件に依つて逮捕又は處刑されることなきものと、大體に於て認められて居るけれども、外交使節の單純なる僕婢に至つては、刑事上の罪に依つて保護せられるものではない。(二)故に所管判事の令狀に依つて該馭者を逮捕した警察官の行爲は不當ではないが、警察官及び判事等が其職務を執行するに當り、米國公使に何等かの不便を與へ、又は公使の職性及び地位に對し、適當なる敬意を失してゐたことは、外務大臣の甚だ遺憾とする所である。(三)外務大臣は將來同様の事態の再發せざらんことを期する爲め、本事件に於ける令狀執行の手續きが失當であつたことを、右所管判事に通達すると共に、將來外國公使の僕婢が輕罪事件に依つて起訴された場合、所管判事は令狀を執行する前に、直接又は外務省を通じて、豫め該公使に令狀の發せられたことを通告し、其令狀を執行す可き時と方法に關して、公使の便宜を伺はしめることにするであらう、と云ふ意味の解答をしたのである。然るに米國公使は之を以て満足せず、公使館内に於ける逮捕を以て、國際法の學說及び慣例に反するものであるとして、再び抗議したので、英國外務大臣は英國内に於ては如何なる場所と雖も犯人の追捕を庇護せらるゝ地なく、外國使節の住居たる建物とて、國際法に依つて

斯くの如き特権を與へらるゝことはない。併し英國政府は國際法の精神を尊重し、且つ此國に駐在する外國公使に常に敬意を表するの意に於て、將來公使の住居には、犯人を至急速捕するの切迫せる必要な限り、其承諾なくして入らざることにするであらうと再説した。其後米國公使より抗議なく本件は終局したのである。

米國公使ガラチンの馭者某を、ロンドンの警察が暴行罪を以て公使館の一部たる厩舎内に於て逮捕したに對して、米國公使が英國政府に抗議した趣意は、決して公使館の不可侵權を主張したのではない。單に此種の輕罪事件に就いては、駐在國の警察が手を入れる前に、豫め公使に通告して、公使をして犯人たる使用人を解雇せしめ、之を館外に追ふを待ちて逮捕するか、又は公使をして任意犯人を引渡さしむることが、國際法の一般慣例である事、竝に非常の場合の外、公使館内に於て逮捕を行ふのは外交官の特権を害するものであると云ふのであつて、畢竟その犯行が輕罪事件であつて、又事態緊急ならざる時に處する手續に就いて、抗議を試みたるものに外ならないのであるから、若し事件にして非常の場合には、公使館内と雖も警察力を入れることの不法に非ざることを否認するものではない。即ち公使の住所の不可侵權が絶對のものであることを主張してゐるのではないのである。英國政府が此米國公使の抗議に對して讓歩した點も、單に公使館に警察力を入れるに就いての手續に關するものに外ならない。

尤もホーランド教授の引用した右の兩事件は、公使館内に於ける犯人の逮捕に關する先例であるが、孫逸仙事件に於ては、孫は固より何等英國法の犯人ではない。犯人は却て支那公使もしくは公使館員であつた。即ち英國内に於て英國法の保護の下に在る孫を、公使館外にて誘拐して館内に監禁したのであるから、支那公使及び之に關係した館員こそ、英國法の犯人であると云はねばなるまい。英國政府にして若し外交上の紛擾を敢て厭はなかつたならば、少くとも彼等を本國に召還せしむるか、又は退去を命ずることが出来ると同時に、孫の釋放を拒絶するに於ては警察力を用ふる事が出来るのは勿論である。唯本件に於ては英國外務省が事を好まず、又支那公使館も速に其非を悟つたので、大事に至らずして解決されたのである。

倫敦支那公使館の事實上の主人公

一 外交官として派遣された自國臣民

孫逸仙事件に於ける支那公使館の事實上の主人公なる英人サー・ホーリデー・マカートネーとは如何なる人物であるかと云ふに、一八三三年スコットランドの田舎に生まれ、十九歳の時エデンバラ大學に入つて醫學を學ぶこと三年、卒業後一八五八年醫學博士の學位を得、陸軍省軍醫部に職を奉じて、一八五九年から六二年に至る間、印度及び支那に在任した。一八六三年支那政府に雇はれ、李鴻章の信任を得て一八六五年より七五年に至る十年間、南京兵器廠を監督してゐたが、一八七七年英支那公使館の書記官としてロンドンに赴任し、一九〇六年その死するまで、前後約三十年間支那の祿を食むてゐた。孫逸仙事件は即ち支那公使館書記官として専ら彼の細工に依るものであつた。

彼の名は孫逸仙事件に依つて、當時ロンドン外交界及びロンドンの新聞で著名となつたのである

が、之より先き數年前、外交官として一問題を起し、此問題が國際法の一先例として諸家の著書中に、彼の名と共に残されてゐる事件がある。

一八九〇年、サー・ホーリデー・マカートネーは其ロンドン在任中、地方税百十八ポンドを納めざる故を以て、其家財を差押へられんとした。仍つて彼は其差押へを免れる爲め一應納税したけれども、外國の外交官として納税を免除さる可きものであると主張し、裁判所に右納税金の取戻を訴へたのである。之に對し被告たる稅務署側は、若し原告マカートネーにして外國人であつたなら、免稅權を認められるけれども、彼は英國臣民であるから、英國法に依つて納税の義務があると抗辯した。此抗辯に對してマカートネーが云ふに、英國臣民なりと雖も外國公使館の館員として英國に派遣された際、英國政府に於て、其者は依然英國臣民として取扱はる可きものであると云ふ明白な條件の下に接受された場合の外は、英國の管轄權から免除さる可きものである。然るに自分の場合には英國政府は自分を支那公使館書記官として接受した時、何等の條件を附してゐないのであるから、普通外交官たる特權上、地方税不納の故を以て家財を差押へらる可きものでなく、隨つて納税金は返附さる可きものであると反駁した。實際にマカートネーは支那公使館書記官として英國に赴任した時、英國政府は其資格を認め、彼の官名は常例に従つて支那公使館から英國外務省に通告せられ、何等の留保なく支那公使館員たることを承認されてゐたのである。

外國公使が其駐在國に於て諸種の特權及び免除を享有することは明かであるが、是等の特權及び免除は獨り公使に止らず、其家族及び部下の館員にも及ぶものであるから、支那公使館の一員たるサー・ホーリデー・マカートネーが、英國に於て課税を免除さる可きものであると主張するのは一應の理由がある。併し彼は本來英國の臣民である。英國臣民にして英國法の支配から免除さる可き筈はない。即ち茲に一つの矛盾が生ずるのである。此矛盾を解くに就いて先づ解決す可き問題は、或國が外國の臣民を自國の外交官として其臣民の本國に派遣する場合に、其者の本國政府は之を接受せねばならぬものであるかと云ふことである。

往昔一八一五年から一八三四年に至る約二十年の久しき間、ロシア大使としてパリに駐在してゐたポツツォ・ヂ・ボルゴなるものは、元來コルシカ島人即ちフランスの臣民であつた。併し彼は既にロシアに歸化してゐた。最初は露帝の信任甚だ厚かつたけれども、皇帝は後年ボルゴを疑ひ初め、『此コルシカ人はロシア語を解せず、又ロシアの政治的利益を解せざる外國人であつた』、又『ポツツォ・ヂ・ボルゴは精神はフランス人で、事情止むを得ずしてロシア人となつてゐる』と云ふことを知つて、信任が衰へたと傳へらる。之に似た例は、元イタリー國フェララの生れで、後フランスに歸化したロッシー伯なるものを、一八四八年フランスがローマ駐在の大使として任命したことがある。併し是等の例は生來駐在國の臣民であるけれども、歸化して派遣國の臣民となつて居るのであ

るから、純然たる自國の臣民が他國の公使として自國の國都に駐在した適例とはならない。夫れよりもスペインの公使として一七一四年ロンドンに駐在したアイランド人サー・パトリック・ロウレス、一七四八年から六二年末まで在任した同ウォール將軍の方が、寧ろ適例である。又一八五五年までロンドンに駐在したハンサの公使は毎度英人を以て任命せられ、往時ドイツの諸小國がウィーンに駐在せしめた代表者も總てオーストリア人であつたと云ふ。最も奇抜な例は、十七世紀頃オランダ東印度會社に依つて罪人と宣告された一オランダ人が、印度から英國に逃亡して來たのを、一六三六年、英國政府は之を外交代表者に取立て、オランダに派遣したので、オランダ政府は東印度會社の請求に依り之を逮捕した。併し英國との國交に鑑みて、後釋放した。之に反し同世紀頃オランダに於て著名な外交家と稱せらるウィクフォールトは元來阿姆斯特ダムの者であつたが、彼は現にオランダ政府の官吏でありながら、ルウネブルグ公國(今のドイツ國ハノーヴァーに在り)公使としてヘーグに駐在してゐた其在任中、一六七五年彼はオランダ政府の祕密を外國に洩したと云ふの罪を以て逮捕せられ、裁判の結果、終身禁錮、財産沒收の刑に處せられたのである。併し一七二七年以後、オランダは外國の公使として自國人民を接受することを禁じた。

二 自國人を外國公使として接受した米國

自國の臣民が他國の外交代表者として自國に任命派遣されたに就いて、最も多くの實例を供給するものは米國である。米國では自國の任命する外交官たるものは自國人に限ると同時に、米國人が他國の外交代表者として來任することを古來拒絕してゐるのであるが、此原則は必ずしも一貫して行はれてゐない。一八二二年、米國人ド・フォレストなるものがアルゼンチンの公使として就任せんとしたに對し、國務卿アダムスは、米國の市民にして米國に住居する者に外國の外交代表者たる特權を附與することは出來ぬと云つて拒絕した。然るに一八六七年、米國の北京駐在公使アンソン・バーリンゲームが辭職して、支那政府から支那の外交使節として雇はれ、米國に派遣された時、翌年ワシントンに到着するや、大統領は彼を支那の外交代表者として接受したのみならず、彼と國務卿シウワードとの間に米支新條約をさへ締結したのである。一八六九年、ジョン・カルドウェルが南米ボリヴィヤ駐在米國公使を罷めた後、同國首府ラ・パズから米國々務卿フィッシュに書を寄せて、駐米ボリヴィヤ公使に任命されたと報じて來たに對し、國務卿は外國の外交代表者として米國の臣民を接受することは面白からず、但し公使の資格に於て單に一時的特殊の任務を帯びるに止まり、長期常任を要する如きものでないならば妨げなき旨を答へた。處が此返書の到着した時は、彼は既に米國赴任の途中に在つた。翌年ワシントンに着いて、ボリヴィヤ公使として米國政府に披露するや、國務卿は彼を公使として接受するのは、前日の返書に示した條件の下に於て爲すのであると告

げた。然るにカルドウエルは彼の任務は一時的のものでなく、常任公使として承認を得んとするものであると答へたので、フィッシュは之を拒絶すると共に、ポリヴィヤ政府に宛て、米國政府がカルドウエルを拒絶するのは、ポリヴィヤ政府又はカルドウエルに對する何等非友誼的意思に出たのではなく、彼は米國人民たるが故に此處置を執つたに過ぎないのであつて、以前にも米國人民が外國の外交官として派遣された者に對し、同様の處置を執つたことを辯解した。茲に以前にも同様の處置を執つたと云ふのは、此事件の恰も一箇月前、一米人が中米ホンデラスの公使として任命せられたのに對し、米國政府が之を拒絶したことを指すのである。

一八七四年、米國駐在リベリヤ公使シーフェリンが辭職して其後任として、米人コッピンガーなる者が任命せらる可きことを、米國政府に通じて來た時にも、國務卿フィッシュは國務省の規則に於ては、米國人民を外交官の資格に於て接受することを得ないから、總領事又は政治代表者としてなら之を承認しても宜しいと答へた。然るに一八八〇年元ヱネゼラの生れであつたが、後米國に歸化したコマチ・オなる者をヱネゼラ公使として、米國政府は承認してゐるのである。當時米國々務卿エヴァーツは右コマチ・オに對して『國家間の外交々際に於ける慣行は、其人が派遣國の生れであるにしても、接受國の歸化民として法律上の資格を獲得した貴下の如き人を、代表の資格に於て承認することを認めないのであるけれども、ヱネゼラとの外交關係が間もなく回復せられんと

する際であるから、技術上の故障も有力ではあるが、余は之を以て妨げんとするものではない。仍つて余は明日十二時より三時の間、貴下の最も都合の時刻に、御携帶の信任狀原文を貴下の手から接受することを得ば幸甚である』と書いて居る。之は米國とヱネゼラの國交が中絶して居たのが恰も回復した際であつたので、ヱネゼラの感情を尊重して從來の慣行を破つたのである。即ち米國は其政策の都合に依つて、必ずしも舊例を固守するものではないことが知られる。一八八四年、ヘイチ國は、ニューヨーク駐在の同國領事バセットを代理公使に任命せんとして、米國政府に其同意を求めた處、國務卿フレリングハイゼンは彼が米國市民であることを理由として拒絶した。一八八六年、中米ホンデラス國外務卿は米國市民にして同國ニューヨーク駐在の總領事たるジャコブ・ペイツを公使に任命するの意を米國に通じて來たに對し、米國々務省は、凡そ外國公使は特權及び免除を享有するものであるから、若しペイツを承認する時は、米國市民たる者をして特殊の地位を保有せしむることとなり、甚だ不都合であるが、併し一時、公使が缺けてゐては同國の爲に不便であらうから、ペイツは外交事務に就いて國務省と交渉することは差支へないと答へた。ペイツは、然らば米國市民たる義務及び責任を免除されなくとも宜しいから、ホンデラスの臨時公使又は外交代表として承認せられんことを請ふたが、米國々務省は夫れは彼に外交的資格を附與することゝなると云ふ理由を以て飽くまで應じなかつた。一八九一年、米國政府は米人スペンサー・プラットを

ペルシヤ公使としてワシントンに駐在せしむることに異議なきかとの、ペルシヤ政府の問合せに答へて『我政府の一貫せる法規は、我國人を外國の駐在公使として承認することに依つて、其者に外交上の免除及び治外法權を及ぼすことを禁ず』と云つて居る。一八九三年にもドミニカン共和國から米人クライドなるものを、米國駐在公使に任命せんとしたのを、米國政府は米國市民たるの故を以て拒絶した。一八九九年、英國と南阿トランスヴァール共和國との間に戦端を開いた際、ニューヨークの名士ジュームス・オペヤーンは一日ワシントン國務省を訪ふて、彼が南阿共和國の外交代表者として任命されたことを告げ、國務省に於て極めて鄭重に遇せられたが、外國の代表者として米國市民を承認することは國務省の慣例に反すと云つて、又鄭重に拒絶せられたのである。

以上は自國の人民が他國の外交代表者として來任し、又は來任するものを拒絶したる往時の實例を示したのであるが、若し其來任を承認した場合に、自國人民たる義務と外國外交代表者たる特權の衝突は如何に之を處理す可きや、今日にては此種の實例は殆ど全く其跡を絶つてゐるから、實際上の問題を引起したことはないのであるが、此問題に對するウールシーの説は大體の原則を示したものと信じられる。即ち『一國の一人人が外國の外交使節として、自國の政府に依つて承認せられる時は、外交使節たる階級に屬するものと認めらるゝ一切の免除を、彼に附與せられるものとするのが當然である。然らざれば彼は其職務を自由に遂行することを得ないからである。彼の君主は他

國の君主の外交使節たる彼を承認することを拒絶する權利を有するものであるが、併し苟も一旦彼を斯く承認する以上、其期間中は彼に對し管轄權を放棄したものである』(Woolsey, International Law, 5th ed, p. 141) といふのである。

三 マカートネーの勝訴

前掲の諸例は、外國使節即ち外國代表者として自國人民の任命された場合を専ら擧げたのであるが、外國公使館員即ち外國使節の部下として自國人民が任命せられたものを承認した例に至つては、古來殆ど無數であつて、之を拒絶した場合の方が寧ろ異例に屬するものである。米國の如き外交使節として自國人民の任命せらるゝことは、國務省の一方針として之を拒絶するに拘らず、公使館員の任命に就いては全く之に反する慣例に據つて居る。曾て一八一八年米國政府が初めて此例に際會した時、當時の國務卿アダムスは、米國の市民を在米外國公使館書記官として國際法又は國際慣例上承認す可きものであるか否かを、檢事總長ウィリアム・ワートに諮問したに對して、檢事總長は英國に於ける實例を擧げ、是等の實例が國際法に準據して決定せられ、其任用は合法であり、且つ之に特權を附與せらる可きことが確立されて居ると答申し、其理由と論決を左の如く述べて居る。

『外國公使の逮捕免除の特權が、彼の使用人全部に及ぶの故を以て、其駐在國の人民を任用する

權利を拒絶するのは、國家間に公使を設けて交際する上に、非常な不便とならざるを得ない。故に我市民を此資格に任用するの權利を公使に拒絶する時は、其隨員全部を本國から連れて來ることを要求することになる。又公使と我政府との直接の交際に臨みて、彼我の國語の相違から生ず可き一切の遲滯と面倒を彼に掛けることとなるのである。此理由に依つて外國公使が駐在國の人民を其公使館員に任用する此慣例は、今日一般に行はるゝに至つたのであると信ずる。

故に國際法及び國際慣例に於ては、大統領が米國の歸化市民を在米外國公使館の書記官として承認することを、單に其者が米國市民たるの故を以て拒絶するのは、之を正當とす可き何等の根據はなすと信ずる』(Moore, International Law Digest, Vol. IV, p. 550)

曾て日本、支那、暹羅等の東洋諸國が、其ロンドン公使館に於て英國臣民を館員として任用してゐたことは、多年の著明なる事實であつて、サー・ホーリデー・マカートネーが前後約三十年に亘つて、支那のロンドン公使館に在任したるが如き、其一例に過ぎないのである。尤も其就任に當つて之を承認すると否とは、接受國政府の任意に在ること勿論であるから、英國と雖も之を拒絶した實例がある。例へば一八九一年在英ペルシャ公使は以前同國のロンドン總領事であつた英人某を、公使館の名譽館員として任用し、公使の部下の一員として英國外務省に其氏名を通告して出たけれども、英國政府は此任用を承認しなかつたのである。然る處、此者はロンドンに於て商賣を營み、

其爲め債務を負ふてゐたので、前年既に債權者から訴へられ、其ペルシャ公使館に任用された後間もなく敗訴の宣告を受け、續いて破産を申請されたのである。そこで此者はペルシャ公使館員として民事裁判の免除權を主張して抗辯したのであるが、裁判所は彼を以て特權を主張する資格なき者と判決した。其理由は彼のペルシャ公使館に於ける任用は債權者に對して彼を保護する爲にせられたのであつて、ペルシャ公使の不注意に爲したものであると云ふに在つた。

元來自國の任命する外交官たる者は、其任務の重要なに鑑みるも、自國人民たる可き筈であるのに、往々外國人殊に其駐在國人民を任用する例のあるのは、畢竟外交官を派遣する國が、其文化の程度低く、未だ國際の實情慣例に通ぜざるに依り、止むを得ずして之を行ふのであつて、前掲の諸例に徴するも、中米の諸小國、東洋の未開國等に最も多く之を見るのである。然るに文化漸く發達して國際の實情慣例に通ずるに至るや、この種の異例は次第に其跡を絶ち、自國の外國代表者及び其部下の外交官は、専ら自國人を以て任ずることに改められ、今日偶々外國の公使館が其法律顧問、翻譯官の類に、駐在國人を雇用して居るのを見るに過ぎないのであつて、然も是等の者が外交官の特權を當然享有するものとは認められてゐない。例へば米國にて二十餘年前までは國務省から毎月發行する外交官名簿の中に、駐米の小國公使館に法律顧問として雇はれて居るワシントン在任の法律家の氏名を載せてゐたのであるが、其主なる目的は白亞館に催さるゝリセプションや、

茶の會に、右名簿に載せられたもの夫妻を招待する爲であつた。然るにルートが國務卿に就任するに及んで、多年の此慣行を廢止せしめた。其理由とする所は、米國人民はワシントンに於ける外國公使館で外交官の資格を享有する者ではないと云ふのであつた。(John W. Foster, Practice of Diplomacy, p. 50)

故に近時外國の外交使節として其駐在國の人民を任命することが、殆ど其例を見なくなるに至つたのは勿論、公使館の官吏としても駐在國人民を任用するの例は、漸次絶滅してゐるのである。併し之は現時の大勢であるとして、本記事の主人公たる支那公使館書記官英人サー・ホーリデー・マカートネーは一方に英國臣民であると同時に、他方に外國の外交官である。彼は其在任する自國に於て普通の外交官の特權及び免除を享有するものであるか。英國裁判所は本件に關して左の如く判決した。

「被告は原告(マカートネー)が若し外國人であつたなら、其主張する所の免除を享有する權利あることを認めるのであるが、然るに彼は英國の臣民であるから、其自國の法律に依然服従せねばならぬものである云々と抗辯するのである。而して此抗辯の根據として、バインカースホーク(十八世紀に於ける最も著名なオランダの法學者にして國際法に關する多くの名著あり)の「外國使節管轄權論」(De Foro Legatorum, 1721)第十一章中の所論を援用し、バインカースホークは

外國の公使として其本人の自國に派遣せられた者は、彼が歸屬する國家の法律に依然服従す可きものであると説いて居ると主張するのであるが、併し此博學なる著者の本意は、公使は其公職に關する一切に於て、駐在國の管轄權を免除せらるゝ權利があると云ふのであつて、又之は本問題に關する後世の著者達も同意見なるが如し。(ホイートン「國際法」ローレンス註解第二版百八十九頁及び同書引用著書參照)若し之を以て原則とするに於ては、原告は問題たる差押を免除さる可きものである。何となれば差押は公使館の一員たる彼の職務の執行を明に妨害するものであるからである。然るに原告が主張する保護を彼に與ふ可きものとする今一つの理由がある。即ちバインカースホーク(其著の「第八章」)及び此問題に關する凡ての後世の著者達は、國家は外國公使館の一員を接受するに際し、之に適當と信する條件を課する權利あることを認めるのであるが、併し公使が保留なく接受されたる場合には、彼は完全に外交官の權利を享有するものであることを、暗黙に意味するものであると説いて居るのである。バインカースホークは免除の原則を避ける唯一の方法は、公使を接受する際、彼は其國の管轄權に服従す可きものであるとの條件を、彼に課することであると指摘して居る。此説は後世の著者達に依つて、自國政府に派遣された公使の場合にも及ぼして居るのであるが、十分の理由あるものと信じられる。即ち此見解はホイートン、カルヴー、フィリモアの論述に依つて支持せられる所であつて、例へばホイートンは其「國際法」三百